

○財務省告示第二百六十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第一百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和三年十月十五日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目 次	目 次
輸出統計品目表	輸出統計品目表
目次	目次
輸出統計品目表の解釈に関する通則	輸出統計品目表の解釈に関する通則
第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品	第 1 部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品
第 1 類 [略]	第 1 類 [同左]
第 2 類 [略]	第 2 類 [同左]
第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>	第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>
第 4 類 [略]	第 4 類 [同左]
第 5 類 [略]	第 5 類 [同左]
第 2 部 [略]	第 2 部 [同左]
第 3 部 <u>動物性、植物性又は微生物性の油脂</u> 及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第 3 部 <u>動物性又は植物性の油脂</u> 及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第 1 5 類 <u>動物性、植物性又は微生物性の油脂</u> 及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第 1 5 類 <u>動物性又は植物性の油脂</u> 及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第 4 部 <u>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u>	第 4 部 <u>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</u>
第 1 6 類 肉、 <u>魚</u> 、甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> 又は昆虫類の調製品	第 1 6 類 肉、 <u>魚又は甲殻類</u> 、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の調製品
第 1 7 類～第 2 3 類 [略]	第 1 7 類～第 2 3 類 [同左]
第 2 4 類 <u>たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u>	第 2 4 類 <u>たばこ及び製造たばこ代用品</u>
第 5 部～第 1 9 部 [略]	第 5 部～第 1 9 部 [同左]
第 2 0 部 雑品	第 2 0 部 雑品
第 9 4 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する物品をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	第 9 4 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する物品をした物品並びに <u>ランプ</u> その他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第 9 5 類 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	第 9 5 類 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品
第 9 6 類 [略]	第 9 6 類 [同左]

第21部 [略]				第21部 [同左]			
[削除]				第22部 特殊取扱品			
[略]				[同左]			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
第2類 肉及び食用のくず肉				第2類 肉及び食用のくず肉			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) [略]				(a) [同左]			
(b) <u>食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）</u>				[新規]			
(c) [略]				(b) [同左]			
(d) [略]				(c) [同左]			
備考				備考			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>				第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u>			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)及び(b) [略]				(a)及び(b) [同左]			
(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u> で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）				(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の <u>水棲無脊椎動物</u> で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）			
(d) [略]				(d) [同左]			
2 [略]				2 [同左]			
3 <u>第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第03.09項参照）。</u>				[新規]			
備考				備考			
1 第03.06項から <u>第03.09項まで</u> において「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。				1 第03.06項から <u>第03.08項まで</u> において「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。			
03.01		魚（生きているものに限る。）		03.01		魚（生きているものに限る。）	

	[略]			[同左]	
0301.11	[略]		0301.11	[同左]	
0301.19	[略]		0301.19	[同左]	
	－その他の魚（生きているものに限る。）			－その他の魚（生きているものに限る。）	
0301.91			0301.91		
}	[略]		}	[同左]	
0301.95			0301.95		
0301.99	－その他のもの		0301.99	－その他のもの	
100	－－たい（たい科のもの）	KG	100	－－たい（たい科のもの）	KG
<u>200</u>	－－ぶり（セリオーラ属のもの）	KG		[新規]	
900	－－その他のもの	KG	900	－－その他のもの	KG
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
	[略]			[同左]	
0302.11			0302.11		
}	[略]		}	[同左]	
0302.29	－まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		0302.29	－まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）</u> ・ペラミス）（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0302.31	[略]		0302.31	[同左]	
0302.32	[略]		0302.32	[同左]	
0302.33 000	－かつお（ <u>カツオヌス・ペラミス</u> ）	KG	0302.33 000	－かつお	KG
0302.34			0302.34		
}	[略]		}	[同左]	
0302.99			0302.99		
03.03	魚（冷凍したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		03.03	魚（冷凍したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
	[略]			[同左]	
0303.11			0303.11		
}	[略]		}	[同左]	
0303.39			0303.39		

	ーまぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0303.41	[略]	
0303.42	[略]	
0303.43 000	ーかつお（カツオヌス・ペラミス）	KG
0303.44		
}	[略]	
0303.69	ーその他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0303.81		
}	[略]	
0303.84		
0303.89	ーその他のもの	
300	ーたい（たい科のもの）	KG
400	ーかつお（カツオヌス・ペラミスを除く。）	KG
500	ーさば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）	KG
600	ーぶり（セリオラ属のもの）	KG
900	ーその他のもの	KG
	[略]	
0303.91		
}	[略]	
0303.99		
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
	[略]	
0304.31		
}	[略]	
0304.79	ーその他の魚のフィレ（冷凍したものに限り。）	

	ーまぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0303.41	[同左]	
0303.42	[同左]	
0303.43 000	ーかつお	KG
0303.44		
}	[同左]	
0303.69	ーその他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0303.81		
}	[同左]	
0303.84		
0303.89	ーその他のもの	
300	ーたい（たい科のもの）	KG
400	ーかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミスを除く。）	KG
500	ーさば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）	KG
600	ーぶり（セリオラ属のもの）	KG
900	ーその他のもの	KG
	[同左]	
0303.91		
}	[同左]	
0303.99		
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）	
	[同左]	
0304.31		
}	[同左]	
0304.79	ーその他の魚のフィレ（冷凍したものに限り。）	

0304.81	}	[略]		0304.81	}	[同左]	
0304.86				0304.86			
0304.87		――まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）		0304.87		――まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス</u> ）	
	100	――まぐろ（トウヌス属のもの）	KG	100		――まぐろ（トウヌス属のもの）	KG
	200	――かつお（カツオヌス・ペラミス）	KG	200		――かつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス</u> ）	KG
0304.88				0304.88			
	}	[略]			}	[同左]	
0304.99				0304.99			
03.05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		03.05		魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） <u>、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	
		[削除]		<u>0305.10</u>	000	<u>一魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	KG
0305.20				0305.20			
	}	[略]			}	[同左]	
0305.79				0305.79			
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）		03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、 <u>蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	
		一冷凍したもの				一冷凍したもの	
0306.11				0306.11			
	}	[略]			}	[同左]	
0306.17				0306.17			
0306.19	000	――その他のもの	KG	0306.19	000	――その他のもの（ <u>甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。</u> ）	KG

		－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
0306.31		
↳		[略]
0306.36		
0306.39	000	－その他のもの
		－その他のもの
0306.91		
↳		[略]
0306.95		
0306.99		－その他のもの
	010	－くん製したもの
	090	－その他のもの
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
		[略]
0307.11		
↳		[略]
0307.19		－スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物
		[略]
0307.21		
0307.22		－冷凍したもの
	100	－完全に殻を除いたもの
	900	－その他のもの
0307.29		－その他のもの
		－くん製したもの

		－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
0306.31			
↳		[同左]	
0306.36			
0306.39	000	－その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	KG
		－その他のもの	
0306.91			
↳		[同左]	
0306.95			
0306.99		－その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	
	010	－くん製したもの	KG
	090	－その他のもの	KG
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	
		[同左]	
0307.11			
↳		[同左]	
0307.19		－スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
		[同左]	
0307.21			
0307.22	000	－冷凍したもの	KG
0307.29		－その他のもの	
	100	－くん製したもの	KG

	<u>110</u>	-----貝柱		KG				
	<u>190</u>	-----その他のもの		KG				
	900	---その他のもの [略]		KG	900	---その他のもの [同左]		KG
0307.31					0307.31			
く		[略]			く	[同左]		
0307.88		-その他のもの			0307.88	-その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
<u>0307.91</u>	<u>000</u>	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		KG	<u>0307.91</u>	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
					<u>300</u>	---スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		KG
					<u>900</u>	---その他のもの		KG
<u>0307.92</u>	<u>000</u>	---冷凍したもの		KG	<u>0307.92</u>	---冷凍したもの		
						---スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		
					<u>011</u>	-----完全に殻を除いたもの		KG
					<u>019</u>	-----その他のもの		KG
					<u>090</u>	---その他のもの		KG
0307.99		---その他のもの ---くん製したもの			0307.99	---その他のもの ---くん製したもの		
	<u>310</u>	-----貝柱		KG	<u>210</u>	-----貝柱		KG
	<u>390</u>	-----その他のもの		KG	<u>290</u>	-----その他のもの		KG
	900	---その他のもの		KG	900	---その他のもの		KG
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）			03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）		
		[略]				[同左]		

0308.11				0308.11			
}	[略]			}	[同左]		
0308.90				0308.90			
<u>03.09</u>	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）				[新規]		
<u>0309.10</u>	000 一魚のもの		KG				
<u>0309.90</u>	一その他のもの						
	100 一甲殻類のもの		KG				
	200 一軟体動物のもの		KG				
	900 一その他のもの		KG				
<p>第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p><u>2</u> 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の<u>全ての</u>特性を有するもの限り、チーズとして第04.06項に属する。</p> <p>(a)~(c) [略]</p> <p><u>5</u> この類には、次の物品を含まない。</p> <p><u>(a)</u> <u>生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第05.11項参照）</u></p> <p><u>(b)</u> [略]</p> <p><u>(c)</u> [略]</p> <p><u>(d)</u> [略]</p> <p><u>6</u> 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第4部に属する。）</p>				<p>第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>2</u> [同左]</p> <p><u>3</u> ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の<u>すべての</u>特性を有するもの限り、チーズとして第04.06項に属する。</p> <p>(a)~(c) [同左]</p> <p><u>4</u> この類には、次の物品を含まない。</p> <p>[新規]</p> <p><u>(a)</u> [同左]</p> <p><u>(b)</u> [同左]</p> <p><u>(c)</u> [同左]</p> <p>[新規]</p>			

号注				号注			
[略]				[同左]			
04.01		[略]		04.01		[同左]	
04.02		[略]		04.02		[同左]	
04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト		04.03		バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、 <u>ヨーグルト</u> 、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	
<u>0403.20</u>	<u>000</u>	<u>ーヨーグルト</u>	<u>KG</u>	<u>0403.10</u>	<u>000</u>	<u>ーヨーグルト</u>	<u>KG</u>
0403.90		[略]		0403.90		[同左]	
04.04		[略]		04.04		[同左]	
04.09		[略]		04.09		[同左]	
04.10		昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		04.10		食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	
<u>0410.10</u>	<u>000</u>	<u>ー昆虫類</u>	<u>KG</u>	<u>0410.00</u>	<u>000</u>	<u>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>
<u>0410.90</u>	<u>000</u>	<u>ーその他のもの</u>	<u>KG</u>				
[略]				[同左]			
第7類 食用の野菜、根及び塊茎				第7類 食用の野菜、根及び塊茎			
注				注			
1及び2 [略]				1及び2 [同左]			
3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>全てのもの</u> を含む。				3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>すべてのもの</u> を含む。			
(a)～(d) [略]				(a)～(d) [同左]			
4 [略]				4 [同左]			
5 第07.11項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。				[新規]			
07.01		[略]		07.01		[同左]	
07.03		[略]		07.03		[同左]	
07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		07.04		キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	

0704.10	000	ーカリフラワー及びブロッコリー
0704.20		[略]
0704.90		[略]
07.05		
}		[略]
07.08		
07.09		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
0709.20		
}		[略]
0709.40		ーきのこ及びトリフ
0709.51		[略]
<u>0709.52</u>	000	ーきのこ（やまどりたけ属のもの）
<u>0709.53</u>	000	ーきのこ（あんずたけ属のもの）
<u>0709.54</u>	000	ーしいたけ（レンティヌス・エドデス）
<u>0709.55</u>	000	ーまつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、 トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びト リコロマ・カリガトゥム）
<u>0709.56</u>	000	ートリフ（セイヨウシウロ属のもの）
0709.59		
}		[略]
0709.99		
07.10		[略]
07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適し ないものに限る。）
0711.20		
}		[略]
0711.90		
07.12		乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものと し、更に調製したものを除く。）
0712.20		[略]

KG	0704.10	000	ーカリフラワー	KG
	0704.20		[同左]	
	0704.90		[同左]	
	07.05			
	}		[同左]	
	07.08			
	07.09		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	0709.20			
	}		[同左]	
	0709.40		ーきのこ及びトリフ	
	0709.51		[同左]	
KG			[新規]	
KG			[新規]	
KG			[新規]	
			[新規]	
KG			[新規]	
KG			[新規]	
	0709.59			
	}		[同左]	
	0709.99			
	07.10		[同左]	
	07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、 亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、 そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	
	0711.20			
	}		[同左]	
	0711.90			
	07.12		乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものと し、更に調製したものを除く。）	
	0712.20		[同左]	

0712.31		一きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		0712.31		一きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	
0712.31		[略]		0712.31		[同左]	
0712.33				0712.33			
0712.34	000	<u>---しいたけ（レンティヌス・エドデス）</u>	KG			[新規]	
0712.39	000	<u>---その他のもの</u>	KG	0712.39		<u>---その他のもの</u>	
					100	<u>----しいたけ</u>	KG
					900	<u>----その他のもの</u>	KG
0712.90		[略]		0712.90		[同左]	
07.13		[略]		07.13		[同左]	
07.14		[略]		07.14		[同左]	
<p>第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p> <p>注</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 第08.12項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</p>				<p>第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮</p> <p>注</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>[新規]</p>			
08.01		[略]		08.01		[同左]	
08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
		[略]				[同左]	
0802.11				0802.11			
0802.11		[略]		0802.11		[同左]	
0802.80				0802.80			
		<u>---その他のもの</u>		0802.90	000	<u>---その他のもの</u>	KG
0802.91	000	<u>---殻付きの松の実</u>	KG				
0802.92	000	<u>---殻を除いた松の実</u>	KG				
0802.99	000	<u>---その他のもの</u>	KG				
08.03		[略]		08.03		[同左]	
08.04		[略]		08.04		[同左]	
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	

0805.10			0805.10		
}	[略]		}	[同左]	
0805.29			0805.29		
0805.40 000	— グレープフルーツ及びポメロ	KG	0805.40 000	— グレープフルーツ (ポメロを含む。)	KG
0805.50	[略]		0805.50	[同左]	
0805.90	[略]		0805.90	[同左]	
08.06			08.06		
}	[略]		}	[同左]	
08.11			08.11		
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (例えば、 <u>亜硫酸ガス</u> 又は塩水、 <u>亜硫酸水</u> その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、 <u>そのままの状態では食用に適しないものに限る。</u>)	
0812.10	[略]		0812.10	[同左]	
0812.90	[略]		0812.90	[同左]	
08.13	乾燥果実 (第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		08.13	乾燥果実 (第08.01項から第08.06項までのものを除く。)及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
0813.10			0813.10		
}	[略]		}	[同左]	
0813.30			0813.30		
0813.40	— その他の果実		0813.40 000	— その他の果実	KG
	100	KG			
	900	KG			
0813.50	[略]		0813.50	[同左]	
08.14	[略]		08.14	[同左]	
[略]			[同左]		
第10類 穀物			第10類 穀物		
注			注		
1 (A) [略]			1 (A) [同左]		
(B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、 <u>玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含み、第10.08項には、サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものを含む。</u>			(B) この類には、穀の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、 <u>玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含む。</u>		

2 [略]	2 [同左]
号注	号注
[略]	[同左]
[略]	[同左]
12.01 }	12.01 }
12.10	12.10
12.11	12.11
1211.20 }	1211.20 }
1211.50	1211.50
<u>1211.60</u> 000	
1211.90	1211.90
12.12 }	12.12 }
12.14	12.14
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
注	注
1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。	1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。
(a)～(f) [略]	(a)～(f) [同左]
(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの(第38.22項参照)	(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用試薬(第30.06項参照)
(h)～(k) [略]	(h)～(k) [同左]
[略]	[同左]
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

注				注			
[略]				[同左]			
号注				号注			
1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100				[新規]			
グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STAN							
DARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリ							
ーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。							
2 [略]				1 [同左]			
備考				備考			
[略]				[同左]			
15.01				15.01			
く	[略]			く	[同左]		
15.08				15.08			
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	[削除]						
<u>1509.20</u> 000	－エクストラバージンオリーブ油		KG	<u>1509.10</u> 000	－バージン油		KG
<u>1509.30</u> 000	－バージンオリーブ油		KG		[新規]		
<u>1509.40</u> 000	－その他のバージンオリーブ油		KG		[新規]		
1509.90	[略]			1509.90	[同左]		
15.10	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			15.10			
				<u>1510.00</u> 000	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		KG
<u>1510.10</u> 000	－粗製のオリーブかす油		KG				
<u>1510.90</u> 000	－その他のもの		KG				
15.11				15.11			
く	[略]			く	[同左]		
15.14				15.14			
15.15	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	[略]				[同左]		

1515.11				1515.11			
}	[略]			}	[同左]		
1515.50				1515.50			
<u>1515.60</u>	<u>000</u>	<u>一微生物性油脂及びその分別物</u>	<u>KG</u>		[新規]		
1515.90		[略]		1515.90	[同左]		
15.16		<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</u>		15.16	<u>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）</u>		
1516.10		[略]		1516.10	[同左]		
1516.20		[略]		1516.20	[同左]		
<u>1516.30</u>	<u>000</u>	<u>一微生物性油脂及びその分別物</u>	<u>KG</u>		[新規]		
15.17		<u>マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</u>		15.17	<u>マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</u>		
1517.10		[略]		1517.10	[同左]		
1517.90		[略]		1517.90	[同左]		
15.18				15.18			
1518.00	<u>000</u>	<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>	1518.00	<u>000</u>	<u>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>
15.20				15.20			
}	[略]			}	[同左]		
15.22				15.22			
第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、 <u>非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u>				第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品			

注
[略]
第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

注
1 この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。
2 ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注
1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。

2 [略]

備考

[略]

16.01				
<u>1601.00</u>		<u>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</u>		
	<u>100</u>	<u>－昆虫類のもの</u>		<u>KG</u>
	<u>900</u>	<u>－その他のもの</u>		<u>KG</u>
16.02		<u>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類</u>		
<u>1602.10</u>		<u>－均質調製品</u>		

注
[同左]
第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注
1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注
1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。

2 [同左]

備考

[同左]

16.01				
<u>1601.00</u>	<u>000</u>	<u>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</u>		<u>KG</u>
16.02		<u>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</u>		
<u>1602.10</u>	<u>000</u>	<u>－均質調製品</u>		<u>KG</u>

	100	――昆虫類のもの		KG					
	900	――その他のもの		KG					
1602.20					1602.20				
く		[略]			く		[同左]		
1602.50					1602.50				
1602.90		――その他のもの（動物の血の調製品を含む。）			1602.90	000	――その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	KG	
	100	――昆虫類のもの		KG					
	900	――その他のもの		KG					
16.03		[略]			16.03		[同左]		
16.04		[略]			16.04		[同左]		
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10					1605.10				
く		[略]			く		[同左]		
1605.40		――軟体動物			1605.40		――軟体動物		
1605.51					1605.51				
く		[略]			く		[同左]		
1605.58					1605.58				
1605.59		――その他のもの			1605.59		――その他のもの		
	200	――貝柱		KG		100	――貝柱	KG	
	900	――その他のもの		KG		900	――その他のもの	KG	
		[略]					[同左]		
1605.61					1605.61				
く		[略]			く		[同左]		
1605.69					1605.69				
[略]					[同左]				
第18類 ココア及びその調製品					第18類 ココア及びその調製品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、第04.03項、第19.01項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品を含まない。				
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超									

<p>えるもの（第16類参照）</p> <p>(b) 第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品</p>		<p>2 [略]</p>		<p>2 [同左]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>		<p>[同左]</p>	
<p>第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b)及び(c) [略]</p>		<p>2～4 [略]</p>		<p>第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b)及び(c) [同左]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>		<p>[同左]</p>	
<p>第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) 植物性油脂（第15類参照）</p> <p>(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）</p> <p>(d) [略]</p> <p>(e) [略]</p>		<p>2～6 [略]</p>		<p>第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>(b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）</p> <p>(c) [同左]</p> <p>(d) [同左]</p>	
<p>号注</p> <p>[略]</p>		<p>号注</p> <p>[同左]</p>		<p>号注</p> <p>[同左]</p>	
20.01				20.01	
>	[略]			>	[同左]
20.07				20.07	
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適			20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適

	する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)
	[略]
2008.11	
}	[略]
2008.80	
	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）
2008.91	[略]
2008.93 000	－クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オキシココス）及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）
2008.97	[略]
2008.99	－その他のもの
010	－梅
020	－焼きのり及び味つけのり
	<u>－かんしよ</u>
031	<u>－単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のもの</u>
039	<u>－その他のもの</u>
090	－その他のもの
20.09	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
	[略]
2009.11	
}	[略]
2009.19	
	－ <u>グレープフルーツジュース及びボメロジュース</u>
2009.21	
}	[略]
2009.79	

	する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)	
	[同左]	
2008.11		
}	[同左]	
2008.80		
	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）	
2008.91	[同左]	
2008.93 000	－クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オキシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）	KG
2008.97	[同左]	
2008.99	－その他のもの	
010	－梅	KG
020	－焼きのり及び味つけのり	KG
	[新規]	
		KG
		KG
		KG
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	
	[同左]	
2009.11		
}	[同左]	
2009.19		
	－ <u>グレープフルーツ（ボメロを含む。）ジュース</u>	
2009.21		
}	[同左]	
2009.79		

2009.81	000	ーその他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。） ー克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	L	KG	2009.81	000	ーその他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） ー克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース	L	KG
2009.89		[略]			2009.89		[同左]		
2009.90		[略]			2009.90		[同左]		
第21類 各種の調製食品					第21類 各種の調製食品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(d) [略]					(a)～(d) [同左]				
(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）					(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）				
<u>(f)</u> 第24.04項の物品					[新規]				
<u>(g)</u> [略]					<u>(f)</u> [同左]				
<u>(h)</u> [略]					<u>(g)</u> [同左]				
2及び3 [略]					2及び3 [同左]				
[略]					[同左]				
22.01		[略]			22.01		[同左]		
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		[略]			2202.10		[同左]		
2202.99		[略]			2202.99		[同左]		
22.03		[略]			22.03		[同左]		
22.07		[略]			22.07		[同左]		
22.08		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20		[略]			2208.20		[同左]		

く	[略]		く	[同左]	
2208.70			2208.70		
2208.90	－その他のもの		2208.90	－その他のもの	
200	－連続式蒸留焼酎（酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第9号に規定する連続式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。）並びに連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎（同条第10号に規定する単式蒸留焼酎をいう。以下この号において同じ。）を混和したもの	L	100	－しょうちゅう	L
300	－泡盛（酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコールであつて、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和28年政令第28号）第8条の3第4項及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第11条の5の規定に基づき品目の表示を泡盛の呼称によることができるものに限る。）及び単式蒸留焼酎	L			
900	－その他のもの	L	900	－その他のもの	L
22.09	[略]		22.09	[同左]	
[略]			[同左]		
23.01	[略]		23.01	[同左]	
く			く		
23.05			23.05		
23.06	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）		23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）	
2306.10			2306.10		
く	[略]		く	[同左]	
2306.90			2306.90		
23.07			23.07		
く	[略]		く	[同左]	
23.09			23.09		
第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）			第24類 たばこ及び製造たばこ代用品		
注			注		

<p>1 [略]</p> <p>2 第24.04項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第24.04項に属する。</p> <p>3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。</p> <p>号注 [略]</p>	<p>1 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>[新規]</p> <p>号注 [同左]</p>																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>24.01</td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24.03</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24.04</td> <td></td> <td>たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>－非燃焼吸引用の物品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2404.11</td> <td></td> <td>－－たばこ又は再生たばこを含有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>－－－シートたばこ</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900</td> <td>－－－その他のもの</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td>2404.12</td> <td>000</td> <td>－－その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td>2404.19</td> <td></td> <td>－－その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>－－－製造たばこ代用品</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900</td> <td>－－－その他のもの</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>－その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2404.91</td> <td>000</td> <td>－－経口摂取用のもの</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td>2404.92</td> <td>000</td> <td>－－経皮摂取用のもの</td> <td>KG</td> </tr> <tr> <td>2404.99</td> <td>000</td> <td>－－その他のもの</td> <td>KG</td> </tr> </table>	24.01		[略]		24.03				24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）				－非燃焼吸引用の物品		2404.11		－－たばこ又は再生たばこを含有するもの			100	－－－シートたばこ	KG		900	－－－その他のもの	KG	2404.12	000	－－その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	KG	2404.19		－－その他のもの			100	－－－製造たばこ代用品	KG		900	－－－その他のもの	KG			－その他のもの		2404.91	000	－－経口摂取用のもの	KG	2404.92	000	－－経皮摂取用のもの	KG	2404.99	000	－－その他のもの	KG	<table border="1"> <tr> <td>24.01</td> <td></td> <td>[同左]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24.03</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[新規]</td> <td></td> </tr> </table>	24.01		[同左]		24.03						[新規]	
24.01		[略]																																																																							
24.03																																																																									
24.04		たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）																																																																							
		－非燃焼吸引用の物品																																																																							
2404.11		－－たばこ又は再生たばこを含有するもの																																																																							
	100	－－－シートたばこ	KG																																																																						
	900	－－－その他のもの	KG																																																																						
2404.12	000	－－その他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）	KG																																																																						
2404.19		－－その他のもの																																																																							
	100	－－－製造たばこ代用品	KG																																																																						
	900	－－－その他のもの	KG																																																																						
		－その他のもの																																																																							
2404.91	000	－－経口摂取用のもの	KG																																																																						
2404.92	000	－－経皮摂取用のもの	KG																																																																						
2404.99	000	－－その他のもの	KG																																																																						
24.01		[同左]																																																																							
24.03																																																																									
		[新規]																																																																							
<p>[略]</p> <p>第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) [略]</p> <p>(e) <u>ドロマイトラミングミックス（第38.16項参照）</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(d) [同左]</p> <p>[新規]</p>																																																																								

(f) [略]				(e) [同左]			
(g) [略]				(f) [同左]			
(h) [略]				(g) [同左]			
(ij) [略]				(h) [同左]			
(k) [略]				(ij) [同左]			
3 [略]				3 [同左]			
4 第25.30項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（ <u>膨張</u> させてないものに限る。）、アースカラ ー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、 こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に 凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、 黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除 く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。				4 第25.30項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩（ <u>膨張</u> させてないものに限る。）、アースカラ ー（焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。）、天然の雲母酸化鉄、 こはく、海泡石（磨いてあるかないかを問わない。）、板状、棒状その他これらに類する形状に 凝結させたこはく及び海泡石（凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。）、 黒玉、ストロンチアナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除 く。）並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。			
25.01				25.01			
}	[略]			}	[同左]		
25.17				25.17			
25.18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法によ り長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むも のとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）			25.18	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法によ り長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むも のとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。） <u>及びドロマイトラミングミックス</u>		
2518.10	[略]			2518.10	[同左]		
2518.20	[略]			2518.20	[同左]		
	[削除]			<u>2518.30</u> 000	<u>ードロマイトラミングミックス</u>		MT
25.19				25.19			
}	[略]			}	[同左]		
25.30				25.30			
第26類 鉍石、スラグ及び灰				第26類 鉍石、スラグ及び灰			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(e) [略]				(a)～(e) [同左]			
(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他の くずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項及び第85.49項参照）				(f) 貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他の くずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項参照）			
(g) [略]				(g) [同左]			

2及び3 [略]		2及び3 [同左]	
号注 [略]		号注 [同左]	
[略]		[同左]	
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろ う		第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろ う	
注 [略]		注 [同左]	
号注 1～4 [略]		号注 1～4 [同左]	
5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> （使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。		5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性又は植物性の油脂</u> （使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。	
備考 [略]		備考 [同左]	
[略]		[同左]	
第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品		第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品	
注 1及び2 [略]		注 1及び2 [同左]	
3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全ての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [略]		3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)～(c) [同左]	
4 <u>名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。</u> [略]		[新規] [同左]	
28.01	[略]	28.01	[同左]
28.42	[略]	28.42	[同左]
28.43	第6節 その他のもの [略]	28.43	第6節 その他のもの [同左]

28.44		放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
2844.10		[略]
2844.30		—放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第2844.10号のもの、第2844.20号のもの及び第2844.30号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
2844.41	000	—トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.42	000	—アクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.43	000	—その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.44	000	—放射性残留物
2844.50		[略]
28.45		同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
2845.10		[略]
2845.20	000	—ほう素10を濃縮したほう素及びその化合物
2845.30	000	—リチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物

28.44		放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
2844.10		[同左]
2844.30		[同左]
2844.40	000	—放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第2844.10号、第2844.20号又は第2844.30号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
2844.41	000	—トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.42	000	—アクチニウム225、アクチニウム227、カリフォルニウム253、キュリウム240、キュリウム241、キュリウム242、キュリウム243、キュリウム244、アインスタイニウム253、アインスタイニウム254、ガドリニウム148、ポロニウム208、ポロニウム209、ポロニウム210、ラジウム223、ウラン230及びウラン232並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.43	000	—その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
2844.44	000	—放射性残留物
2844.50		[同左]
28.45		同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
2845.10		[同左]
2845.20		[新規]
2845.30		[新規]

KG

KG

KG

KG

KG

2845.40	000	ヘリウム3		KG		[新規]		
2845.90		[略]			2845.90	[同左]		
28.46					28.46			
}		[略]			}	[同左]		
28.53					28.53			
第29類 有機化学品					第29類 有機化学品			
注					注			
1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。					1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。			
(a)～(f) [略]					(a)～(f) [同左]			
(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、 <u>香気性物質</u> 若しくは <u>催吐剤</u> を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）					(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは <u>香気性物質</u> を加えたもの（特定の用途に適するようにしたものを除く。）			
(h) [略]					(h) [同左]			
2及び3 [略]					2及び3 [同左]			
4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「 <u>酸素官能基</u> 」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。					4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。 ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において <u>酸素官能基</u> は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。			
5(A)及び(B) [略]					5(A)及び(B) [同左]			
(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。					(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。			
(1)及び(2) [略]					(1)及び(2) [同左]			
(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く <u>全ての</u> 金属の結合の開裂により <u>生ずる</u> 断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。					(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く <u>すべての</u> 金属の結合の開裂により <u>生じる</u> 断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。			
(D)及び(E) [略]					(D)及び(E) [同左]			
6～8 [略]					6～8 [同左]			
号注					号注			

[略]		[同左]	
29.01	[略]	29.01	[同左]
29.02	[略]	29.02	[同左]
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体	29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体
2903.11	[略]	2903.11	[同左]
2903.29	[削除]	2903.29	[同左]
			<u>－非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u>
		<u>2903.31</u> 000	<u>－二臭化エチレン (I S O) (1・2－ジブロモエタン)</u> KG
		<u>2903.39</u>	<u>－その他のもの</u>
		100	<u>－臭化メチル</u> KG
			<u>－ふつ素化誘導体</u>
		210	<u>－ペルフルオロメタン (P F C－1 4)</u> KG
		220	<u>－ペルフルオロエタン (P F C－1 1 6)</u> KG
		310	<u>－ペルフルオロプロパン (P F C－2 1 8)</u> KG
		320	<u>－ペルフルオロヘキサン (P F C－5 1－1 4)</u> KG
		230	<u>－ジフルオロメタン (H F C－3 2)</u> KG
		240	<u>－ペンタフルオロエタン (H F C－1 2 5)</u> KG
		250	<u>－1・1・1・2－テトラフルオロエタン (H F C－1 3 4 a)</u> KG
		260	<u>－1・1・1－トリフルオロエタン (H F C－1 4 3 a)</u> KG
		270	<u>－1・1－ジフルオロエタン (H F C－1 5 2 a)</u> KG
		330	<u>－1・1・1・3・3－ペンタフルオロプロパン (H F C－2 4</u>
			<u>5 f a)</u> KG
		340	<u>－1・1・1・3・3－ペンタフルオロブタン (H F C－3 6 5</u>
			<u>m f c)</u> KG
		290	<u>－その他のもの</u> KG
		900	<u>－その他のもの</u> KG
			[新規]
	<u>－非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (飽和のものに限る。)</u>		
<u>2903.41</u> 000	<u>－トリフルオロメタン (H F C－2 3)</u>		KG
<u>2903.42</u> 000	<u>－ジフルオロメタン (H F C－3 2)</u>		KG

<u>2903.43</u>	---フルオロメタン (HFC-41)、1・2-ジフルオロエタン (HFC-152) 及び1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	
100	---フルオロメタン (HFC-41)	KG
200	---1・2-ジフルオロエタン (HFC-152)	KG
300	---1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG
<u>2903.44</u>	---ペンタフルオロエタン (HFC-125)、1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a) 及び1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)	
100	---ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG
200	---1・1・1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	KG
300	---1・1・2-トリフルオロエタン (HFC-143)	KG
<u>2903.45</u>	---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	
100	---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	KG
200	---1・1・2・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	KG
<u>2903.46</u>	---1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)、1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea) 及び1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	
100	---1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	KG
200	---1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	KG
300	---1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	KG
400	---1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	KG
<u>2903.47</u>	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa) 及び1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	

2903.48	100	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	KG
	200	---1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	KG
2903.49	100	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mf)	KG
	200	---1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	KG
	100	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mf)	KG
	200	---1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	KG
2903.51		---その他のもの	
	100	---ペルフルオロメタン (PFC-14)	KG
	200	---ペルフルオロエタン (PFC-116)	KG
	300	---ペルフルオロプロパン (PFC-218)	KG
	400	---ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)	KG
	900	---その他のもの -非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)	KG
2903.59	100	---2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234yf)	KG
	200	---1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234ze) 及び (Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)	KG
	300	---(Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)	KG
2903.61	000	---その他のもの -非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体	KG
2903.62	000	---臭化メチル (プロモメタン)	KG
	000	---二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)	KG

[新規]

[新規]

2903.69	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ー非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）</p>
2903.71	000	ークロロジフルオロメタン (H C F C—2 2)
2903.72	000	ージクロロトリフルオロエタン (H C F C—1 2 3)
2903.73		<p>ージクロロフルオロエタン (H C F C—1 4 1、1 4 1 b)</p> <p>100 ー1・1ージクロロー1ーフルオロエタン (H C F C—1 4 1 b)</p> <p>900 ーその他のもの</p>
2903.74		<p>ークロロジフルオロエタン (H C F C—1 4 2、1 4 2 b)</p> <p>100 ー1ークロロー1・1ージフルオロエタン (H C F C—1 4 2 b)</p> <p>900 ーその他のもの</p>
2903.75	000	ージクロロペンタフルオロプロパン (H C F C—2 2 5、2 2 5 c a、2 2 5 c b)
2903.76		<p>ーブロモクロロジフルオロメタン (ハロンー1 2 1 1)、プロモトリフルオロメタン (ハロンー1 3 0 1) 及びジプロモテトラフルオロエタン (ハロンー2 4 0 2)</p> <p>100 ーブロモクロロジフルオロメタン (ハロンー1 2 1 1)</p> <p>200 ープロモトリフルオロメタン (ハロンー1 3 0 1)</p> <p>300 ージプロモテトラフルオロエタン (ハロンー2 4 0 2)</p>
2903.77		〔略〕
2903.99		〔略〕
29.04		〔略〕
29.08		<p>第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ

KG		<p>ー非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）</p>	
KG	2903.71	000 ークロロジフルオロメタン	KG
KG	2903.72	000 ージクロロトリフルオロエタン	KG
KG	2903.73		
KG	100	100 ー1・1ージクロロー1ーフルオロエタン (H C F C—1 4 1 b)	KG
KG	900	900 ーその他のもの	KG
KG	2903.74		
KG	100	100 ー1ークロロー1・1ージフルオロエタン (H C F C—1 4 2 b)	KG
KG	900	900 ーその他のもの	KG
KG	2903.75	000 ージクロロペンタフルオロプロパン	KG
KG	2903.76		
KG	100	100 ーブロモクロロジフルオロメタン (ハロンー1 2 1 1)	KG
KG	200	200 ープロモトリフルオロメタン (ハロンー1 3 0 1)	KG
KG	300	300 ージプロモテトラフルオロエタン (ハロンー2 4 0 2)	KG
KG	2903.77		
KG		〔同左〕	
KG	2903.99		
KG	29.04		
KG		〔同左〕	
KG	29.08		
KG		<p>第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p>	
KG	29.09		
KG		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコ	

		ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド</u> （化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2909.11		[略]
}		[略]
2909.50		
2909.60	000	ールアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド</u> 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.10		[略]
}		[略]
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド
29.30		有機硫黄化合物
<u>2930.10</u>	000	<u>ー2ー（N・Nージメチルアミノ）エタンチオール</u>
2930.20		[略]
}		[略]
2930.90		
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物
2931.10		[略]
2931.20		[略]
		<u>ー非ハロゲン化有機りん誘導体</u>
<u>2931.41</u>	000	<u>ーメチルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.42</u>	000	<u>ープロピルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.43</u>	000	<u>ーエチルホスホン酸ジエチル</u>
<u>2931.44</u>	000	<u>ーメチルホスホン酸</u>
<u>2931.45</u>	000	<u>ーメチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との1：1の割合</u>

		ールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2909.11		[同左]
}		[同左]
2909.50		
2909.60	000	ールアルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.10		[同左]
}		[同左]
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド
29.30		有機硫黄化合物
		[新規]
2930.20		[同左]
2930.90		
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物
2931.10		[同左]
2931.20		[同左]
		<u>ーその他の有機りん誘導体</u>
<u>2931.31</u>	000	<u>ーメチルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.32</u>	000	<u>ープロピルホスホン酸ジメチル</u>
<u>2931.33</u>	000	<u>ーエチルホスホン酸ジエチル</u>
<u>2931.34</u>	000	<u>ーメチルホスホン酸3ー（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリウ</u>
		<u>ム</u>

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

		の塩
2931.46	000	---2・4・6-トリプロピル-1・3・5・2・4・6-トリオキサ トリホスホン酸2・4・6-トリオキシド
2931.47	000	---(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサ ホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート
2931.48	000	---3・9-ジメチル-2・4・8・10-テトラオキサ-3・9-ジ ホスファスピロ[5・5]ウンデカン3・9-ジオキシド
2931.49		---その他のもの
	100	---メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリ ウム
	200	---ビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2- ジオキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネート
	900	---その他のもの ---ハロゲン化有機りん誘導体
2931.51	000	---メチルホスホン酸ジクロリド
2931.52	000	---プロピルホスホン酸ジクロリド
2931.53	000	---O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-3-(トリフルオ ロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート
2931.54	000	---トリクロロフォン(I S O)
2931.59	000	---その他のもの
2931.90		[略]
29.32		複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) [略]
2932.11		[略]
2932.20		---その他のもの
2932.91		[略]
2932.94		[略]
2932.95	000	---テトラヒドロカンナビノール(全ての異性体を含む。)
2932.96	000	---カルボフラン(I S O)

KG	2931.35	000	---2・4・6-トリプロピル-1・3・5・2・4・6-トリオキサ トリホスホン酸2・4・6-トリオキシド	KG
KG	2931.36	000	---(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジオキサ ホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート	KG
KG	2931.37	000	---ビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1・3・2-ジ オキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネート	KG
KG	2931.38	000	---メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合 の塩	KG
	2931.39	000	---その他のもの	KG
KG			[新規]	
KG				
KG				
KG				
KG				
KG				
	2931.90		[同左]	
	29.32		複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) [同左]	
	2932.11		[同左]	
	2932.20		---その他のもの	
	2932.91		[同左]	
	2932.94		[同左]	
KG	2932.95	000	---テトラヒドロカンナビノール(すべての異性体を含む。)	KG
KG			[新規]	

2932.99	[略]
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
	[略]
2933.11	
}	[略]
2933.29	—非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
2933.31	[略]
2933.32	[略]
2933.33 000	—アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、 <u>カーフェンタニル（INN）</u> 、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、 <u>フェンタニル（INN）</u> 、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、 <u>レミフェンタニル（INN）</u> 及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩
<u>2933.34</u> 000	— <u>その他のフェンタニル及びその誘導体</u>
<u>2933.35</u> 000	— <u>3-キヌクリジノール</u>
<u>2933.36</u> 000	— <u>4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン（ANPP）</u>
<u>2933.37</u> 000	— <u>N-フェネチル-4-ピペリドン（NPP）</u>
2933.39	
}	[略]
2933.99	
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
2934.10	
}	[略]
2934.30	

KG

KG

KG

KG

KG

2932.99	[同左]
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
	[同左]
2933.11	
}	[同左]
2933.29	—非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
2933.31	[同左]
2933.32	[同左]
2933.33 000	—アルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、 <u>フェンタニル（INN）</u> 、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩
	[新規]
	[新規]
	[新規]
	[新規]
2933.39	
}	[同左]
2933.99	
29.34	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
2934.10	
}	[同左]
2934.30	

KG

	－その他のもの				－その他のもの	
2934.91	[略]			2934.91	[同左]	
<u>2934.92</u> 000	－その他のフェンタニル及びその誘導体		KG		[新規]	
2934.99	[略]			2934.99	[同左]	
29.35	[略]			29.35	[同左]	
	第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン				第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン	
29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）			29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	
	－ビタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）				－ビタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）	
2936.21	[略]			2936.21	[同左]	
}				}		
2936.23	[略]			2936.23	[同左]	
2936.24 000	－D－パントテン酸及びDL－パントテン酸（ビタミンB ₅ ）並びにこれらの誘導体		KG	2936.24 000	－D－パントテン酸及びDL－パントテン酸（ <u>ビタミンB₅</u> 又はビタミンB ₅ ）並びにこれらの誘導体	KG
2936.25	[略]			2936.25	[同左]	
}				}		
2936.90	[略]			2936.90	[同左]	
29.37	[略]			29.37	[同左]	
	第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体				第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
29.38	[略]			29.38	[同左]	
29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	[略]				[同左]	
2939.11	[略]			2939.11	[同左]	
}				}		
2939.30	－エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩			2939.30	－エフェドリン類及びその塩	

2939.41			2939.41		
}	[略]		}	[同左]	
2939.44			2939.44		
<u>2939.45</u>	000	レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩		[新規]	
					KG
2939.49			2939.49		
}	[略]		}	[同左]	
2939.69			2939.69		
		—その他のもの (植物由来のものに限る。)		—その他のもの (植物由来のものに限る。)	
<u>2939.72</u>	000	—コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	<u>2939.71</u>	000	—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン (INN) 及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体
					KG
2939.79		[略]	2939.79		
2939.80		[略]	2939.80		
		[略]			
29.40			29.40		
}	[略]		}	[同左]	
29.42			29.42		
第30類 医療用品			第30類 医療用品		
注			注		
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) [略]			(a) [同左]		
(b) <u>ニコチンを含有する禁煙補助用の物品</u> (例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ (経皮投与剤)) (第24.04項参照)			(b) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品</u> (例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ (経皮投与剤)) (第21.06項及び第38.24項参照)		
(c)~(h) [略]			(c)~(h) [同左]		
<u>(ii) 第38.22項の診断用の試薬</u>			[新規]		
2 [略]			2 [同左]		
3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。			3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。		
(a) 混合していないものには、次の物品を含む。			(a) 混合していないものには、次の物品を含む。		
(1) [略]			(1) [同左]		
(2) 第28類又は第29類の <u>全ての</u> 物品			(2) 第28類又は第29類の <u>すべての</u> 物品		
(3) [略]			(3) [同左]		

(b) [略]

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a)～(d) [略]

(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。）

(f)～(l) [略]

号注

[略]

30.01	[略]	
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） <u>）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</u> －免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） ） [削除]	
3002.12	[略]	
3002.15	[削除] [削除] [削除] <u>－ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</u>	
<u>3002.41</u> 000	－人用のワクチン	KG
<u>3002.42</u> 000	－動物用のワクチン	KG
<u>3002.49</u> 000	－その他のもの <u>－細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</u>	KG
<u>3002.51</u> 000	－細胞治療製品	KG

(b) [同左]

4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a)～(d) [同左]

(e) 血液型判定用試薬

(f)～(l) [同左]

号注

[同左]

30.01	[同左]	
30.02	人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） <u>並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</u> －免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法により得たものであるかないかを問わない。） ） <u>－マラリア診断試験キット</u>	KG
<u>3002.11</u> 000		
3002.12	[同左]	
3002.15		
<u>3002.19</u> 000	－その他のもの	KG
<u>3002.20</u> 000	－人用のワクチン	KG
<u>3002.30</u> 000	－動物用のワクチン [新規]	KG
	[新規]	

<u>3002.59</u>	000	ーその他のもの		KG				
3002.90		[略]			3002.90	[同左]		
30.03					30.03			
く		[略]			く	[同左]		
30.05					30.05			
30.06		この類の注4の医療用品			30.06	この類の注4の医療用品		
3006.10		[略]			3006.10	[同左]		
		[削除]			<u>3006.20</u>	000	ー血液型判定用試薬	KG (I .I.)
3006.30					3006.30			
く		[略]			く	[同左]		
3006.70					3006.70			
		ーその他のもの				ーその他のもの		
3006.91		[略]			3006.91	[同左]		
3006.92		[略]			3006.92	[同左]		
<u>3006.93</u>	000	ープラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）		KG (I .I.)		[新規]		
[略]					[同左]			
32.01					32.01			
く		[略]			く	[同左]		
32.03					32.03			
32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） ー有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの			32.04	有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） ー有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
3204.11					3204.11			
く		[略]			く	[同左]		
3204.17					3204.17			
<u>3204.18</u>	000	ーカロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品		KG		[新規]		

3204.19				3204.19			
}	[略]			}	[同左]		
3204.90				3204.90			
32.05				32.05			
}	[略]			}	[同左]		
32.15				32.15			
[略]				[同左]			
<p>第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）</p> <p>(b)及び(c) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>				<p>第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）</p> <p>(b)及び(c) [同左]</p> <p>2～5 [同左]</p>			
34.01				34.01			
34.02	[略]			34.02	[同左]		
	有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）				有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）		
	[削除]				<u>有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>		
	[削除]				<u>――陰イオン（アニオン）系のもの</u>		
	<u>――陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>			<u>3402.11</u>	<u>――直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</u>		KG
					100		
					900		KG
				<u>3402.12</u>	000	<u>――陽イオン（カチオン）系のもの</u>	KG
				<u>3402.13</u>	000	<u>――非イオン系のもの</u>	KG
				<u>3402.19</u>	000	<u>――その他のもの</u>	KG
				<u>3402.20</u>	000	<u>――調製品（小売用にしたものに限る。）</u>	KG
						[新規]	
<u>3402.31</u>	000		KG				
<u>3402.39</u>	000		KG				

		<u>－その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>				[新規]		
3402.41	000	－陽イオン（カチオン）系のもの	KG					
3402.42	000	－非イオン系のもの	KG					
3402.49	000	－その他のもの	KG					
3402.50	000	<u>－調製品（小売用にしたものに限る。）</u>	KG			[新規]		
3402.90		[略]		3402.90		[同左]		
34.03				34.03				
}		[略]		}		[同左]		
34.07				34.07				
[略]				[同左]				
36.01		[略]		36.01		[同左]		
36.02		[略]		36.02		[同左]		
36.03		<u>導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター</u>		36.03				
3603.10	000	－導火線	KG	3603.00	000	<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u>		KG
3603.20	000	－導爆線	KG					
3603.30	000	－火管	KG					
3603.40	000	－雷管（電気雷管を除く。）	KG					
3603.50	000	－イグナイター	KG					
3603.60	000	－電気雷管	KG					
36.04				36.04				
}		[略]		}		[同左]		
36.06				36.06				
第37類 写真用又は映画用の材料				第37類 写真用又は映画用の材料				
注				注				
1 [略]				1 [同左]				
2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（ <u>感熱性を含む</u> ）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。				2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。				
[略]				[同左]				
第38類 各種の化学工業生産品				第38類 各種の化学工業生産品				
注				注				
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)及び(b) [略]				(a)及び(b) [同左]				

(c) 第24.04項の物品

(d) [略]

(e) [略]

(f) [略]

2及び3 [略]

4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））

(b)～(d) [略]

5及び6 [略]

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ピナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、カルボフラン（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルファン（ISO）、二酸化エチレン（ISO）（1・2-ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1・2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、

[新規]

(c) [同左]

(d) [同左]

(e) [同左]

2及び3 [同左]

4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池）

(b)～(d) [同左]

5及び6 [同左]

7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

号注

1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。

アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ピナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、エンドスルファン（ISO）、二酸化エチレン（ISO）（1・2-ジプロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1・2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキ

オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ISO）、2・4・5-T（ISO）（2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン（ISO）

2 [略]

3 第3824.81号から第3824.89号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（2・3-ジブromopropyl）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブromofenylエーテル、ペンタブromofenylエーテル、ヘキサブromofenylエーテル、ヘプタブromofenylエーテル及びオクタブromofenylエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の48%を超えるものをいう。

分子式：C_xH_(2x-y+2)Cl_y（x=10～13、y=1～13のものに限る。）

4 [略]

38.01			
{		[略]	
38.15			
38.16			
3816.00	000	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合	

シド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、ペンタブromofenylエーテル及びオクタブromofenylエーテル、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ISO）、2・4・5-T（ISO）（2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第3808.59号には、ペノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

2 [同左]

3 第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（2・3-ジブromopropyl）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス（パラ-クロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド並びにテトラブromofenylエーテル、ペンタブromofenylエーテル、ヘキサブromofenylエーテル、ヘプタブromofenylエーテル及びオクタブromofenylエーテル

4 [同左]

38.01			
{		[同左]	
38.15			
38.16			
3816.00	000	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合	

	品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。）				品（第38.01項の物品を除く。）		MT
38.17		MT	38.17				
}	[略]		}		[同左]		
38.21			38.21				
38.22	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質		38.22		診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質		
			3822.00	000			
	<u>一診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）</u>				[新規]		KG
3822.11	000 一マラリア用のもの	KG					
3822.12	000 一ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	KG					
3822.13	000 一血液型判定用のもの	KG					
3822.19	000 一その他のもの	KG					
3822.90	000 一その他のもの	KG			[新規]		
38.23	[略]		38.23		[同左]		
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824.10			3824.10				
}	[略]		}		[同左]		
3824.60			3824.60				
	[削除]				<u>一メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物</u>		
			3824.71	000	<u>一クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はヒドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）</u>		KG
			3824.72	000	<u>一プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの</u>		KG

		<u>3824.73</u>	000	---ハイドロプロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの	KG
		<u>3824.74</u>	000	---ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしらないかを問わない。）	KG
		<u>3824.75</u>	000	---四塩化炭素を含有するもの	KG
		<u>3824.76</u>	000	---1・1・1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	KG
		<u>3824.77</u>	000	---ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの	KG
		<u>3824.78</u>		---ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）	
			110	---1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ52：44：4の割合で含有するもの（R-404A）	KG
			120	---ジフルオロメタン（HFC-32）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ23：25：52の割合で含有するもの（R-407C）	KG
			130	---ジフルオロメタン（HFC-32）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50：50の割合で含有するもの（R-410A）	KG
			140	---1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）及びペンタフルオロエタン（HFC-125）をそれぞれ50：50の割合で含有するもの（R-507A）	KG
			900	---その他のもの	KG
		<u>3824.79</u>	000	---その他のもの	KG
				-この類の号注3の物品	
3824.81	-この類の号注3の物品				
		3824.81			

く	[略]
3824.88	
<u>3824.89</u> 000	ー短鎖塩素化パラフィンを含有するもの ーその他のもの
3824.91	[略]
<u>3824.92</u> 000	ーポリグリコールのメチルホスホン酸エステル
3824.99	[略]
38.25	[略]
38.26	[略]
<u>38.27</u>	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の項に該当するものを除く。） ークロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1・1・1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの
<u>3827.11</u> 000	ークロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC））又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）
<u>3827.12</u> 000	ーハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの
<u>3827.13</u> 000	ー四塩化炭素を含有するもの
<u>3827.14</u> 000	ー1・1・1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの
<u>3827.20</u> 000	ーブロモクロロジフルオロメタン（ハロン-1211）、プロモトリフルオロメタン（ハロン-1301）又はジプロモテトラフルオロエタン（ハロン-2402）を含有するもの ーハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）

く	[同左]
3824.88	
KG	[新規] ーその他のもの
3824.91	[同左]
KG	[新規]
3824.99	[同左]
38.25	[同左]
38.26	[同左]
	[新規]

<u>3827.31</u>	000	ー第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有する もの	KG
<u>3827.32</u>	000	ーその他のもの(第2903.71号から第2903.75号までの 物質を含有するものに限る。)	KG
<u>3827.39</u>	000	ーその他のもの	KG
<u>3827.40</u>	000	ープロモメタン(メチルプロマイド)又はプロモクロロメタンを含有す るもの ートリフルオロメタン(HFC-23)又はペルフルオロカーボン(P FC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイ ドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)	KG
<u>3827.51</u>	000	ートリフルオロメタン(HFC-23)を含有するもの	KG
<u>3827.59</u>	000	ーその他のもの ーその他のハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロ ロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)を含有しないものに限る。)	KG
<u>3827.61</u>		ー1・1・1-トリフルオロエタン(HFC-143a)の含有量が 全質量の15%以上のもの	
	010	ー1・1・1-トリフルオロエタン(HFC-143a)、ペンタ フルオロエタン(HFC-125)及び1・1・1・2-テトラ フルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ52:44:4 の割合で含有するもの(R-404A)	KG
	020	ー1・1・1-トリフルオロエタン(HFC-143a)及びペン タフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割 合で含有するもの(R-507A)	KG
	090	ーその他のもの	KG
<u>3827.62</u>	000	ーその他のもの(第3827.61号のものを除くものとし、ペンタ フルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の55%以上 で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を 含有しないものに限る。)	KG
<u>3827.63</u>		ーその他のもの(第3827.61号のもの及び第3827.62号 のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン(HFC-125)	

		の含有量が全質量の40%以上のものに限る。)					
	010	---ジフルオロメタン(HFC-32)及びペンタフルオロエタン(HFC-125)をそれぞれ50:50の割合で含有するもの(R-410A)	KG				
	090	---その他のもの	KG				
3827.64		---その他のもの(第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1・1・1・2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)					
	010	---ジフルオロメタン(HFC-32)、ペンタフルオロエタン(HFC-125)及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)をそれぞれ23:25:52の割合で含有するもの(R-407C)	KG				
	090	---その他のもの	KG				
3827.65	000	---その他のもの(第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC-32)の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の20%以上のものに限る。)	KG				
3827.68	000	---その他のもの(第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。)	KG				
3827.69	000	---その他のもの	KG				
3827.90	000	---その他のもの	KG				
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品				第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品			
注				注			
1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全ての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)~(c) [略]				1 二以上の独立した構成成分(その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。)から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。 (a)~(c) [同左]			
2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>副次的</u> でないものは、第49類に属す				2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>付随的</u> でないものは、第49類に属す			

る。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。

第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [略]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(w) [略]

(x) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(y) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）

(z) [略]

3 [略]

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない全ての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5~11 [略]

号注

[略]

39.01	第1節 一次製品	}	[略]	
39.06				
39.07				ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
3907.10				[略] <u>—その他のポリエーテル</u>

る。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。

第39類 プラスチック及びその製品

注

1 [同左]

2 この類には、次の物品を含まない。

(a)~(w) [同左]

(x) 第94類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）

(y) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

(z) [同左]

3 [同左]

4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しないすべての重合体をいう。

この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するモノマーユニットのうち最大の重量を占めるモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。

最大の重量を占めるモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5~11 [同左]

号注

[同左]

39.01	第1節 一次製品	}	[同左]	
39.06				
39.07				ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
3907.10				[同左] <u>—その他のポリエーテル</u>

3907.21	ービス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート			100	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを		
	100	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG		含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		KG
	900	ーその他のもの	KG		900	ーその他のもの	KG
3907.29	ーその他のもの						
	100	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG				
	900	ーその他のもの	KG				
3907.30				3907.30			
∩	[略]			∩	[同左]		
3907.99				3907.99			
39.08				39.08			
∩	[略]			∩	[同左]		
39.10				39.10			
39.11	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			39.11	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3911.10	[略]			3911.10	[同左]		
3911.20	ーポリ（1・3ーフェニレンメチルホスホン酸）				[新規]		
	100	ー塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	KG				
	900	ーその他のもの	KG				
3911.90	[略]			3911.90	[同左]		
39.12				39.12			
∩	[略]			∩	[同左]		
39.26				39.26			
[略]				[同左]			
40.01				40.01			
∩	[略]			∩	[同左]		
40.14				40.14			
40.15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）			40.15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）		

		－手袋、ミトン及びミット [削除]				－手袋、ミトン及びミット －外科用のもの				
<u>4015.12</u>	000	－内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	PR	KG	<u>4015.11</u>	000	[新規]			
4015.19		[略]			4015.19		[同左]			
4015.90		[略]			4015.90		[同左]			
40.16		[略]			40.16		[同左]			
40.17		[略]			40.17		[同左]			
[略]					[同左]					
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品					
注					注					
1 [略]					1 [同左]					
2 この類には、次の物品を含まない。					2 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(j) [略]					(a)～(j) [同左]					
(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）					(k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）					
(l) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）					(l) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）					
(m) [略]					(m) [同左]					
3及び4 [略]					3及び4 [同左]					
[略]					[同左]					
[略]					[同左]					
第44類 木材及びその製品並びに木炭					第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注					注					
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(n) [略]					(a)～(n) [同左]					
(o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）					(o) 第94類の物品（例えば、家具、 <u>ランプその他の照明器具</u> 及びプレハブ建築物）					
(p) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）					(p) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）					
(q)及び(r) [略]					(q)及び(r) [同左]					
2～6 [略]					2～6 [同左]					
号注					号注					
1 [略]					1 [同左]					
<u>2</u> 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮する					[新規]					

<p>こと又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。</p>					
<p><u>3 第4407.13号</u>において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p>				[新規]	
<p><u>4 第4407.14号</u>において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</p>				[新規]	
44.01	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>[略]</p>			44.01	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p> <p>[同左]</p>
4401.11	[略]			4401.11	[同左]
4401.22	<p>ーのこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）</p> <p>[略]</p>			4401.22	<p>ーのこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）</p> <p>[同左]</p>
4401.31	[略]			4401.31	[同左]
<u>4401.32</u>	000 ー木質ブリケット		MT	4401.32	[新規]
4401.39	[略]			4401.39	[同左]
	ーのこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）			<u>4401.40</u>	000 ーのこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）
<u>4401.41</u>	000 ーのこくず		MT		
<u>4401.49</u>	000 ーその他のもの		MT		
44.02	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>[略]</p>			44.02	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>[同左]</p>
4402.10	[略]			4402.10	[同左]
<u>4402.20</u>	000 ー殻又はナットのもの		MT	4402.20	[新規]
4402.90	[略]			4402.90	[同左]
44.03	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>[略]</p>			44.03	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p> <p>[同左]</p>
4403.11	[略]			4403.11	[同左]
4403.12	[略]			4403.12	[同左]
	ーその他のもの（針葉樹のものに限る。）				ーその他のもの（針葉樹のものに限る。）

4403.21	000	ー松（マツ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
4403.22		[略]
4403.23	000	ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
4403.24		[略]
4403.25		ーその他のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
	010	ースギ属のもの
	020	ーヒノキ属のもの
	030	ーカラマツ属のもの
	090	ーその他のもの
4403.26		[略] ーその他のもの（熱帯産木材のものに限る。）
4403.41		[略]
<u>4403.42</u>	000	ーチーク
4403.49		[略] ーその他のもの
4403.91		[略]
4403.93	000	ービーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
4403.94		[略]
4403.95	000	ーかば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
4403.96		[略]
4403.99		[略]
44.04		[略]
44.06		[略]
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりが

4403.21	000	ー松（マツ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.22		[同左]	
4403.23	000	ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.24		[同左]	
4403.25		ーその他のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	
	010	ースギ属のもの	CM
	020	ーヒノキ属のもの	CM
	030	ーカラマツ属のもの	CM
	090	ーその他のもの	CM
4403.26		[同左] ーその他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	
4403.41		[同左]	
<u>4403.42</u>		[新規]	CM
4403.49		[同左] ーその他のもの	
4403.91		[同左]	
4403.93	000	ービーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.94		[同左]	
4403.95	000	ーかば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.96		[同左]	
4403.99		[同左]	
44.04		[同左]	
44.06		[同左]	
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりが	

		けし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)			けし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)		
		－針葉樹のもの			－針葉樹のもの		
4407.11		[略]		4407.11	[同左]		
4407.12		[略]		4407.12	[同左]		
<u>4407.13</u>	000	－SPF (とうひ (トウヒ属のもの)、松 (マツ属のもの) 及びもみ			[新規]		
		<u>(モミ属のもの) のもの</u>	CM				
<u>4407.14</u>	000	－ヘムファー (ウエスタンヘムロック (ツガ・ヘテロフィルラ) 及び			[新規]		
		<u>もみ (モミ属のもの) のもの</u>	CM				
4407.19		[略]		4407.19	[同左]		
		－熱帯産木材のもの			－熱帯産木材のもの		
4407.21		[略]		4407.21	[同左]		
4407.22		[略]		4407.22	[同左]		
<u>4407.23</u>	000	－チーク	CM		[新規]		
4407.25		[略]		4407.25	[同左]		
4407.99		[略]		4407.99	[同左]		
44.08		[略]		44.08	[同左]		
44.11		[略]		44.11	[同左]		
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[略]		4412.10	[同左]		
4412.39		<u>－単板積層材 (LVL)</u>		4412.39	[新規]		
<u>4412.41</u>	000	－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	CM				
<u>4412.42</u>	000	－その他のもの (少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限	CM				
		<u>る。)</u>	KG				
<u>4412.49</u>	000	－その他のもの (いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)	CM				
		<u>－ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード</u>	CM		[新規]		
<u>4412.51</u>	000	－少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	CM				
<u>4412.52</u>	000	－その他のもの (少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る	CM				
		<u>る。)</u>	KG				

<u>4412.59</u>	<u>000</u>	—その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	CM	KG					
		—その他のもの							
<u>4412.91</u>	<u>000</u>	—少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの	CM	KG					
<u>4412.92</u>	<u>000</u>	—その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）	CM	KG					
		[削除]			<u>4412.94</u>	<u>000</u>	—ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード	CM	KG
4412.99	000	—その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）	CM	KG	4412.99	000	—その他のもの	CM	KG
44.13		[略]			44.13		[同左]		
<u>44.14</u>		<u>木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁</u>			<u>44.14</u>				
<u>4414.10</u>	<u>000</u>	—熱帯産木材のもの		KG	<u>4414.00</u>	<u>000</u>	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		KG
<u>4414.90</u>	<u>000</u>	—その他のもの		KG					
44.15		[略]			44.15		[同左]		
44.17		[略]			44.17		[同左]		
44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
		—窓及びフランス窓並びにこれらの枠			<u>4418.10</u>	<u>000</u>	—窓及びフランス窓並びにこれらの枠	NO	KG
<u>4418.11</u>	<u>000</u>	—熱帯産木材のもの	NO	KG					
<u>4418.19</u>	<u>000</u>	—その他のもの	NO	KG					
		—戸及びその枠並びに敷居			<u>4418.20</u>	<u>000</u>	—戸及びその枠並びに敷居	NO	KG
<u>4418.21</u>	<u>000</u>	—熱帯産木材のもの	NO	KG					
<u>4418.29</u>	<u>000</u>	—その他のもの	NO	KG					
<u>4418.30</u>	<u>000</u>	—くい及びはり（第4418.81号から第4418.89号までの物品を除く。）	CM	KG			[新規]		
4418.40		[略]			4418.40		[同左]		
4418.50		[略]			4418.50		[同左]		
		[削除]			<u>4418.60</u>	<u>000</u>	—くい及びはり		KG
		[略]					[同左]		
4418.73		[略]			4418.73		[同左]		
4418.79		[略]			4418.79		[同左]		
		—構造設計用木材製品					[新規]		

<u>4418.81</u>	ー 構造用集成材 (グルラム)						
100	ー ー 竹製のもの	CM	KG				
	ー ー ー その他のもの						
910	ー ー ー ー くい及びはり	CM	KG				
990	ー ー ー ー ー その他のもの	CM	KG				
<u>4418.82</u>	ー 直交集成板 (CLT又はX-ラム)						
100	ー ー ー いずれのラミナも厚さが12ミリメートル以上のもの	CM	KG				
900	ー ー ー ー その他のもの	CM	KG				
<u>4418.83</u>	ー I型はり						
100	ー ー 竹製のもの	CM	KG				
900	ー ー ー その他のもの	CM	KG				
<u>4418.89</u>	ー ー ー ー ー その他のもの						
100	ー ー ー 竹製のもの	CM	KG				
	ー ー ー ー ー その他のもの						
910	ー ー ー ー くい及びはり	CM	KG				
990	ー ー ー ー ー その他のもの	CM	KG				
	ー その他のもの						
4418.91	[略]			4418.91		ー その他のもの	
<u>4418.92</u>	ー セルラーウッドパネル					[同左]	
100	ー ー 竹製のもの	SM	KG			[新規]	
900	ー ー ー その他のもの	SM	KG				
4418.99	000 ー ー ー ー ー その他のもの			4418.99		ー ー ー ー ー その他のもの	
					100	ー ー ー 構造用集成材	KG
					900	ー ー ー ー ー その他のもの	KG
44.19	木製の食卓用品及び台所用品			44.19		木製の食卓用品及び台所用品	
	[略]					[同左]	
4419.11				4419.11			
く	[略]			く		[同左]	
4419.19				4419.19			
<u>4419.20</u>	ー 熱帯産木材のもの					[新規]	
010	ー ー 漆塗りのもの		KG				
090	ー ー ー ー ー その他のもの		KG				

4419.90	[略]		4419.90	[同左]	
44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具 －小像その他の装飾品		44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具 －木製の小像その他の装飾品	KG
4420.11	000	KG	4420.10	000	
	－熱帯産木材のもの				
4420.19	000	KG			
	－その他のもの				
4420.90	[略]		4420.90	[同左]	
44.21	その他の木製品		44.21	その他の木製品	
4421.10	[略]		4421.10	[同左]	
4421.20	000	KG		[新規]	
	－棺			[同左]	
4421.91	[略]		4421.91	[同左]	
4421.99	[略]		4421.99	[同左]	
[略]			[同左]		
第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物			第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物		
注			注		
1 [略]			1 [同左]		
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [略] (e) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）			2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) [同左] (e) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）		
3 [略]			3 [同左]		
[略]			[同左]		
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		
注			注		
1 [略]			1 [同左]		
2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(p) [略] (q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）			2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(p) [同左] (q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに <u>乳児用のおむつ及びおむつ中敷き</u> ）		
3及び4 [略]			3及び4 [同左]		

<p>5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p>(A) <u>重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙</u></p> <p>(a)～(e) [略]</p> <p>(B) <u>重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙</u></p> <p>(a)～(c) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6～11 [略]</p> <p>12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>副次的</u>でないものは、第49類に属する。</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>	<p>5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p><u>重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙にあつては、</u></p> <p>(a)～(e) [同左]</p> <p><u>重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、</u></p> <p>(a)～(c) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>6～11 [同左]</p> <p>12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>付随的</u>でないものは、第49類に属する。</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>																																																																																																																		
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="163 782 257 869">49.01</td> <td data-bbox="257 782 324 869">}</td> <td data-bbox="324 782 1075 869">[略]</td> <td data-bbox="1075 782 1176 869"></td> <td data-bbox="1176 782 1243 869"></td> <td data-bbox="1243 782 2000 869"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 869 257 909">49.04</td> <td data-bbox="257 869 324 909"></td> <td data-bbox="324 869 1075 909"></td> <td data-bbox="1075 869 1176 909"></td> <td data-bbox="1176 869 1243 909"></td> <td data-bbox="1243 869 2000 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 909 257 1045">49.05</td> <td data-bbox="257 909 324 1045"></td> <td data-bbox="324 909 1075 1045">地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</td> <td data-bbox="1075 909 1176 1045"></td> <td data-bbox="1176 909 1243 1045"></td> <td data-bbox="1243 909 2000 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1045 257 1085"><u>4905.20</u></td> <td data-bbox="257 1045 324 1085"><u>000</u></td> <td data-bbox="324 1045 1075 1085">—製本したもの</td> <td data-bbox="1075 1045 1176 1085">KG</td> <td data-bbox="1176 1045 1243 1085"><u>4905.10</u></td> <td data-bbox="1243 1045 2000 1085"><u>000</u> —地球儀、天球儀その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1085 257 1125"><u>4905.90</u></td> <td data-bbox="257 1085 324 1125"><u>000</u></td> <td data-bbox="324 1085 1075 1125">—その他のもの</td> <td data-bbox="1075 1085 1176 1125">KG</td> <td data-bbox="1176 1085 1243 1125"></td> <td data-bbox="1243 1085 2000 1125">—その他のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1125 257 1165"></td> <td data-bbox="257 1125 324 1165"></td> <td data-bbox="324 1125 1075 1165"></td> <td data-bbox="1075 1125 1176 1165"></td> <td data-bbox="1176 1125 1243 1165"><u>4905.91</u></td> <td data-bbox="1243 1125 2000 1165"><u>000</u> —製本したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1165 257 1204"></td> <td data-bbox="257 1165 324 1204"></td> <td data-bbox="324 1165 1075 1204"></td> <td data-bbox="1075 1165 1176 1204"></td> <td data-bbox="1176 1165 1243 1204"><u>4905.99</u></td> <td data-bbox="1243 1165 2000 1204"><u>000</u> —その他のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1204 257 1244">49.06</td> <td data-bbox="257 1204 324 1244">}</td> <td data-bbox="324 1204 1075 1244">[略]</td> <td data-bbox="1075 1204 1176 1244"></td> <td data-bbox="1176 1204 1243 1244">49.06</td> <td data-bbox="1243 1204 2000 1244"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1244 257 1300">49.11</td> <td data-bbox="257 1244 324 1300"></td> <td data-bbox="324 1244 1075 1300"></td> <td data-bbox="1075 1244 1176 1300"></td> <td data-bbox="1176 1244 1243 1300">}</td> <td data-bbox="1243 1244 2000 1300">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1300 257 1340">49.11</td> <td data-bbox="257 1300 324 1340"></td> <td data-bbox="324 1300 1075 1340"></td> <td data-bbox="1075 1300 1176 1340"></td> <td data-bbox="1176 1300 1243 1340">49.11</td> <td data-bbox="1243 1300 2000 1340"></td> </tr> </table>	49.01	}	[略]				49.04						49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）				<u>4905.20</u>	<u>000</u>	—製本したもの	KG	<u>4905.10</u>	<u>000</u> —地球儀、天球儀その他これらに類するもの	<u>4905.90</u>	<u>000</u>	—その他のもの	KG		—その他のもの					<u>4905.91</u>	<u>000</u> —製本したもの					<u>4905.99</u>	<u>000</u> —その他のもの	49.06	}	[略]		49.06		49.11				}	[同左]	49.11				49.11		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 782 1176 869">49.01</td> <td data-bbox="1176 782 1243 869">}</td> <td data-bbox="1243 782 2000 869">[同左]</td> <td data-bbox="2000 782 2072 869"></td> <td data-bbox="2072 782 2139 869"></td> <td data-bbox="2139 782 2000 869"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 869 1176 909">49.04</td> <td data-bbox="1176 869 1243 909"></td> <td data-bbox="1243 869 2000 909"></td> <td data-bbox="2000 869 2072 909"></td> <td data-bbox="2072 869 2139 909"></td> <td data-bbox="2139 869 2000 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 909 1176 1045">49.05</td> <td data-bbox="1176 909 1243 1045"></td> <td data-bbox="1243 909 2000 1045">地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</td> <td data-bbox="2000 909 2072 1045"></td> <td data-bbox="2072 909 2139 1045"></td> <td data-bbox="2139 909 2000 1045"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1045 1176 1085"><u>4905.10</u></td> <td data-bbox="1176 1045 1243 1085"><u>000</u></td> <td data-bbox="1243 1045 2000 1085">—地球儀、天球儀その他これらに類するもの</td> <td data-bbox="2000 1045 2072 1085">KG</td> <td data-bbox="2072 1045 2139 1085"></td> <td data-bbox="2139 1045 2000 1085">KG</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1085 1176 1125"></td> <td data-bbox="1176 1085 1243 1125"></td> <td data-bbox="1243 1085 2000 1125">—その他のもの</td> <td data-bbox="2000 1085 2072 1125"></td> <td data-bbox="2072 1085 2139 1125"></td> <td data-bbox="2139 1085 2000 1125"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1125 1176 1165"><u>4905.91</u></td> <td data-bbox="1176 1125 1243 1165"><u>000</u></td> <td data-bbox="1243 1125 2000 1165">—製本したもの</td> <td data-bbox="2000 1125 2072 1165"></td> <td data-bbox="2072 1125 2139 1165"></td> <td data-bbox="2139 1125 2000 1165">KG</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1165 1176 1204"><u>4905.99</u></td> <td data-bbox="1176 1165 1243 1204"><u>000</u></td> <td data-bbox="1243 1165 2000 1204">—その他のもの</td> <td data-bbox="2000 1165 2072 1204"></td> <td data-bbox="2072 1165 2139 1204"></td> <td data-bbox="2139 1165 2000 1204">KG</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1204 1176 1244">49.06</td> <td data-bbox="1176 1204 1243 1244">}</td> <td data-bbox="1243 1204 2000 1244">[同左]</td> <td data-bbox="2000 1204 2072 1244"></td> <td data-bbox="2072 1204 2139 1244"></td> <td data-bbox="2139 1204 2000 1244"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1244 1176 1300">49.11</td> <td data-bbox="1176 1244 1243 1300"></td> <td data-bbox="1243 1244 2000 1300"></td> <td data-bbox="2000 1244 2072 1300"></td> <td data-bbox="2072 1244 2139 1300"></td> <td data-bbox="2139 1244 2000 1300"></td> </tr> </table>	49.01	}	[同左]				49.04						49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）				<u>4905.10</u>	<u>000</u>	—地球儀、天球儀その他これらに類するもの	KG		KG			—その他のもの				<u>4905.91</u>	<u>000</u>	—製本したもの			KG	<u>4905.99</u>	<u>000</u>	—その他のもの			KG	49.06	}	[同左]				49.11					
49.01	}	[略]																																																																																																																	
49.04																																																																																																																			
49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）																																																																																																																	
<u>4905.20</u>	<u>000</u>	—製本したもの	KG	<u>4905.10</u>	<u>000</u> —地球儀、天球儀その他これらに類するもの																																																																																																														
<u>4905.90</u>	<u>000</u>	—その他のもの	KG		—その他のもの																																																																																																														
				<u>4905.91</u>	<u>000</u> —製本したもの																																																																																																														
				<u>4905.99</u>	<u>000</u> —その他のもの																																																																																																														
49.06	}	[略]		49.06																																																																																																															
49.11				}	[同左]																																																																																																														
49.11				49.11																																																																																																															
49.01	}	[同左]																																																																																																																	
49.04																																																																																																																			
49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）																																																																																																																	
<u>4905.10</u>	<u>000</u>	—地球儀、天球儀その他これらに類するもの	KG		KG																																																																																																														
		—その他のもの																																																																																																																	
<u>4905.91</u>	<u>000</u>	—製本したもの			KG																																																																																																														
<u>4905.99</u>	<u>000</u>	—その他のもの			KG																																																																																																														
49.06	}	[同左]																																																																																																																	
49.11																																																																																																																			
<p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p>	<p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p>																																																																																																																		

(a)～(r) [略]

(s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）

(t) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）

(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）

(v) [略]

2～4 [略]

5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

(a)～(c) [略]

6～14 [略]

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

号注
[略]

[略]			
55.01		合成繊維の長繊維のトウ ーナイロンその他のポリアミドのもの	
5501.11	000	ーアラミドのもの	KG
5501.19	000	ーその他のもの	KG
5501.20		[略]	
5501.90		[略]	
55.02		[略]	
55.16			

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品

注

(a)～(r) [同左]

(s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）

(t) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）

(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

(v) [同左]

2～4 [同左]

5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。

(a)～(c) [同左]

6～14 [同左]

[新規]

号注
[同左]

[同左]			
55.01		合成繊維の長繊維のトウ ーナイロンその他のポリアミドのもの	
5501.10	000	ーナイロンその他のポリアミドのもの	KG
5501.20		[同左]	
5501.90		[同左]	
55.02		[同左]	
55.16			

第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [略] (f) 第96. 19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品				1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(e) [同左] (f) 第96. 19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、 <u>乳児用のおむつ</u> 及びおむつ中敷きその他これらに類する物品			
2～4 [略]				2～4 [同左]			
[略]				[同左]			
57.01		[略]		57.01		[同左]	
57.02		[略]		57.02		[同左]	
57.03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ <u>人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。</u> ）		57.03		じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）	
5703.10		[略]		5703.10		[同左]	
		<u>－ナイロンその他のポリアミド製のもの</u>		5703.20	000	<u>－ナイロンその他のポリアミド製のもの</u>	SM KG
5703.21	000	<u>－人工芝</u>	SM KG				
5703.29	000	<u>－その他のもの</u>	SM KG				
		<u>－その他の人造繊維材料製のもの</u>		5703.30	000	<u>－その他の人造繊維材料製のもの</u>	SM KG
5703.31	000	<u>－人工芝</u>	SM KG				
5703.39	000	<u>－その他のもの</u>	SM KG				
5703.90		[略]		5703.90		[同左]	
57.04		[略]		57.04		[同左]	
57.05		[略]		57.05		[同左]	
[略]				[同左]			
58.01		[略]		58.01		[同左]	
58.02		テリータオル地その他のテリー織物（第58. 06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57. 03項の物品を除く。）		58.02		テリータオル地その他のテリー織物（第58. 06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57. 03項の物品を除く。）	
5802.10	000	<u>－テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）</u>	SM KG			<u>－テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）</u>	
				5802.11	000	<u>－漂白してないもの</u>	SM KG
				5802.19	000	<u>－その他のもの</u>	SM KG
5802.20		[略]		5802.20		[同左]	
5802.30		[略]		5802.30		[同左]	
58.03		[略]		58.03		[同左]	
}		[略]		}		[同左]	
58.11		[略]		58.11		[同左]	

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1及び2 [略]

3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせで作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

59.01				
}		[略]		
59.10				
59.11		紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の <u>注8</u> のものに限る。）		
5911.10				
}		[略]		
5911.90				

[略]

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1～3 [略]

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」

第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

注

1及び2 [同左]

[新規]

3 [同左]

4 [同左]

5 [同左]

6 [同左]

7 [同左]

59.01				
}		[同左]		
59.10				
59.11		紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の <u>注7</u> のものに限る。）		
5911.10				
}		[同左]		
5911.90				

[同左]

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注

1～3 [同左]

4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無しの衣類を含まない。

ウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。							
5～10 [略]				5～10 [同左]			
61.01		[略]		61.01		[同左]	
61.15				61.15			
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
6116.10	000	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		6116.10	500	ープラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	PR KG
		の	PR KG				
		[略]				[同左]	
6116.91		[略]		6116.91		[同左]	
		[略]				[同左]	
6116.99		[略]		6116.99		[同左]	
61.17		[略]		61.17		[同左]	
第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）				第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
注				注			
1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し				[新規]			
の衣類を含まない。							
「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。							
5 [略]				4 [同左]			
6 [略]				5 [同左]			
7 [略]				6 [同左]			
8 [略]				7 [同左]			
9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。				8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。			

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 [略]

9 [同左]

62.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) [削除]		
	[削除]		
<u>6201.20</u> 000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
<u>6201.30</u> 000	ー綿製のもの	NO	KG
<u>6201.40</u> 000	ー人造繊維製のもの	NO	KG
<u>6201.90</u> 000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
62.02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) [削除]		
	[削除]		

62.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。) ーオーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその 他これらに類する製品		
<u>6201.11</u> 000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
<u>6201.12</u> 000	ー綿製のもの	NO	KG
<u>6201.13</u> 000	ー人造繊維製のもの	NO	KG
<u>6201.19</u> 000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
	ーその他のもの		
<u>6201.91</u> 000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
<u>6201.92</u> 000	ー綿製のもの	NO	KG
<u>6201.93</u> 000	ー人造繊維製のもの	NO	KG
<u>6201.99</u> 000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
	[新規]		
	[新規]		
	[新規]		
	[新規]		
62.02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。) ーオーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその 他これらに類する製品		
<u>6202.11</u> 000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
<u>6202.12</u> 000	ー綿製のもの	NO	KG
<u>6202.13</u> 000	ー人造繊維製のもの	NO	KG
<u>6202.19</u> 000	ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG
	ーその他のもの		
<u>6202.91</u> 000	ー羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG

				6202.92	000	—綿製のもの		NO	KG
				6202.93	000	—人造繊維製のもの		NO	KG
				6202.99	000	—その他の紡織用繊維製のもの		NO	KG
6202.20	000	—羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG		[新規]			
6202.30	000	—綿製のもの	NO	KG		[新規]			
6202.40	000	—人造繊維製のもの	NO	KG		[新規]			
6202.90	000	—その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG		[新規]			
62.03				62.03					
}		[略]		}		[同左]			
62.09				62.09					
62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）		62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）			
6210.10		[略]		6210.10		[同左]			
6210.20	000	—その他の衣類（第62.01項のものと同一種類のものに限る。）	NO	KG	6210.20	000	—その他の衣類（第6201.11号から第6201.19号までのものと同一種類のものに限る。）	NO	KG
6210.30	000	—その他の衣類（第62.02項のものと同一種類のものに限る。）	NO	KG	6210.30	000	—その他の衣類（第6202.11号から第6202.19号までのものと同一種類のものに限る。）	NO	KG
6210.40		[略]		6210.40		[同左]			
6210.50		[略]		6210.50		[同左]			
62.11				62.11					
}		[略]		}		[同左]			
62.17				62.17					
[略]				[同左]					
63.01		[略]		63.01		[同左]			
}		[略]		}		[同左]			
63.05				63.05					
63.06		ターポリン及び日よけ、テント（仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品			
		[略]				[同左]			
6306.12		[略]		6306.12		[同左]			

6306.19	[略]		6306.19	[同左]	
	ーテント (仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)			ーテント	
6306.22	[略]		6306.22	[同左]	
6306.90	[略]		6306.90	[同左]	
63.07	[略]		63.07	[同左]	
63.10	[略]		63.10	[同左]	
[略]			[同左]		
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		
注			注		
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。		
(a)~(ij) [略]			(a)~(ij) [同左]		
(k) 第94類の物品 (例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)			(k) 第94類の物品 (例えば、家具、 <u>ランプその他の照明器具</u> 及びプレハブ建築物)		
(l)~(n) [略]			(l)~(n) [同左]		
2 [略]			2 [同左]		
68.01	[略]		68.01	[同左]	
68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石 (スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品 (裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石 (スレートを含む。) の粒、細片及び粉		68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石 (スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品 (裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石 (スレートを含む。) の粒、細片及び粉	
6802.10 000	ータイル、キューブその他これらに類する物品 (長方形 (正方形を含む。)) であるかないかを問わないものとし、最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。) 並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	KG	6802.10 000	ータイル、キューブその他これらに類する物品 (長方形 (正方形を含む。)) であるかないかを問わないものとし、 <u>面積が</u> 最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。) 並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	KG
6802.21	[略]		6802.21	[同左]	
6802.99	[略]		6802.99	[同左]	

68.03			68.03		
↳	[略]		↳	[同左]	
68.11			68.11		
68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）		68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）	
6812.80	[略] －その他のもの		6812.80	[同左] －その他のもの	
6812.91	[略] [削除] [削除]		6812.91	[同左] 6812.92 000 ー紙、厚紙及びフェルト 6812.93 000 ージョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	KG KG
6812.99	[略]		6812.99	[同左]	
68.13	[略]		68.13	[同左]	
68.14	[略]		68.14	[同左]	
68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） －炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）		68.15	石その他の鉱物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） 6815.10 000 ー黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	KG KG
6815.11 000	ー炭素繊維	KG			
6815.12 000	ー炭素繊維製の織物類	KG			
6815.13 000	ー炭素繊維製のその他の製品	KG			
6815.19 000	ーその他のもの	KG			
6815.20	[略] －その他の製品		6815.20	[同左] －その他の製品	
6815.91 000	ーマグネサイト、マグネシア（ペリクレーヌのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するもの	KG	6815.91 000	ーマグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	KG
6815.99	[略]		6815.99	[同左]	
第69類 陶磁製品			第69類 陶磁製品		
注			注		

<p>1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。</p> <p>(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。</p> <p>(c) 陶磁製品は、無機非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) [略]</p> <p>(i) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k)～(m) [略]</p>	<p>1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) [同左]</p> <p>(i) 第94類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k)～(m) [同左]</p>																																																																
<table border="1"> <tr><td>69.01</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.02</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.03</td><td>その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6903.10</td><td>000 一遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの</td><td>KG</td><td></td></tr> <tr><td>6903.20</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6903.90</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.04</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.14</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr> </table>	69.01	[略]			69.02	[略]			69.03	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			6903.10	000 一遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG		6903.20	[略]			6903.90	[略]			69.04	[略]			69.14	[略]			<table border="1"> <tr><td>69.01</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.02</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.03</td><td>その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6903.10</td><td>000 一黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの</td><td>KG</td><td>KG</td></tr> <tr><td>6903.20</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6903.90</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.04</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69.14</td><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr> </table>	69.01	[同左]			69.02	[同左]			69.03	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			6903.10	000 一黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG	KG	6903.20	[同左]			6903.90	[同左]			69.04	[同左]			69.14	[同左]		
69.01	[略]																																																																
69.02	[略]																																																																
69.03	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）																																																																
6903.10	000 一遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG																																																															
6903.20	[略]																																																																
6903.90	[略]																																																																
69.04	[略]																																																																
69.14	[略]																																																																
69.01	[同左]																																																																
69.02	[同左]																																																																
69.03	その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）																																																																
6903.10	000 一黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG	KG																																																														
6903.20	[同左]																																																																
6903.90	[同左]																																																																
69.04	[同左]																																																																
69.14	[同左]																																																																
<p>第70類 ガラス及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(c) [略]</p>	<p>第70類 ガラス及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(c) [同左]</p>																																																																

<p>(d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。）</p> <p>(e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。）</p> <p>(f) [略]</p> <p>(g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p> <p>(h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）</p> <p>(i) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>				<p>[新規]</p> <p>[新規]</p> <p>(d) [同左]</p> <p>(e) 第94.05項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p> <p>(f) 第95類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）</p> <p>(g) [同左]</p> <p>2～5 [同左]</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>								
70.01				70.01				70.01				
7001.00	000	ガラスのくず（第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。）及び塊	KG	7001.00	000	ガラスのくず及び塊	KG	7001.00	000	ガラスのくず及び塊	KG	
70.02		[略]		70.02		[同左]		70.02		[同左]		
70.10				70.10				70.10				
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		
7011.10		[略]		7011.10		[同左]		7011.10		[同左]		
7011.90				7011.90				7011.90				
70.13		[略]		70.13		[同左]		70.13		[同左]		
70.18				70.18				70.18				
70.19		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）		70.19		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）		70.19		ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）		
		ースライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれら				ースライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド				ースライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド		

	から成るマット					
7019.11	[略]		7019.11	[同左]		
7019.12	[略]		7019.12	[同左]		
<u>7019.13</u> 000	---その他の糸及びスライバー	KG		[新規]		
<u>7019.14</u> 000	---機械的に結合したマット	KG		[新規]		
<u>7019.15</u> 000	---化学的に結合したマット	KG		[新規]		
7019.19 000	---その他のもの	KG	7019.19	---その他のもの		
			200	---糸	KG	
			900	---その他のもの	KG	
	[削除]			<u>薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他</u> <u>これらに類する織つてない物品</u>		
			<u>7019.31</u> 000	---マット	KG	
			<u>7019.32</u> 000	---薄いシート（ボイル）	KG	
			<u>7019.39</u> 000	---その他のもの	KG	
	[削除]		<u>7019.40</u> 000	---ロービング製の織物	KG	
	[削除]			---その他の織物		
			<u>7019.51</u> 000	---幅が30センチメートル以下のもの	SM KG	
			<u>7019.52</u> 000	---幅が30センチメートルを超えるもの（重量が1平方メートルにつ き250グラム未満の平織りのもので、単糸が136テックス以下 の長繊維製のものに限る。）	SM KG	
	<u>---機械的に結合した織物類</u>		<u>7019.59</u> 000	---その他のもの	KG	
<u>7019.61</u> 000	---ロービング製の目の細かい織物	KG		[新規]		
<u>7019.62</u> 000	---ロービング製のその他の織物類	KG				
<u>7019.63</u> 000	---糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布し たもの及び積層したものを除く。）	KG				
<u>7019.64</u> 000	---糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの 及び積層したものに限る。）	KG				
<u>7019.65</u> 000	---目の粗い織物（幅が30センチメートル以下のものに限る。）	KG				
<u>7019.66</u> 000	---目の粗い織物（幅が30センチメートルを超えるものに限る。）	KG				
<u>7019.69</u> 000	---その他のもの	KG				
	<u>---化学的に結合した織物類</u>			[新規]		

7019.71	000	---ペール（薄いシート）		KG				
7019.72	000	---その他の目の細かい織物類		KG				
7019.73	000	---その他の目の粗い織物類		KG				
7019.80	000	---グラスウール及びその製品		KG			[新規]	
7019.90		[略]			7019.90		[同左]	
70.20		[略]			70.20		[同左]	
[略]					[同左]			
71.01		[略]			71.01		[同左]	
71.03		[略]			71.03		[同左]	
71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
7104.10		[略]			7104.10		[同左]	
		---その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）			7104.20	000	---その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	GR
7104.21	000	---ダイヤモンド		GR				
7104.29	000	---その他のもの		GR				
		---その他のもの			7104.90	000	---その他のもの	GR
7104.91	000	---ダイヤモンド		GR				
7104.99	000	---その他のもの		GR				
71.05		[略]			71.05		[同左]	
71.11		[略]			71.11		[同左]	
71.12		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第85.49項の物品を除く。）			71.12		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	
7112.30		[略]			7112.30		[同左]	
7112.99		[略]			7112.99		[同左]	

71.13 }	[略]		[同左]
71.18	[略]		[同左]
第15部 卑金属及びその製品		第15部 卑金属及びその製品	
注		注	
1 この部には、次の物品を含まない。		1 この部には、次の物品を含まない。	
(a)～(ij) [略]		(a)～(ij) [同左]	
(k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）		(k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、 <u>ランプその他の照明器具</u> 、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）	
(l)～(n) [略]		(l)～(n) [同左]	
2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。		2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。	
(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（ <u>内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第90.21項参照）を除く。</u> ）		(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品	
(b)及び(c) [略]		(b)及び(c) [同左]	
第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。		第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。	
第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。		第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。	
3～7 [略]		3～7 [同左]	
8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。		8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	
(a) 「くず」とは、次のものをいう。		(a) 「くず」とは、 <u>金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品</u> をいう。	
(i) 全ての金属くず			
(ii) <u>破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品</u>			
(b) [略]		(b) [同左]	
9 <u>第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u>		[新規]	
(a) 「棒」とは、 <u>横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相</u>			

対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第74類のワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーバー加工その他の加工をしたものは、第74.03項の銅の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

[略]

[同左]

[略]

[同左]

第74類 銅及びその製品

第74類 銅及びその製品

注

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)～(c) [略]

(a)～(c) [同左]

[削除]

(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。

[削除]

(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

[削除]

(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）

[削除]		<p>)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p>(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。)で、横断面が長方形(角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。)のものうち次のものをいう。</p> <p>長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>第74.09項又は第74.10項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴を明け、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p>
[削除]		<p>(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴を明け、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>
号注 [略]		号注 [同左]
74.01 く 74.18 74.19	[略] その他の銅製品 [削除] [削除]	74.01 く 74.18 74.19 <u>7419.10</u> 000 <u>7419.91</u> 000 [同左] その他の銅製品 ー鎖及びその部分品 ーその他のもの ーー 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)

					7419.99	—その他のもの		
					100	—銅製のばね		KG
					900	—その他のもの		KG
7419.20	000	— 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）		KG		[新規]		
7419.80		—その他のもの				[新規]		
	100	—銅製のばね		KG				
	900	—その他のもの		KG				

第75類 ニッケル及びその製品

[削除]

第75類 ニッケル及びその製品

注

- 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。
- (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。
- (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空で

<p>号注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第7508.10号において線には、<u>第15部の注9(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	<p><u>ない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第75.02項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</u></p> <p><u>第75.06項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 第7508.10号において線には、<u>この類の注1(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第76類 アルミニウム及びその製品</p> <p>[削除]</p>	<p>第76類 アルミニウム及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）の</p>

ものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第76.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第76.06項又は第76.07項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形

<p>号注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第7616.91号において線には、<u>第15部の注9(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	<p>にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 第7616.91号において線には、<u>この類の注1(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第78類 鉛及びその製品</p> <p>[削除]</p>	<p>第78類 鉛及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1</u> この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空で</p>

<p>号注</p> <p>[略]</p>	<p><u>ない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第78.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</u></p> <p><u>第78.04項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(e) <u>「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</u></p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第79類 亜鉛及びその製品</p> <p>[削除]</p>	<p>第79類 亜鉛及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) <u>「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</u></p>

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第79.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第79.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

[略]

号注

[同左]

[略]

第80類 ずず及びその製品

[削除]

[同左]

第80類 ずず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有

号注		[略]		しないもの		(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。	
[略]		[略]		号注		[同左]	
[略]		[略]		号注		[同左]	
第 8 1 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		第 8 1 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		号注		1 第 7 4 類の注 1 に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。	
[削除]		[削除]		号注		1 第 7 4 類の注 1 に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。	
81.01		[略]		81.01		[同左]	
81.02		[略]		81.02		[同左]	
81.03		タンタル及びその製品（くずを含む。）		81.03		タンタル及びその製品（くずを含む。）	
8103.20		[略]		8103.20		[同左]	
8103.30		[略]		8103.30		[同左]	
		－その他のもの		8103.90	000	－その他のもの	KG
8103.91	000	－るつぼ	KG				
8103.99	000	－その他のもの	KG				
81.04		[略]		81.04		[同左]	
81.05		[略]		81.05		[同左]	
81.06		ビスマス及びその製品（くずを含む。）		81.06			
8106.10	000	－ビスマスの含有量が全重量の 99.99%を超えるもの	KG	8106.00	000	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	KG
8106.90	000	－その他のもの	KG				
		[削除]		81.07		カドミウム及びその製品（くずを含む。）	
				8107.20	000	－カドミウムの塊及び粉	KG
				8107.30	000	－くず	KG
				8107.90	000	－その他のもの	KG

81.08		[略]
81.09		ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）
		－ <u>ジルコニウムの塊及び粉</u>
<u>8109.21</u>	<u>000</u>	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの
<u>8109.29</u>	<u>000</u>	－その他のもの
		－くず
<u>8109.31</u>	<u>000</u>	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの
<u>8109.39</u>	<u>000</u>	－その他のもの
		－その他のもの
<u>8109.91</u>	<u>000</u>	－ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの
<u>8109.99</u>	<u>000</u>	－その他のもの
81.10		[略]
81.11		[略]
81.12		ベリリウム、クロム、 <u>ハフニウム</u> 、 <u>レニウム</u> 、 <u>タリウム</u> 、 <u>カドミウム</u> 、 <u>ゲルマニウム</u> 、 <u>バナジウム</u> 、 <u>ガリウム</u> 、 <u>インジウム及びニオブ</u> （くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）
		[略]
8112.12		[略]
8112.29		－ <u>ハフニウム</u>
<u>8112.31</u>	<u>000</u>	－塊、くず及び粉
<u>8112.39</u>	<u>000</u>	－その他のもの
		－ <u>レニウム</u>
<u>8112.41</u>	<u>000</u>	－塊、くず及び粉
<u>8112.49</u>	<u>000</u>	－その他のもの
		[略]
8112.51		[略]
8112.59		－ <u>カドミウム</u>
<u>8112.61</u>	<u>000</u>	－くず

81.08		[同左]	
81.09		ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
<u>8109.20</u>	<u>000</u>	－ <u>ジルコニウムの塊及び粉</u>	KG
			KG
<u>8109.30</u>	<u>000</u>	－くず	KG
			KG
<u>8109.90</u>	<u>000</u>	－その他のもの	KG
			KG
81.10		[同左]	
81.11		[同左]	
81.12		ベリリウム、クロム、 <u>ゲルマニウム</u> 、 <u>バナジウム</u> 、 <u>ガリウム</u> 、 <u>ハフニウム</u> 、 <u>インジウム</u> 、 <u>ニオブ</u> 、 <u>レニウム及びタリウム</u> （くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
		[同左]	
8112.12		[同左]	
8112.29		[新規]	
			KG
			KG
		[新規]	
			KG
			KG
		[同左]	
8112.51		[同左]	
8112.59		[新規]	
			KG

8112.69	000	—その他のもの		KG				
		[略]				[同左]		
8112.92		[略]			8112.92	[同左]		
8112.99		[略]			8112.99	[同左]		
81.13		[略]			81.13	[同左]		
[略]					[同左]			
<p>第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、<u>第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。</u></p> <p>(c) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p><u>6(A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。</u></p> <p>(i) <u>破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの</u></p> <p>(ii) <u>輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの</u></p> <p>(B) <u>「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。</u></p> <p>(C) <u>この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。</u></p>					<p>第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(a) [同左]</p> <p>(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第85.17項に属する。</p> <p>(c) [同左]</p> <p>3～5 [同左]</p> <p>[新規]</p>			

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

- 1 [略]
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。
- (A) 第84.19項には、次の物品を含まない。
- (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）
- (ii) 穀物給湿機（第84.37項参照）
- (iii) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）
- (iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）
- (v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
- (B) 第84.22項には、次の物品を含まない。
- (i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）
- (ii) 第84.72項の事務用機器
- (C) 第84.24項には、次の物品を含まない。
- (i) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）
- (ii) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）
- 3及び4 [略]
- 5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪断機から成る加工工程をいう。
- 6(A)~(C) [略]
- (D) 6(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。
- (i)~(v) [略]
- (E) [略]
- 7 [略]
- 8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、こ

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

- 1 [同左]
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。
- (a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）
- (b) 穀物給湿機（第84.37項参照）
- (c) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）
- (d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）
- (e) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの
- 第84.22項には、次の物品を含まない。
- (a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）
- (b) 第84.72項の事務用機器
- また、第84.24項には、次の物品を含まない。
- (a) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）
- (b) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）
- 3及び4 [同左]
- [新規]
- 5(A)~(C) [同左]
- (D) 5(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。
- (i)~(v) [同左]
- (E) [同左]
- 6 [同左]
- 7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2

の類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

9 [略]

10 第84.85項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもとにした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

11(A) 第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。

(B)及び(C) [略]

(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

号注

1 [略]

2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注6(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。

3及び4 [略]

84.01	く	[略]		
84.13				
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、 <u>換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）</u>		
8414.10	く	[略]		

又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。

8 [同左]

[新規]

9(A) 第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。

(B)及び(C) [同左]

(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

号注

1 [同左]

2 第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。

3及び4 [同左]

84.01	く	[同左]		
84.13				
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに <u>換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）</u>		
8414.10	く	[同左]		

8414.60				8414.60			
<u>8414.70</u>	000	一密閉形の生物学的安全キャビネット	NO	KG			
8414.80		[略]			8414.80		[新規]
8414.90		[略]			8414.90		[同左]
84.15					84.15		
}		[略]			}		[同左]
84.17					84.17		
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）			84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）
8418.10		一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。）			8418.10		一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
	100	一 小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO	KG	100		一 小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）
	900	一 其他のもの	NO	KG	900		一 其他のもの
		[略]					[同左]
8418.21					8418.21		
}		[略]			}		[同左]
8418.99					8418.99		
84.19		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のもを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のもを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のもを除く。）			84.19		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のもを含み、電気加熱式のもの（第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のもを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のもを除く。）
		一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のもを除く。）					一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のもを除く。）
8419.11		[略]			8419.11		[同左]
<u>8419.12</u>	000	一 太陽熱温水器	NO	KG			[新規]
8419.19		[略]			8419.19		[同左]
8419.20		[略]			8419.20		[同左]
		一乾燥機					一乾燥機
		[削除]			<u>8419.31</u>	000	一 農産物用のもの
		[削除]			<u>8419.32</u>	000	一 木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの
							NO
							KG
							NO
							KG

8419.33	000	ー凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	NO	KG		[新規]		
8419.34	000	ーその他のもの（農産物用のものに限る。）	NO	KG		[新規]		
8419.35	000	ーその他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	NO	KG		[新規]		
8419.39					8419.39			
ゝ		[略]			ゝ	[同左]		
8419.90					8419.90			
84.20		[略]			84.20	[同左]		
84.21		遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機			84.21	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		
		[略]				[同左]		
8421.11					8421.11			
ゝ		[略]			ゝ	[同左]		
8421.29					8421.29			
		ー気体のろ過機及び清浄機				ー気体のろ過機及び清浄機		
8421.31		[略]			8421.31	[同左]		
8421.32	000	ー内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	NO	KG		[新規]		
8421.39					8421.39			
ゝ		[略]			ゝ	[同左]		
8421.99					8421.99			
84.22					84.22			
ゝ		[略]			ゝ	[同左]		
84.27					84.27			
84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）			84.28	その他の持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）		
8428.10					8428.10			
ゝ		[略]			ゝ	[同左]		
8428.60					8428.60			
8428.70	000	ー産業用ロボット	NO	KG		[新規]		
8428.90		[略]			8428.90	[同左]		

84.29					84.29				
}		[略]			}			[同左]	
84.37					84.37				
84.38		飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）			84.38			飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	
8438.10					8438.10				
}		[略]			}			[同左]	
8438.90					8438.90				
84.39					84.39				
}		[略]			}			[同左]	
84.61					84.61				
84.62		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）			84.62			鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	
		－熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー			8462.10	000		－鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	
8462.11	000	－密閉型鍛造機	NO	KG				二	NO KG
8462.19	000	－その他のもの	NO	KG					
		－ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）						－ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）	
8462.22	000	－形状成形機	NO	KG	8462.21	000		－数値制御式のもの	NO KG
8462.23	000	－数値制御式のプレスブレーキ	NO	KG					
8462.24	000	－数値制御式のパネルベンダー	NO	KG					
8462.25	000	－数値制御式のロール成形機	NO	KG					
8462.26	000	－その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン	NO	KG					

8462.29	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ースリッター機、切断機及びその他の^{せん}剪断機（パンチング機能及び^{せん}剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）</p>	NO	KG	8462.29	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ー^{せん}剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び^{せん}剪断機能を組み合わせた機械を除く。）</p>	NO	KG
8462.32	000	ースリッター機及び切断機	NO	KG	8462.31	000	ー数値制御式のもの	NO	KG
8462.33	000	ー数値制御式の ^{せん} 剪断機	NO	KG					
8462.39	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ーパンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び^{せん}剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p>	NO	KG	8462.39	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ーパンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び^{せん}剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）</p>	NO	KG
8462.42	000	ー数値制御式のもの	NO	KG	8462.41	000	ー数値制御式のもの	NO	KG
8462.49	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ー炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）</p>	NO	KG	8462.49	000	ーその他のもの	NO	KG
8462.51	000	ー数値制御式のもの	NO	KG					
8462.59	000	<p>ーその他のもの</p> <p>ー冷間金属加工プレス</p>	NO	KG					
8462.61	000	ー液圧プレス	NO	KG					
8462.62	000	ー機械プレス	NO	KG					
8462.63	000	ーサーボプレス	NO	KG					
8462.69	000	ーその他のもの	NO	KG					
8462.90	000	ーその他のもの	NO	KG			ーその他のもの		
					8462.91	000	ー液圧プレス	NO	KG
					8462.99	000	ーその他のもの	NO	KG
84.63		[略]			84.63		[同左]		
84.78					84.78				
84.79		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）			84.79		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
8479.10		[略]			8479.10		[同左]		
8479.20	000	ー動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG	8479.20	000	ー動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG
8479.30		[略]			8479.30		[同左]		

8479.79				8479.79			
	－その他の機械類				－その他の機械類		
8479.81	[略]			8479.81	[同左]		
8479.82	[略]			8479.82	[同左]		
<u>8479.83</u>	000 ー冷間静水圧プレス	NO	KG		[新規]		
8479.89	[略]			8479.89	[同左]		
8479.90	[略]			8479.90	[同左]		
84.80	[略]			84.80	[同左]		
84.81	[略]			84.81	[同左]		
84.82	玉軸受及びころ軸受			84.82	玉軸受及びころ軸受		
8482.10				8482.10			
く	[略]			く	[同左]		
8482.30				8482.30			
8482.40	000 ー針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）	NO	KG	8482.40	000 ー針状ころ軸受	NO	KG
8482.50	ーその他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）			8482.50	ーその他の円筒ころ軸受		
100	ー直線運動案内	NO	KG	100	ー直線運動案内	NO	KG
900	ーその他のもの	NO	KG	900	ーその他のもの	NO	KG
8482.80				8482.80			
く	[略]			く	[同左]		
8482.99				8482.99			
84.83	[略]			84.83	[同左]		
84.84	[略]			84.84	[同左]		
<u>84.85</u>	積層造形用の機械				[新規]		
<u>8485.10</u>	000 ーメタルデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.20</u>	000 ープラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.30</u>	000 ーブラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデ ポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.80</u>	000 ーその他のもの	NO	KG				
<u>8485.90</u>	000 ー部分品		KG				
84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラッ トパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84 類の注11(C)の機器並びに部分品及び附属品			84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラッ トパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84 類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品		

8486.10					8486.10				
}	[略]				}	[同左]			
8486.30					8486.30				
8486.40	000	—第84類の <u>注11(C)</u> の機器	NO	KG	8486.40	000	—第84類の <u>注9(C)</u> の機器	NO	KG
8486.90		[略]			8486.90		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5</u> 第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素（例えば、スクーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> [略]</p> <p><u>11</u> 第85.39項において「発光ダイオード（LED）光源」には、次の物品を含む。</p> <p>(a) 「発光ダイオード（LED）モジュール」</p>					<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>5</u> [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>6</u> [同左]</p> <p><u>7</u> [同左]</p> <p><u>8</u> [同左]</p> <p>[新規]</p>				

発光ダイオード（LED）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（LED）による電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード（LED）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード（LED）ランプ」

発光ダイオード（LED）ランプは、一以上の発光ダイオード（LED）モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（LED）モジュールと区別される。

12 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをい

9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

う。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード（LED）」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス（互いに電氣的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。）をいう。第85.41項の発光ダイオード（LED）は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [略]

(iv) マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1及び2 [略]

3(a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [同左]

(iv) マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1及び2 [同左]

3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物

物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(b)～(d) [略]

この注12の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

[削除]

号注

1 第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。

時間分解能が50ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。

2 第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。

4 [略]

5 第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b)～(d) [同左]

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

10 第85.48項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

号注

[新規]

[新規]

[新規]

1 [同左]

[新規]

85.01	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10	[略]		
8501.20	[略]		
	—その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)		

85.01	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10	[同左]		
8501.20	[同左]		
	—その他の直流電動機及び直流発電機		

8501.31				8501.31			
↳	[略]			↳	[同左]		
8501.53	—交流発電機（光発電機を除く。）			8501.53	—交流発電機		
8501.61				8501.61			
↳	[略]			↳	[同左]		
8501.64	— <u>直流光発電機</u>			8501.64	[新規]		
<u>8501.71</u>	<u>000</u> —出力が50ワット以下のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8501.72</u>	<u>000</u> —出力が50ワットを超えるもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8501.80</u>	<u>000</u> —交流光発電機	<u>NO</u>	<u>KG</u>		[新規]		
85.02				85.02			
↳	[略]			↳	[同左]		
85.06				85.06			
85.07	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか いかを問わない。）			85.07	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか いかを問わない。）		
8507.10				8507.10			
↳	[略]			↳	[同左]		
8507.30	[削除]			8507.30			
8507.50				<u>8507.40</u>	<u>000</u> —ニッケル・鉄蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>
↳	[略]			8507.50			
8507.90				↳	[同左]		
85.08				8507.90			
↳	[略]			85.08			
85.13				↳	[同左]		
85.14	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するも のを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘 電損失により物質を加熱処理するものに限る。）			85.13			
	— <u>抵抗加熱炉</u>			85.14	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するも のを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘 電損失により物質を加熱処理するものに限る。）		
				<u>8514.10</u>	<u>000</u> — <u>抵抗加熱炉</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>8514.11</u>	<u>000</u> —熱間静水圧プレス	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8514.19</u>	<u>000</u> —その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				

8514.20	[略]			8514.20	[同左]		
	<u>－その他の炉</u>			<u>8514.30</u>	<u>000</u>	<u>－その他の炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>
<u>8514.31</u>	<u>000</u>	<u>－電子ビーム炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
<u>8514.32</u>	<u>000</u>	<u>－プラズマアーク炉及び真空アーク炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
<u>8514.39</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
8514.40	[略]			8514.40	[同左]		
8514.90	[略]			8514.90	[同左]		
85.15	[略]			85.15	[同左]		
85.16	[略]			85.16	[同左]		
85.17	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>その他の電話を含む。</u> ）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） －電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>その他の電話を含む。</u> ）			85.17	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>電話を含む。</u> ）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） －電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>電話を含む。</u> ）		
8517.11	[略]			8517.11	[同左]		
<u>8517.13</u>	<u>000</u>	<u>－スマートフォン</u>	<u>NO</u>		[新規]		
<u>8517.14</u>	<u>000</u>	<u>－携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話</u>	<u>NO</u>	<u>8517.12</u>	<u>000</u>	<u>－携帯回線網用その他の無線回線網用の電話</u>	<u>NO</u>
8517.18	[略]			8517.18	[同左]		
	[略]				[同左]		
8517.61	[略]			8517.61	[同左]		
ゝ	[略]			ゝ	[同左]		
8517.69				8517.69			
	<u>－部分品</u>			<u>8517.70</u>	<u>000</u>	<u>－部分品</u>	<u>KG</u>
<u>8517.71</u>	<u>000</u>	<u>－アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品</u>	<u>KG</u>				
<u>8517.79</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>KG</u>				
85.18	[略]			85.18	[同左]		
85.19	音声の記録用又は再生用の機器			85.19	音声の記録用又は再生用の機器		
8519.20	[略]			8519.20	[同左]		
8519.30	[略]			8519.30	[同左]		

	[削除]			8519.50	000	一留守番電話装置		NO
	[略]					[同左]		
8519.81	[略]			8519.81		[同左]		
8519.89	[略]			8519.89		[同左]		
85.21				85.21				
}	[略]			}		[同左]		
85.23				85.23				
85.24	フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。） ードライバ又は制御回路を有しないもの					[新規]		
8524.11	000	ー液晶のもの	NO	KG				
8524.12	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG				
8524.19	000	ーその他のもの	NO	KG				
		ーその他のもの						
8524.91	000	ー液晶のもの	NO	KG				
8524.92	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG				
8524.99	000	ーその他のもの	NO	KG				
85.25	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		
8525.50	[略]			8525.50		[同左]		
8525.60	[略]			8525.60		[同左]		
	ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			8525.80	000	ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー		NO
8525.81	000	ーこの類の号注1の高速度の物品	NO	KG				
8525.82	000	ーその他のもの（この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。）	NO	KG				
8525.83	000	ーその他のもの（この類の号注3の暗視用の物品に限る。）	NO	KG				
8525.89	000	ーその他のもの	NO	KG				
85.26				85.26				
}	[略]			}		[同左]		
85.28				85.28				
85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		

8529.10	[略]			8529.10	[同左]		
8529.90	[略]			8529.90	[同左]		
85.30				85.30			
∩	[略]			∩	[同左]		
85.38				85.38			
85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源			85.39	フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）ランプ		
8539.10				8539.10			
∩	[略]			∩	[同左]		
8539.49				8539.49			
	－発光ダイオード（LED）光源			8539.50	000	－発光ダイオード（LED）ランプ	NO KG
8539.51	000	－発光ダイオード（LED）モジュール	NO KG				
8539.52	000	－発光ダイオード（LED）ランプ	NO KG				
8539.90	[略]			8539.90	[同左]		
85.40	[略]			85.40	[同左]		
85.41	半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子			85.41	ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）及び圧電結晶素子		
8541.10				8541.10			
∩	[略]			∩	[同左]		
8541.30				8541.30			
	－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）			8541.40	－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）		
8541.41	000	－発光ダイオード（LED）	NO	100	－実装していないもの		TH
8541.42	000	－光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）	NO		－その他のもの		
8541.43	000	－光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	NO	910	－発光ダイオード（LED）		NO
8541.49	000	－その他のもの	NO	990	－その他のもの		NO
	－その他の半導体デバイス			8541.50	000	－その他の半導体デバイス	NO
8541.51	000	－半導体ベースの変換器	NO				

8541.59	000	ーその他のもの	NO				
8541.60		[略]		8541.60	[同左]		
8541.90		[略]		8541.90	[同左]		
85.42		[略]		85.42	[同左]		
85.43		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		85.43	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
8543.10				8543.10			
}		[略]		}	[同左]		
8543.30				8543.30			
8543.40	000	ー電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	NO		[新規]		
8543.70		[略]		8543.70	[同左]		
8543.90		[略]		8543.90	[同左]		
85.44				85.44			
}		[略]		}	[同左]		
85.47				85.47			
85.48				85.48	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器		
8548.00	000	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	KG		の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）		
				8548.10	000	ー一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	KG
				8548.90	000	ーその他のもの	KG
85.49		電気電子機器のくず			[新規]		
		ー一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池					
8549.11	000	ー鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池	KG				
8549.12	000	ーその他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）	KG				
8549.13	000	ー化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	KG				
8549.14	000	ー分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	KG				
8549.19	000	ーその他のもの	KG				
		ー主として貴金属の回収に使用する種類のもの					
8549.21	000	ー一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG				

8549.29	000	<p>—その他のもの</p> <p>—その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板</p>	KG				
8549.31	000	<p>—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の 活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニ ル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの</p>	KG				
8549.39	000	<p>—その他のもの</p> <p>—その他のもの</p>	KG				
8549.91	000	<p>—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の 活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニ ル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの</p>	KG				
8549.99	000	<p>—その他のもの</p>	KG				
<p>第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるか ないかを問わない。）を含まない。</p> <p>(a)～(i) [略]</p> <p>(k) 第94.05項の照明器具</p> <p>(l) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>				<p>第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</p> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるか ないかを問わない。）を含まない。</p> <p>(a)～(i) [同左]</p> <p>(k) 第94.05項の<u>ランプその他の</u>照明器具</p> <p>(l) [同左]</p> <p>3～5 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p>			
<p>第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>号注</u></p> <p><u>1 第8708.22号には、次の物品のみを含む。</u></p> <p>(a) <u>フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）</u></p> <p>(b) <u>フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないもの とし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）</u></p> <p><u>ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに 限る。</u></p>				<p>第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [同左]</p> <p>[新規]</p>			

87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）			87.01	トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		
8701.10	[略]			8701.10	[同左]		
	ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター			8701.20	000 ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター	NO	KG
8701.21	000 ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	NO	KG				
8701.22	000 ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	NO	KG				
8701.23	000 ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	NO	KG				
8701.24	000 ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	NO	KG				
8701.29	000 ーその他のもの	NO	KG				
8701.30				8701.30			
}	[略]			}	[同左]		
8701.95				8701.95			
87.02	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車			87.02	10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		
8702.10	[略]			8702.10	[同左]		
8702.20	[略]			8702.20	[同左]		
8702.30	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの			8702.30	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（ <u>往復動機関に限る。</u> ）及び電動機を搭載したもの		
100	ー中古のもの	NO		100	ー中古のもの		NO
900	ーその他のもの	NO		900	ーその他のもの		NO
8702.40	[略]			8702.40	[同左]		
8702.90	[略]			8702.90	[同左]		
87.03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）			87.03	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）		
8703.10	[略]			8703.10	[同左]		
	ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）				ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（ <u>往復動機関に限る。</u> ）のみを搭載したものに限る。）		
8703.21				8703.21			
}	[略]			}	[同左]		
8703.24				8703.24			

8703.31	<p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[略]</p>	NO	8703.31	<p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[同左]</p>	NO
8703.33			8703.33		
8703.40	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO	8703.40	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（<u>往復動機関に限る。</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO
8703.50	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO	8703.50	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO
8703.60	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO	8703.60	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（<u>往復動機関に限る。</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO
8703.70	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO	8703.70	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>100 ー中古のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p>	NO
8703.80	[略]		8703.80	[同左]	
8703.90	[略]		8703.90	[同左]	
87.04	貨物自動車		87.04	貨物自動車	
8704.10	<p>[略]</p> <p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及</u></p>		8704.10	<p>[同左]</p> <p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及</u></p>	

		はセミディーゼルエンジン) <u>のみを搭載したものに限る。</u>)	
8704. 21			
	く	[略]	
8704. 23		ーその他のもの (ピストン式火花点火内燃機関 <u>のみを搭載したものに限る。</u>)	
8704. 31		[略]	
8704. 32		[略]	
		<u>ーその他のもの (駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関 (ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン) 及び電動機を搭載したものに限る。)</u>	
<u>8704. 41</u>		<u>ー車両総重量が5トン以下のもの</u>	
	100	<u>ーノックダウンのもの</u>	ST
		<u>ーその他のもの</u>	
		<u>ーシリンダー容積が2, 0 0 0立方センチメートル以下のもの</u>	
	915	<u>ー中古のもの</u>	NO
	919	<u>ーその他のもの</u>	NO
		<u>ーシリンダー容積が2, 0 0 0立方センチメートルを超えるもの</u>	
	925	<u>ー中古のもの</u>	NO
	929	<u>ーその他のもの</u>	NO
<u>8704. 42</u>		<u>ー車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの</u>	
	100	<u>ーノックダウンのもの</u>	ST
		<u>ーその他のもの</u>	
		<u>ーシリンダー容積が4, 5 0 0立方センチメートル以下のもの</u>	
	915	<u>ー中古のもの</u>	NO
	919	<u>ーその他のもの</u>	NO
		<u>ーシリンダー容積が4, 5 0 0立方センチメートルを超えるもの</u>	
	925	<u>ー中古のもの</u>	NO
	929	<u>ーその他のもの</u>	NO
<u>8704. 43</u>		<u>ー車両総重量が20トンを超えるもの</u>	
	100	<u>ーノックダウンのもの</u>	ST
		<u>ーその他のもの</u>	

		<u>びセミディーゼルエンジン) を搭載したものに限る。</u>)	
8704. 21			
	く	[同左]	
8704. 23		ーその他のもの (ピストン式火花点火内燃機関 <u>を搭載したものに限る。</u>)	
8704. 31		[同左]	
8704. 32		[同左]	
		[新規]	

	910	-----中古のもの	NO		
	920	-----その他のもの	NO		
		<u>-----その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電</u>			[新規]
		<u>動機を搭載したものに限る。)</u>			
8704.51		-----車両総重量が5トン以下のもの			
	100	-----ロックダウンのもの	ST		
		-----その他のもの			
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの			
	915	-----中古のもの	NO		
	919	-----その他のもの	NO		
		-----シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの			
	925	-----中古のもの	NO		
	929	-----その他のもの	NO		
8704.52		-----車両総重量が5トンを超えるもの			
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの			
	915	-----中古のもの	NO		
	919	-----その他のもの	NO		
		-----シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの			
	925	-----中古のもの	NO		
	929	-----その他のもの	NO		
8704.60		<u>-----その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。</u>			[新規]
		<u>）</u>			
	100	-----中古のもの	NO		
	900	-----その他のもの	NO		
8704.90		[略]		8704.90	[同左]
87.05		[略]		87.05	[同左]
87.07		[略]		87.07	[同左]
87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車の		87.08	部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車の
		ものに限る。）			ものに限る。）
8708.10		[略]		8708.10	[同左]
		-----車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品			-----車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品

8708.21	[略]
8708.22	000 ーこの類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓
8708.29	}
8708.99	[略]
87.09	[略]
87.10	[略]
87.11	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー
8711.10	ーシリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
910	ー中古のもの
920	ーその他のもの
8711.20	ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
100	ーノックダウンのもの
	ーその他のもの
910	ー中古のもの
920	ーその他のもの
8711.30	ーシリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
100	ーノックダウンのもの
	ーその他のもの
910	ー中古のもの
920	ーその他のもの
8711.40	ーシリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの
100	ーノックダウンのもの

8708.21	[同左]	
	[新規]	
8708.29	}	
8708.99	[同左]	
87.09	[同左]	
87.10	[同左]	
87.11	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー	
8711.10	ーシリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	
NO	910 ー中古のもの	NO
NO	920 ーその他のもの	NO
8711.20	ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	
ST	100 ーノックダウンのもの	ST
	ーその他のもの	
NO	910 ー中古のもの	NO
NO	920 ーその他のもの	NO
8711.30	ーシリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	
ST	100 ーノックダウンのもの	ST
	ーその他のもの	
NO	910 ー中古のもの	NO
NO	920 ーその他のもの	NO
8711.40	ーシリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	
ST	100 ーノックダウンのもの	ST

8802.11				8802.11			
}	[略]			}	[同左]		
8802.60				8802.60			
	[削除]			<u>88.03</u>	部分品（第88.01項又は第88.02項の物品のものに限る。）		
				<u>8803.10</u> 000	－プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		KG
				<u>8803.20</u> 000	－着陸装置及びその部分品		KG
				<u>8803.30</u> 000	－飛行機又はヘリコプターのその他の部分品		KG
				<u>8803.90</u> 000	－その他のもの		KG
88.04	[略]			88.04	[同左]		
88.05	[略]			88.05	[同左]		
<u>88.06</u>	無人航空機				[新規]		
<u>8806.10</u> 000	－旅客の輸送用に設計したもの	NO	KG				
	－その他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）						
<u>8806.21</u> 000	－最大離陸重量が250グラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.22</u> 000	－最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.23</u> 000	－最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.24</u> 000	－最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.29</u> 000	－その他のもの	NO	KG				
	－その他のもの						
<u>8806.91</u> 000	－最大離陸重量が250グラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.92</u> 000	－最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.93</u> 000	－最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.94</u> 000	－最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの	NO	KG				
<u>8806.99</u> 000	－その他のもの	NO	KG				
<u>88.07</u>	部分品（第88.01項、第88.02項又は第88.06項の物品のものに限る。）				[新規]		
<u>8807.10</u> 000	－プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品		KG				
<u>8807.20</u> 000	－着陸装置及びその部分品		KG				
<u>8807.30</u> 000	－飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品		KG				
<u>8807.90</u> 000	－その他のもの		KG				
	[略]				[同左]		
89.01	[略]			89.01	[同左]		

89.02		[略]			89.02		[同左]		
89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、 ^{ろかい} 櫓艦船及びカヌー －膨張式のボート（複合艇を含む。）			89.03		ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、 ^{ろかい} 櫓艦船及びカヌー －膨張式のもの		NO KG
8903.11	000	－原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの（原動機付きの もの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）	NO	KG					
8903.12	000	－原動機を除いた自重が100キログラム以下のもの（原動機ととも に使用するよう設計されていないものに限る。）	NO	KG					
8903.19	000	－その他のもの －セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、 膨張式のものを除く。）	NO	KG			[新規]		
8903.21	000	－長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG					
8903.22	000	－長さが7.5メートルを超え2.4メートル以下のもの	NO	KG					
8903.23	000	－長さが2.4メートルを超えるもの －モーターボート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）	NO	KG			[新規]		
8903.31	000	－長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG					
8903.32	000	－長さが7.5メートルを超え2.4メートル以下のもの	NO	KG					
8903.33	000	－長さが2.4メートルを超えるもの －その他のもの	NO	KG			－その他のもの		
		[削除]			8903.91	000	－セールボート（補助原動機付きであるかないかを問わない。）	NO	KG
		[削除]			8903.92	000	－モーターボート（船外機付きのものを除く。）	NO	KG
8903.93	000	－長さが7.5メートル以下のもの	NO	KG			[新規]		
8903.99		[略]			8903.99		[同左]		
89.04		[略]			89.04		[同左]		
89.08		[略]			89.08		[同左]		
[略]					[同左]				
第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(e) [略]					(a)～(e) [同左]				
(f) 第15部の注2の卑金属製の汎用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに					(f) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれ				

類する物品（第39類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。				に類する物品（第39類参照）			
(g)~(n) [略]				(g)~(n) [同左]			
2~7 [略]				2~7 [同左]			
90.01				90.01			
}	[略]			}	[同左]		
90.05				90.05			
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
9006.30	[略]			9006.30	[同左]		
9006.40	[略]			9006.40	[同左]		
	—その他の写真機				—その他の写真機		
	[削除]			<u>9006.51</u> 000	— <u>一眼レフレックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）</u>		NO
	[削除]			<u>9006.52</u> 000	— <u>その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）</u>		NO
9006.53 000	—幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの	NO		9006.53 000	— <u>その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）</u>		NO
9006.59				9006.59			
}	[略]			}	[同左]		
9006.99				9006.99			
90.07				90.07			
}	[略]			}	[同左]		
90.12				90.12			
90.13	レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）			90.13	<u>液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）</u> 、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）		
9013.10				9013.10			
}	[略]			}	[同左]		
9013.90				9013.90			
90.14				90.14			
}	[略]			}	[同左]		

90.21				90.21			
90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>椅子</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機		90.22		エックス線、アルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>いす</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	
		[略]				[同左]	
9022.12		[略]		9022.12		[同左]	
		[略]				[同左]	
9022.19		ーアルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）		9022.19		ーアルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	
9022.21		[略]		9022.21		[同左]	
		[略]				[同左]	
9022.90		[略]		9022.90		[同左]	
90.23		[略]		90.23		[同左]	
		[略]				[同左]	
90.26				90.26			
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨張</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム		90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨脹</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム	
9027.10		[略]		9027.10		[同左]	
		[略]				[同左]	
9027.50		ーその他の機器		9027.50		ーその他の機器	
		ーその他の機器		<u>9027.80</u>		ーその他の機器	
9027.81	000	ー質量分析計	NO KG			ー電気式のもの	
9027.89		ーその他のもの		110		ー分析機器	NO KG
	100	ー分析機器	NO KG	190		ーその他のもの	NO KG
	900	ーその他のもの	NO KG	900		ーその他のもの	NO KG
9027.90		[略]		9027.90		[同左]	

90.28	[略]		90.28	[同左]	
90.29	[略]		90.29	[同左]	
90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器		90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器	
9030.10	[略]		9030.10	[同左]	
9030.20	[略]		9030.20	[同左]	
	－電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（ <u>半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。</u> ）			－電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器	
9030.31	[略]		9030.31	[同左]	
∩	[略]		∩	[同左]	
9030.40	－その他の機器		9030.40	－その他の機器	
9030.82	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（ <u>集積回路を含む。</u> ）		9030.82	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	
100	－特性測定器	NO	100	－特性測定器	NO
900	－その他のもの	NO	900	－その他のもの	NO
9030.84	[略]		9030.84	[同左]	
∩	[略]		∩	[同左]	
9030.90			9030.90		
90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機	
9031.10	[略]		9031.10	[同左]	
9031.20	[略]		9031.20	[同左]	
	－その他の光学式機器			－その他の光学式機器	
9031.41 000	－半導体ウエハー又は半導体デバイス（ <u>集積回路を含む。</u> ）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（ <u>集積回路を含む。</u> ）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	NO	9031.41 000	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	NO
9031.49	[略]		9031.49	[同左]	
∩	[略]		∩	[同左]	
9031.90			9031.90		

90.32		[略]			90.32		[同左]		
90.33		[略]			90.33		[同左]		
[略]					[同左]				
91.01		[略]			91.01		[同左]		
91.13					91.13				
91.14		その他の時計の部分品			91.14		その他の時計の部分品		
		[削除]			<u>9114.10</u>	000	<u>ーばね（ひげぜんまいを含む。）</u>		KG
9114.30					9114.30				
9114.90		[略]			9114.90		[同左]		
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
<p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>					<p>第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに<u>ランプその他の照明器具</u>（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p>				
注					注				
1 この類には、次の物品を含まない。					1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)～(e) [略]					(a)～(e) [同左]				
(f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品					(f) 第85類のランプ <u>その他の照明器具</u>				
(g)～(k) [略]					(g)～(k) [同左]				
(l) 家具及び照明器具（ <u>玩具</u> であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、 <u>ストリングライト</u> を除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）					(l) 家具及び <u>ランプその他の照明器具</u> （ <u>がん具</u> であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、 <u>電気花飾り</u> を除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）				
(m) [略]					(m) [同左]				
2及び3 [略]					2及び3 [同左]				
4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。					4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。				
プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたも									

のに限る。)。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。							
94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		94.01		腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品	
9401.10		[略]		9401.10		[同左]	
9401.20		[略]		9401.20		[同左]	
		一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		9401.30	000	一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	NO KG
9401.31	000	ー木製のもの	NO KG				
9401.39	000	ーその他のもの	NO KG				
		一腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。）		9401.40	000	一腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	NO KG
9401.41	000	ー木製のもの	NO KG				
9401.49	000	ーその他のもの	NO KG				
		[略]				[同左]	
9401.52		[略]		9401.52		[同左]	
9401.80		一部分品		9401.80		一部分品	
9401.91	000	ー木製のもの	KG	9401.90	000	一部分品	KG
9401.99	000	ーその他のもの	KG				
94.02		[略]		94.02		[同左]	
94.03		その他の家具及びその部分品		94.03		その他の家具及びその部分品	
9403.10		[略]		9403.10		[同左]	
9403.89		一部分品		9403.89		一部分品	
9403.91	000	ー木製のもの	KG	9403.90	000	一部分品	KG
9403.99	000	ーその他のもの	KG				
94.04		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及び		94.04		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）	

		マットレスサポート				及びマットレスサポート		
9404.10		[略]				[同左]		
9404.30								
<u>9404.40</u>	000	ー布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）	N0	KG		[新規]		
9404.90		[略]				[同左]		
94.05		照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）				ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
		ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のを除く。）				ーシャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のを除く。）		KG
9405.11	000	ー発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.19	000	ーその他のもの		KG				
		ー卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具				ー卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		KG
9405.21	000	ー発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.29	000	ーその他のもの		KG				
		ークリスマスツリーに使用する種類のストリングライト				ークリスマスツリーに使用する種類の照明セット	DZ	KG
9405.31	000	ー発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの	DZ	KG				
9405.39	000	ーその他のもの	DZ	KG				
		ーその他の電気式の照明器具				ー電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）		
9405.41		ー光発電性のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）			200	ー卑金属製のもの		KG
	100	ー卑金属製のもの		KG				
	900	ーその他のもの		KG	900	ーその他のもの		KG
9405.42		ーその他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）						
	100	ー卑金属製のもの		KG				
	900	ーその他のもの		KG				

9405.49	—その他のもの					
	100 ——卑金属製のもの	KG				
	900 ——その他のもの	KG				
9405.50	000 —非電気式の照明器具	KG	9405.50	000 —非電気式のランプその他の照明器具		KG
	—イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する		9405.60	000 —イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する		KG
	物品			物品		
9405.61	000 —発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計さ	KG				
	れたもの	KG				
9405.69	000 —その他のもの	KG				
	[略]			[同左]		
9405.91			9405.91			
	[略]			[同左]		
9405.99			9405.99			
94.06	プレハブ建築物		94.06	プレハブ建築物		
9406.10	[略]		9406.10	[同左]		
9406.20	000 —鋼製のモジュール式建築ユニット	KG		[新規]		
9406.90	[略]		9406.90	[同左]		
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
注			注			
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(o) [略]			(a)～(o) [同左]			
<u>(p)</u> 無人航空機（第88.06項参照）			[新規]			
<u>(q)</u> [略]			<u>(p)</u> [同左]			
<u>(r)</u> [略]			<u>(q)</u> [同左]			
<u>(s)</u> [略]			<u>(r)</u> [同左]			
<u>(t)</u> [略]			<u>(s)</u> [同左]			
<u>(u)</u> ストリングライト（第94.05項参照）			<u>(t)</u> 電気花飾り（第94.05項参照）			
<u>(v)</u> [略]			<u>(u)</u> [同左]			
<u>(w)</u> [略]			<u>(v)</u> [同左]			
<u>(x)</u> [略]			<u>(w)</u> [同左]			
2及び3 [略]			2及び3 [同左]			
4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、 <u>同項</u> の物品と一以上の物品（輸出統計			4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、 <u>この項</u> の物品と一以上の物品（輸出統			

品目表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。) とを組み合わせたものを含む (小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

5 [略]

6 第 9 5 . 0 8 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路 (水路を含む。) を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。

(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。

(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第 9 5 . 0 4 項の装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

号注

[略]

計品目表の解釈に関する通則 3 (b) のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。) とを組み合わせたものを含む (小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)

5 [同左]

[新規]

号注

[同左]

95.03	[略]
95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) 並びに硬貨、銀行券、 <u>バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械</u>
9504.20	[略]
9504.90	[略]
95.05	[略]
95.07	[略]
95.08	<u>巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備 (射的場を含む。) 並びに巡回劇場</u>

95.03	[同左]
95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、 <u>遊戯場用</u> 、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)
9504.20	[同左]
9504.90	[同左]
95.05	[同左]
95.07	[同左]
95.08	<u>回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備</u>

9508.10	000	の設備 －巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	KG	9508.10	000	－巡回サーカス又は巡回動物園のもの	KG
		－遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備				[新規]	
9508.21	000	－ジェットコースター	KG				
9508.22	000	－回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	KG				
9508.23	000	－ダッジム車	KG				
9508.24	000	－運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	KG				
9508.25	000	－ウォーターライド	KG				
9508.26	000	－ウォーターパークの娯楽設備	KG				
9508.29	000	－その他のもの	KG				
9508.30	000	－興行用設備	KG			[新規]	
9508.40	000	－巡回劇場の設備	KG			[新規]	
		[削除]		9508.90	000	－その他のもの	KG
第96類 雑品				第96類 雑品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(i) [略]				(a)～(i) [同左]			
(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）				(k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプ <u>その他の</u> 照明器具）			
(l)及び(m) [略]				(l)及び(m) [同左]			
2～4 [略]				2～4 [同左]			
96.01		[略]		96.01		[同左]	
96.08				96.08			
96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テララスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の <u>しん</u> 、パステル、図画用木炭、テララスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	
9609.10		－鉛筆及びクレヨン（さやの中に <u>芯</u> を入れたものに限る。）		9609.10		－鉛筆及びクレヨン（ <u>硬い</u> さやの中に <u>しん</u> を入れたものに限る。）	
	100	－黒 <u>芯</u> のもの	KG		100	－黒 <u>しん</u> のもの	KG
	900	－その他のもの	KG		900	－その他のもの	KG
9609.20	000	－鉛筆の <u>芯</u> （色を問わない。）	KG	9609.20	000	－鉛筆の <u>しん</u> （色を問わない。）	KG
9609.90		[略]		9609.90		[同左]	
96.10				96.10			

96.16		[略]			96.16		[同左]		
96.17					96.17				
9617.00	000	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		KG	9617.00	000	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）		KG
96.18		[略]			96.18		[同左]		
96.19					96.19				
9619.00	000	生理用のナブキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG	9619.00	000	生理用のナブキン（パッド）及びタンポン、 <u>乳児用のおむつ</u> 及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG
96.20		[略]			96.20		[同左]		
[略] 第97類 美術品、収集品及びこつとう					[同左] 第97類 美術品、収集品及びこつとう				
注					注				
1 [略]					1 [同左]				
2 第97.01項には、 <u>芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。</u>					[新規]				
3 [略]					2 [同左]				
4 [略]					3 [同左]				
5(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から <u>4</u> までに定める場合を除くほか、 <u>全て</u> この類に属する。					4(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から <u>3</u> までに定める場合を除くほか、 <u>すべて</u> この類に属する。				
(B) [略]					(B) [同左]				
6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。					5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。				
97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板			97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板		
		— 製作後100年を超えたもの			9701.10	000	— 書画	NO	KG
9701.21	000	— 書画	NO	KG	9701.90	000	— その他のもの		KG

9701.22	000	—モザイク		KG					
9701.29	000	—その他のもの		KG					
		—その他のもの							
9701.91	000	—書画	NO	KG					
9701.92	000	—モザイク		KG					
9701.99	000	—その他のもの		KG					
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画			97.02				
9702.10	000	—製作後100年を超えたもの	NO	KG	9702.00	000	銅版画、木版画、石版画その他の版画	NO	KG
9702.90	000	—その他のもの	NO	KG					
97.03		彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（材料を問わない。）			97.03				
9703.10	000	—製作後100年を超えたもの	NO	KG	9703.00	000	彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO	KG
9703.90	000	—その他のもの	NO	KG					
97.04		[略]			97.04		[同左]		
97.05		収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）			97.05				
		—収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）							
9705.10	000	—収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）		KG	9705.00	000	収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）		KG
9705.21	000	—人体の標本及びその部分品		KG					
9705.22	000	—絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品		KG					
9705.29	000	—その他のもの		KG					
		—収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）							
9705.31	000	—製作後100年を超えたもの		KG					
9705.39	000	—その他のもの		KG					
97.06		こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）			97.06				
9706.10	000	—製作後250年を超えたもの	KG	KG	9706.00	000	こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）		KG
9706.90	000	—その他のもの		KG					
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
目次					目次				
輸入統計品目表の解釈に関する通則					輸入統計品目表の解釈に関する通則				
第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品					第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品				
第1類 [略]					第1類 [同左]				

第2類 [略]

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第4類 [略]

第5類 [略]

第2部 [略]

第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第16類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品

第17類～第23類 [略]

第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第5部～第19部 [略]

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第96類 [略]

第21部 [略]

第22部 [略]

[略]

統計番号	品名	単位	
		I	II

[略]

第2類 肉及び食用のくず肉

第2類 [同左]

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第4類 [同左]

第5類 [同左]

第2部 [同左]

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

第17類～第23類 [同左]

第24類 たばこ及び製造たばこ代用品

第5部～第19部 [同左]

第20部 雑品

第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

第96類 [同左]

第21部 [同左]

第22部 [同左]

[同左]

統計番号	品名	単位	
		I	II

[同左]

第2類 肉及び食用のくず肉

<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [略]</p> <p>(b) <u>食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）</u></p> <p>(c) [略]</p> <p>(d) [略]</p> <p>備考</p> <p>[略]</p>	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>(b) [同左]</p> <p>(c) [同左]</p> <p>備考</p> <p>[同左]</p>																				
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>																				
<p>第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物</p>																					
<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) [略]</p> <p>(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）</p> <p>(d) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第03.09項参照）。</u></p> <p>備考</p> <p>1 第03.06項から第03.09項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。</p>	<p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) [同左]</p> <p>(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）</p> <p>(d) [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>備考</p> <p>1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 1125 257 1173">03.01</td> <td data-bbox="257 1125 1075 1173">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1173 257 1252">03.02</td> <td data-bbox="257 1173 1075 1252">魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1252 257 1300"></td> <td data-bbox="257 1252 1075 1300">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1300 257 1380">0302.11</td> <td data-bbox="257 1300 1075 1380">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1380 257 1465">0302.29</td> <td data-bbox="257 1380 1075 1465">一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（</td> </tr> </table>	03.01	[略]	03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		[略]	0302.11	[略]	0302.29	一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 1125 1176 1173">03.01</td> <td data-bbox="1176 1125 1993 1173">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1173 1176 1252">03.02</td> <td data-bbox="1176 1173 1993 1252">魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1252 1176 1300"></td> <td data-bbox="1176 1252 1993 1300">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1300 1176 1380">0302.11</td> <td data-bbox="1176 1300 1993 1380">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1380 1176 1465">0302.29</td> <td data-bbox="1176 1380 1993 1465">一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（<u>エウティヌス（カツオヌス</u></td> </tr> </table>	03.01	[同左]	03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		[同左]	0302.11	[同左]	0302.29	一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス</u>
03.01	[略]																				
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																				
	[略]																				
0302.11	[略]																				
0302.29	一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（																				
03.01	[同左]																				
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）																				
	[同左]																				
0302.11	[同左]																				
0302.29	一まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス</u>																				

	第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。))・ペラミス) (第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	
0302.31	[略]		0302.31	[同左]	
0302.32	[略]		0302.32	[同左]	
0302.33 000	ーかつお (カツオヌス・ペラミス)	KG	0302.33 000	ーかつお	KG
0302.34			0302.34		
∩	[略]		∩	[同左]	
0302.99			0302.99		
03.03	魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		03.03	魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	
	[略]			[同左]	
0303.11			0303.11		
∩	[略]		∩	[同左]	
0303.39	ーまぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス) (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)		0303.39	ーまぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス)・ペラミス) (第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。)	
0303.41	[略]		0303.41	[同左]	
0303.42	[略]		0303.42	[同左]	
0303.43 000	ーかつお (カツオヌス・ペラミス)	KG	0303.43 000	ーかつお	KG
0303.44			0303.44		
∩	[略]		∩	[同左]	
0303.99			0303.99		
03.04	魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)		03.04	魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	
	[略]			[同左]	
0304.31			0304.31		
∩	[略]		∩	[同左]	
0304.79	ーその他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)		0304.79	ーその他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)	
0304.81			0304.81		
∩	[略]		∩	[同左]	

0304.86	
0304.87	――まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（ <u>カツオヌス・ペラミス</u> ）
	―――まぐろ（トウナス属のもの）
020	―――くろまぐろ（トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス）
030	―――みなみまぐろ（トウナス・マッコイイ）
040	―――きはだまぐろ（トウナス・アルバカレス）
050	―――めばちまぐろ（トウナス・オベスス）
060	―――その他のもの
090	――かつお（ <u>カツオヌス・ペラミス</u> ）
0304.88	
}	[略]
0304.99	
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）
	[削除]
0305.20	
}	[略]
0305.79	
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び <u>蒸気</u> 又は <u>水煮</u> による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）
	－冷凍したもの
0306.11	

0304.86		
0304.87	――まぐろ（トウナス属のもの）及びかつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス</u> ）	
	―――まぐろ（トウナス属のもの）	
020	―――くろまぐろ（トウナス・ティヌス及びトウナス・オリエンタリス）	KG
030	―――みなみまぐろ（トウナス・マッコイイ）	KG
040	―――きはだまぐろ（トウナス・アルバカレス）	KG
050	―――めばちまぐろ（トウナス・オベスス）	KG
060	―――その他のもの	KG
090	――かつお（ <u>エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス</u> ）	KG
0304.88		
}	[同左]	
0304.99		
03.05	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） <u>、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	
	<u>0305.10</u> 000 <u>一魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	KG
0305.20		
}	[同左]	
0305.79		
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、 <u>蒸気</u> 又は <u>水煮</u> による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。） <u>並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>	
	－冷凍したもの	
0306.11		

く	[略]
0306.17	
0306.19	--その他のもの
100	---えび
200	---その他のもの -生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
0306.31	
く	[略]
0306.36	
0306.39	--その他のもの
100	---えび
900	---その他のもの -その他のもの
0306.91	
く	[略]
0306.95	
0306.99	--その他のもの
	---くん製したもの
110	----えび
190	----その他のもの ----その他のもの
910	----えび
990	----その他のもの
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、 塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないか を問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又は くん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるか ないかを問わない。）

く	[同左]	
0306.17		
0306.19	--その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）を含む。）	
100	---えび	KG
200	---その他のもの -生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
0306.31		
く	[同左]	
0306.36		
0306.39	--その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）を含む。）	
100	---えび	KG
900	---その他のもの -その他のもの	KG
0306.91		
く	[同左]	
0306.95		
0306.99	--その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するも のに限る。）を含む。）	
	---くん製したもの	
110	----えび	KG
190	----その他のもの ----その他のもの	KG
910	----えび	KG
990	----その他のもの	KG
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、 塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないか を問わない。） <u>及び</u> くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又は くん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるか ないかを問わない。） <u>並びに</u> 軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適 するものに限る。）	

0307.11	[略]		0307.11	[同左]	
↵	[略]		↵	[同左]	
0307.19	スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物		0307.19	スキャロップ (ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。)	
0307.21	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		0307.21	000 ---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG
100	----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの	KG			
	----その他のもの				
210	-----貝柱	KG			
290	-----その他のもの	KG			
0307.22	---冷凍したもの		0307.22	000 ---冷凍したもの	KG
100	----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの	KG			
	----その他のもの				
210	-----貝柱	KG			
290	-----その他のもの	KG			
0307.29	---その他のもの		0307.29	---その他のもの	
600	----くん製したもの	KG	500	----くん製したもの	KG
	----その他のもの		200	----その他のもの	KG
210	-----ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの	KG			
	-----その他のもの				
291	-----貝柱	KG			
299	-----その他のもの	KG			
	[略]			[同左]	
0307.31			0307.31		
↵	[略]		↵	[同左]	
0307.88	---その他のもの		0307.88	---その他のもの (軟体動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)) を含む。)	
0307.91	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		0307.91	---生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
010	----貝柱	KG	010	----貝柱	KG
	----その他のもの			----その他のもの	

	[削除]	
092	-----しじみ	
099	-----その他のもの	
0307.92	--冷凍したもの	
110	----貝柱	
	----その他のもの	
	[削除]	
132	-----しじみ	
139	-----その他のもの	
0307.99	--その他のもの	
	----くん製したもの	
<u>230</u>	-----貝柱	
290	-----その他のもの	
	----その他のもの	
330	-----貝柱	
<u>399</u>	-----その他のもの	
03.08	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）	
	[略]	
0308.11		
∩	[略]	
0308.90		
<u>03.09</u>	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）	
<u>0309.10</u>	一魚のもの	

	<u>091</u>	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）	<u>KG</u>
	092	-----しじみ	KG
	099	-----その他のもの	KG
0307.92		--冷凍したもの	
	110	----貝柱	KG
		----その他のもの	
	<u>131</u>	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）	<u>KG</u>
	132	-----しじみ	KG
	139	-----その他のもの	KG
0307.99		--その他のもの	
		----くん製したもの	
	<u>220</u>	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	<u>KG</u>
	290	-----その他のもの	KG
		----その他のもの	
	330	-----貝柱	KG
		-----その他のもの	
	<u>320</u>	-----スキャロップ（いたやがい科のもの）	<u>KG</u>
	<u>399</u>	-----その他のもの	<u>KG</u>
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	
		∩	
		[同左]	
0308.11			
∩		[同左]	
0308.90			
		[新規]	

0309.90	100	<u>ーにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又は メルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（ス コムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテ ルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</u>	KG				
	900	<u>ーその他のもの</u>	KG				
		<u>ーその他のもの</u> <u>ー生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの</u>					
	110	<u>ーえびのもの</u>	KG				
		<u>ーその他のもの</u>					
	120	<u>ー甲殻類のもの</u>	KG				
		<u>ー軟体動物のもの</u>					
	131	<u>ー貝柱</u>	KG				
	139	<u>ーその他のもの</u>	KG				
	190	<u>ーその他のもの</u>	KG				
		<u>ーくん製したもの</u>					
	210	<u>ーえびのもの</u>	KG				
		<u>ーその他のもの</u>					
	220	<u>ー甲殻類のもの</u>	KG				
		<u>ー軟体動物のもの</u>					
	231	<u>ー貝柱</u>	KG				
	239	<u>ーその他のもの</u>	KG				
	290	<u>ーその他のもの</u>	KG				
		<u>ーその他のもの</u>					
	310	<u>ーえびのもの</u>	KG				
	320	<u>ーうに又はくらげのもの</u>	KG				
	<u>ーその他のもの</u>						
330	<u>ー甲殻類のもの</u>	KG					
	<u>ー軟体動物のもの</u>						
341	<u>ー貝柱</u>	KG					
349	<u>ーその他のもの</u>	KG					
390	<u>ーその他のもの</u>	KG					

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
注	
1	[略]
2	<u>第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。</u>
3	[略]
4	ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の <u>全ての</u> 特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)～(c) [略]
5	この類には、次の物品を含まない。 (a) <u>生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第05.11項参照）</u> (b) [略] (c) [略] (d) [略]
6	<u>第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第4部に属する。）</u>
号注	
	[略]
04.01	[略]
04.02	[略]
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。） <u>並びにヨーグルト</u>
0403.20	－ヨーグルト －冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香料、

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	
注	
1	[同左]
	[新規]
2	[同左]
3	ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の <u>すべての</u> 特性を有するものに限り、チーズとして第04.06項に属する。 (a)～(c) [同左]
4	この類には、次の物品を含まない。 [新規] (a) [同左] (b) [同左] (c) [同左]
	[新規]
号注	
	[同左]
04.01	[同左]
04.02	[同左]
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、 <u>ヨーグルト</u> 、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）
0403.10	－ヨーグルト －冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香料、

		果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）			果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	
		----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
	110	----砂糖を加えたもの	KG		----砂糖を加えたもの	KG
	120	----その他のもの	KG		----その他のもの	KG
	190	----その他のもの	KG		----その他のもの	KG
		--その他のもの			--その他のもの	
		----フローズンヨーグルト			----フローズンヨーグルト	
	211	----砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。）	KG		211 ----砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。）	KG
	219	----その他のもの	KG		219 ----その他のもの	KG
	220	----その他のもの	KG		220 ----その他のもの	KG
0403.90		[略]		0403.90	[同左]	
04.04		[略]		04.04	[同左]	
04.09		[略]		04.09	[同左]	
04.10		<u>昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</u>		04.10	<u>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</u>	
0410.10	000	<u>一昆虫類</u>	KG	0410.00	<u>食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</u>	
0410.90		<u>一その他のもの</u>		100	<u>一あなつばめの巣</u>	KG
	100	<u>一あなつばめの巣</u>	KG	200	<u>一その他のもの</u>	KG
	200	<u>一その他のもの</u>	KG			
		[略]			[同左]	
		第7類 食用の野菜、根及び塊茎			第7類 食用の野菜、根及び塊茎	
		注			注	
	1及び2	[略]			1及び2 [同左]	
	3	第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>全て</u> のものを含む。			3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥した <u>すべて</u> のものを含む。	
	(a)~(d)	[略]			(a)~(d) [同左]	
	4	[略]			4 [同左]	
	5	<u>第07.11項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</u>			[新規]	

				011	-----まつたけ		KG
				012	-----トリフ		KG
					----その他のもの		
				020	-----しいたけ		KG
				090	-----その他のもの		KG
0709.60			0709.60				
<	[略]		<	[同左]			
0709.99			0709.99				
07.10	[略]		07.10	[同左]			
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、 亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、 そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
0711.20			0711.20				
<	[略]		<	[同左]			
0711.90			0711.90				
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものと し、更に調製したものを除く。）		07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものと し、更に調製したものを除く。）			
0712.20			0712.20				
	[略]			[同左]			
	一きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属 のもの）及びトリフ			一きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属 のもの）及びトリフ			
0712.31			0712.31				
<	[略]		<	[同左]			
0712.33			0712.33				
<u>0712.34</u>	000 <u>---しいたけ（レンティヌス・エドデス）</u>	KG		[新規]			
<u>0712.39</u>	000 <u>---その他のもの</u>	KG	<u>0712.39</u>	<u>---その他のもの</u>			
				010	---しいたけ		KG
				090	---その他のもの		KG
0712.90	[略]		0712.90	[同左]			
07.13	[略]		07.13	[同左]			
07.14	[略]		07.14	[同左]			
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮				第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
注				注			

1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 第08.12項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。				[新規]			
08.01		[略]		08.01		[同左]	
08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
		[略]				[同左]	
0802.11		[略]		0802.11		[同左]	
0802.80		－その他のもの		0802.80		－その他のもの	
0802.91	000	－殻付きの松の実	KG	300		－ペカン	KG
0802.92	000	－殻を除いた松の実	KG	900		－その他のもの	KG
0802.99		－その他のもの					
	100	－ペカン	KG				
	900	－その他のもの	KG				
08.03		[略]		08.03		[同左]	
08.04		[略]		08.04		[同左]	
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0805.10		[略]		0805.10		[同左]	
0805.29		[略]		0805.29		[同左]	
0805.40	000	－グレープフルーツ及びポメロ	KG	0805.40	000	－グレープフルーツ（ポメロを含む。）	KG
0805.50		[略]		0805.50		[同左]	
0805.90		[略]		0805.90		[同左]	
08.06		[略]		08.06		[同左]	
08.11		[略]		08.11		[同左]	
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	

0812.10	[略]	
0812.90	－その他のもの	
100	－バナナ	KG
200	－オレンジ	KG
300	－グレープフルーツ及びボメロ	KG
	－その他のもの	
410	－レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	KG
430	－くり（カスターネア属のもの）	KG
	－その他のもの	
420	－パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
440	－マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
490	－その他のもの	KG
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
0813.10	[略]	
0813.30		
0813.40	－その他の果実	
010	－ベリー	KG
	－その他のもの	
021	－パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	KG
022	－干し柿	KG

0812.10	[同左]	
0812.90	－その他のもの	
100	－バナナ	KG
200	－オレンジ	KG
300	－グレープフルーツ（ボメロを含む。）	KG
	－その他のもの	
410	－レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	KG
430	－くり（カスターネア属のもの）	KG
	－その他のもの	
420	－パイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	KG
440	－マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	KG
490	－その他のもの	KG
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
0813.10	[同左]	
0813.30		
0813.40	－その他の果実	
010	－ベリー	KG
	－その他のもの	
021	－パイヤ、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	KG
022	－干しがき	KG

0813.50	023	---サントル	KG	0813.50	023	---サントル	KG
	029	---その他のもの	KG		029	---その他のもの	KG
		---この類のナット又は乾燥果実を混合したもの				---この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	
	010	---ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり（カスターネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、 <u>第0802.91号から第0802.99号までのナット</u> 又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	KG		010	---ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり（カスターネア属のもの）、くるみ、ピスタチオナット、コーラナット（コラ属のもの）、 <u>第0802.90号のナット</u> 又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	KG
08.14	090	---その他のもの	KG	08.14	090	---その他のもの	KG
		[略]				[同左]	
[略]				[同左]			
第10類 穀物				第10類 穀物			
注				注			
1 (A) [略]				1 (A) [同左]			
(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、 <u>玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米を含み、第10.08項には、サボニン</u> を分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、 <u>他のいかなる加工もしていないもの</u> を含む。				(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第10.06項には、 <u>玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び砕米</u> を含む。			
2 [略]				2 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
12.01		[略]		12.01		[同左]	
12.10				12.10			
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	
1211.20				1211.20			
		[略]				[同左]	
1211.50				1211.50			

1211.60	000	—アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮	KG			[新規]		
1211.90		[略]		1211.90		[同左]		
12.12				12.12				
}		[略]		}		[同左]		
12.14				12.14				
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス				
注				注				
1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。				1 第13.02項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。				
(a)～(f) [略]				(a)～(f) [同左]				
(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用のもの（第38.22項参照）				(g) 第30.03項又は第30.04項の医薬品及び血液型判定用試薬（第30.06項参照）				
(h)～(k) [略]				(h)～(k) [同左]				
備考				備考				
[略]				[同左]				
[略]				[同左]				
第3部 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
第15類 動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
注				注				
[略]				[同左]				
号注				号注				
1 第1509.30号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で100グラムにつき2.0グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。				[新規]				
2 [略]				1 [同左]				
備考				備考				
[略]				[同左]				
15.01				15.01				
}		[略]		}		[同左]		

15.08		
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
	[削除]	
<u>1509.20</u>	000	－エクストラバージンオリーブ油
<u>1509.30</u>	000	－バージンオリーブ油
<u>1509.40</u>	000	－その他のバージンオリーブ油
1509.90		[略]
<u>15.10</u>		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
<u>1510.10</u>	000	－粗製のオリーブかす油
<u>1510.90</u>	000	－その他のもの
15.11		[略]
15.14		
15.15	その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	
		[略]
1515.11		[略]
1515.50		
<u>1515.60</u>		－微生物性油脂及びその分別物
	100	－酸価が0.6を超えるもの
	200	－その他のもの
1515.90		[略]
15.16	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
1516.10		[略]

15.08			
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	<u>1509.10</u>	000	－バージン油
			[新規]
			[新規]
			[新規]
	1509.90		[同左]
<u>15.10</u>			
	<u>1510.00</u>	000	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
15.11			[同左]
15.14			
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
			[同左]
1515.11			[同左]
1515.50			[新規]
	1515.90		[同左]
15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
	1516.10		[同左]

1516.20	[略]	
1516.30	000	－微生物性油脂及びその分別物
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
1517.10		[略]
1517.90		－その他のもの
		－動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）
110		－完全又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの
190		－その他のもの
		－植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）
210		－完全又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの
290		－その他のもの
300		－離型油
400		－ショートニング
900		－その他のもの
15.18		
1518.00	000	動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

1516.20	[同左]	
	[新規]	
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）
1517.10		[同左]
1517.90		－その他のもの
		－動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）
110		－完全又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの
190		－その他のもの
		－植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）
210		－完全又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの
290		－その他のもの
300		－離型油
400		－ショートニング
900		－その他のもの
15.18		
1518.00	000	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

15.20)		KG	15.20			
く	[略]			く	[同左]		
15.22				15.22			
<p>第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、<u>非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u></p>				<p>第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</p>			
<p>注</p> <p>[略]</p> <p>第16類 肉、<u>魚</u>、甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲無脊椎動物又は昆虫類</u>の調製品</p>				<p>注</p> <p>[同左]</p> <p>第16類 肉、<u>魚又は甲殻類</u>、軟体動物若しくはその他の<u>水棲無脊椎動物</u>の調製品</p>			
<p>1 この類には、第2類、第3類、<u>第4類の注6</u>又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、<u>魚</u>、甲殻類、軟体動物及びその他の<u>水棲無脊椎動物並びに昆虫類</u>を含まない。</p>				<p>1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、<u>魚並びに甲殻類</u>、軟体動物及びその他の<u>水棲無脊椎動物</u>を含まない。</p>			
<p>2 ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲無脊椎動物</u>の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。</p>				<p>2 ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲無脊椎動物</u>の一年以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。</p>			
<p>号注</p> <p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、<u>血又は昆虫類</u>から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又は<u>昆虫類</u>の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p>				<p>号注</p> <p>1 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は<u>血</u>から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又は<u>くず肉</u>の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第16.02項の他のいかなる号にも優先する。</p>			
<p>2 [略]</p>				<p>2 [同左]</p>			
<p>備考</p> <p>[略]</p>				<p>備考</p> <p>[同左]</p>			

16.01		
<u>1601.00</u>	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	
<u>100</u>	－昆虫類のもの	
<u>900</u>	－その他のもの	
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類	
<u>1602.10</u>	－均質調製品	
<u>100</u>	－－昆虫類のもの	
<u>900</u>	－－その他のもの	
1602.20		
}	[略]	
1602.50		
1602.90	－その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
100	－－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	
	－－その他のもの	
210	－－－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	
	－－－その他のもの	
<u>280</u>	－－－－昆虫類のもの	
<u>290</u>	－－－－その他のもの	
16.03	[略]	
16.04	[略]	
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
1605.10		
}	[略]	
1605.40	－軟体動物	
1605.51	[略]	
1605.52	－－スキヤロップ（いたや貝を含む。）	
<u>200</u>	－－－くん製したもの	

16.01			
<u>1601.00</u>	<u>000</u>	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	KG
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
<u>1602.10</u>	<u>000</u>	－均質調製品	KG
1602.20			
}		[同左]	
1602.50			
1602.90		－その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	
100		－－腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）	KG
		－－その他のもの	
210		－－－牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	KG
<u>290</u>		－－－その他のもの	KG
16.03		[同左]	
16.04		[同左]	
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	
1605.10			
}		[同左]	
1605.40		－軟体動物	
1605.51		[同左]	
1605.52		－－スキヤロップ（いたや貝を含む。）	
KG	<u>100</u>	－－－くん製したもの	KG

1605.53	900	---その他のもの	KG	1605.53	900	---その他のもの	KG
1605.58		[略]		1605.58		[同左]	
1605.59		--その他のもの		1605.59		--その他のもの	
		---くん製したもの				---帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はブ	
	911	----貝柱	KG			ラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	
	919	----その他のもの	KG		110	----くん製したもの	KG
					190	----その他のもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
	991	----気密容器入りのもの	KG			----くん製したもの	
	999	----その他のもの	KG		911	----貝柱	KG
					919	----その他のもの	KG
						----その他のもの	
		[略]			991	----気密容器入りのもの	KG
1605.61				1605.61		----その他のもの	KG
1605.69		[略]		1605.69		[同左]	
						[同左]	
[略]				[同左]			
第18類 ココア及びその調製品				第18類 ココア及びその調製品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、第04.03項、第19.01項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品を含まない。			
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）							
(b) 第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品							
2 [略]				2 [同左]			
[略]				[同左]			

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、 <u>昆虫類</u> 、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）	
(b)及び(c) [略]	
2～4 [略]	
19.01	[略]
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）
	[略]
1902.11	[略]
1902.19	[略]
1902.20	ーパスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）
	ー砂糖を加えたもの
110	ーソーセージ、肉、くず肉、血、 <u>昆虫類</u> 、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの
	KG
190	ーその他のもの
	KG
	ーその他のもの
210	ーソーセージ、肉、くず肉、血、 <u>昆虫類</u> 、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの
	KG
220	ーその他のもの
	KG
1902.30	[略]
1902.40	[略]

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	
注	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）	
(b)及び(c) [同左]	
2～4 [同左]	
19.01	[同左]
19.02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）
	[同左]
1902.11	[同左]
1902.19	[同左]
1902.20	ーパスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）
	ー砂糖を加えたもの
110	ーソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの
	KG
190	ーその他のもの
	KG
	ーその他のもの
210	ーソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲無脊椎動物</u> の一以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの
	KG
220	ーその他のもの
	KG
1902.30	[同左]
1902.40	[同左]

19.03				19.03			
}	[略]			}	[同左]		
19.05				19.05			
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) [略]				(a) [同左]			
(b) 植物性油脂（第15類参照）				[新規]			
(c) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）				(b) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）			
(d) [略]				(c) [同左]			
(e) [略]				(d) [同左]			
2～6 [略]				2～6 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
20.01				20.01			
}	[略]			}	[同左]		
20.07				20.07			
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）			20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	[略]				[同左]		
2008.11				2008.11			
}	[略]			}	[同左]		
2008.80	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）			2008.80	－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		
2008.91	[略]			2008.91	[同左]		
2008.93	－克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）			2008.93	－克蘭ベリー（ヴァキニウム・マクロカルボン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）		

2009.90	[略]			2009.90	[同左]		
第21類 各種の調製食料品				第21類 各種の調製食料品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(d) [略]				(a)～(d) [同左]			
(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）				(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第21.03項及び第21.04項のものを除く。）			
(f) 第24.04項の物品				[新規]			
(g) [略]				(f) [同左]			
(h) [略]				(g) [同左]			
2及び3 [略]				2及び3 [同左]			
[略]				[同左]			
22.01	[略]			22.01	[同左]		
22.02	水（飲水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02	水（飲水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10	[略]			2202.10	[同左]		
2202.99	[略]			2202.99	[同左]		
22.03	[略]			22.03	[同左]		
22.09	[略]			22.09	[同左]		
[略]				[同左]			
23.01	[略]			23.01	[同左]		
23.05	[略]			23.05	[同左]		
23.06	その他の植物性又は微生物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）			23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。）		
2306.10	[略]			2306.10	[同左]		

2306.90				2306.90			
23.07				23.07			
}	[略]			}	[同左]		
23.09				23.09			
<p>第24類 たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p>注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第24.04項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第24.04項に属する。</p> <p>3 第24.04項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>				<p>第24類 たばこ及び製造たばこ代用品</p> <p>注</p> <p>1 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>[新規]</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>			
24.01				24.01			
}	[略]			}	[同左]		
24.03				24.03			
<u>24.04</u>	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）				[新規]		
	－非燃焼吸引用の物品						
<u>2404.11</u>	－たばこ又は再生たばこを含有するもの						
100	－シートたばこ		KG				
200	－その他のもの		KG				
<u>2404.12</u>	000 ーその他のもの（ニコチンを含有するものに限る。）		KG				
<u>2404.19</u>	ーその他のもの						
100	－製造たばこ代用品		KG				
200	－その他のもの		KG				
	－その他のもの						
<u>2404.91</u>	ー経口摂取用のもの						
100	－チューインガム		KG				

25.19				25.19			
}		[略]		}		[同左]	
25.30				25.30			
第26類 鉱石、スラグ及び灰				第26類 鉱石、スラグ及び灰			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(e) [略]				(a)～(e) [同左]			
(f) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項及び第85.49項参照）				(f) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第71.12項参照）			
(g) [略]				(g) [同左]			
2及び3 [略]				2及び3 [同左]			
号注				号注			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう				第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
注				注			
[略]				[同左]			
号注				号注			
1～4 [略]				1～4 [同左]			
5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> （使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。				5 第27.10項の各号において「バイオディーゼル」とは、 <u>動物性又は植物性の油脂</u> （使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。			
備考				備考			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品				第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品			
注				注			
1及び2 [略]				1及び2 [同左]			
3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全ての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。				3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。			

2844.43	000	ーその他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスプレイーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	GR		
2844.44	000	ー放射性残留物	GR		
2844.50		[略]		2844.50	[同左]
28.45		同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）		28.45	同位元素（第28.44項のものを除く。）及びその無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）
2845.10		[略]		2845.10	[同左]
2845.20	000	ーほう素10を濃縮したほう素及びその化合物	KG		[新規]
2845.30	000	ーリチウム6を濃縮したリチウム及びその化合物	KG		[新規]
2845.40	000	ーヘリウム3	KG		[新規]
2845.90		[略]		2845.90	[同左]
28.46		[略]		28.46	[同左]
28.53		[略]		28.53	[同左]

第29類 有機化学品

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
- (a)～(f) [略]
- (g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようになったものを除く。）
- (h) [略]
- 2及び3 [略]
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。
- ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。
- 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において「酸素官能基」は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。

第29類 有機化学品

注

- 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。
- (a)～(f) [同左]
- (g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようになったものを除く。）
- (h) [同左]
- 2及び3 [同左]
- 4 第29.04項から第29.06項まで、第29.08項から第29.11項まで及び第29.13項から第29.20項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。
- ニトロ基及びニトロソ基は、第29.29項においては窒素官能基としない。
- 第29.11項、第29.12項、第29.14項、第29.18項及び第29.22項において酸素官能基は、第29.05項から第29.20項までの酸素を有する有機官能基に限る。

5 (A)及び(B) [略]

(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1)及び(2) [略]

(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D)及び(E) [略]

6～8 [略]

号注

[略]

5 (A)及び(B) [同左]

(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。

(1)及び(2) [同左]

(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。

(D)及び(E) [同左]

6～8 [同左]

号注

[同左]

29.01	[略]		29.01	[同左]		
29.02	[略]		29.02	[同左]		
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		
	[略]			[同左]		
2903.11			2903.11			
↳	[略]		↳	[同左]		
2903.29			2903.29			
	[削除]			<u>—非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u>		
			<u>2903.31</u>	<u>000</u>	<u>—二臭化エチレン (ISO) (1・2—ジプロモエタン)</u>	KG
			<u>2903.39</u>		<u>—その他のもの</u>	
					<u>—臭素化誘導体</u>	
				<u>011</u>	<u>—臭化メチル</u>	KG
				<u>019</u>	<u>—その他のもの</u>	KG
					<u>—ふつ素化誘導体</u>	
				<u>021</u>	<u>—ペルフルオロメタン (PFC—14)</u>	KG
				<u>022</u>	<u>—ペルフルオロエタン (PFC—116)</u>	KG
				<u>051</u>	<u>—ペルフルオロプロパン (PFC—218)</u>	KG
				<u>052</u>	<u>—ペルフルオロヘキサン (PFC—51—14)</u>	KG
				<u>023</u>	<u>—ジフルオロメタン (HFC—32)</u>	KG
				<u>024</u>	<u>—ペンタフルオロエタン (HFC—125)</u>	KG

		<u>－非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）</u>	
<u>2903.41</u>	000	<u>－トリフルオロメタン（HFC－23）</u>	KG
<u>2903.42</u>	000	<u>－ジフルオロメタン（HFC－32）</u>	KG
<u>2903.43</u>		<u>－フルオロメタン（HFC－41）、1・2－ジフルオロエタン（HFC－152）及び1・1－ジフルオロエタン（HFC－152a）</u>	
	010	<u>－フルオロメタン（HFC－41）</u>	KG
	020	<u>－1・2－ジフルオロエタン（HFC－152）</u>	KG
		<u>－1・1－ジフルオロエタン（HFC－152a）</u>	
	031	<u>－噴霧器に充填したもの</u>	KG
	039	<u>－その他のもの</u>	KG
<u>2903.44</u>		<u>－ペンタフルオロエタン（HFC－125）、1・1・1－トリフルオロエタン（HFC－143a）及び1・1・2－トリフルオロエタン（HFC－143）</u>	
	010	<u>－ペンタフルオロエタン（HFC－125）</u>	KG
	020	<u>－1・1・1－トリフルオロエタン（HFC－143a）</u>	KG
	030	<u>－1・1・2－トリフルオロエタン（HFC－143）</u>	KG
<u>2903.45</u>		<u>－1・1・1・2－テトラフルオロエタン（HFC－134a）及び1・1・2・2－テトラフルオロエタン（HFC－134）</u>	

		<u>－1・1・1・2－テトラフルオロエタン（HFC－134a）</u>	
031		<u>－噴霧器に充てんしたもの</u>	KG
039		<u>－その他のもの</u>	KG
026		<u>－1・1・1－トリフルオロエタン（HFC－143a）</u>	KG
		<u>－1・1－ジフルオロエタン（HFC－152a）</u>	
041		<u>－噴霧器に充てんしたもの</u>	KG
049		<u>－その他のもの</u>	KG
053		<u>－1・1・1・3・3－ペンタフルオロプロパン（HFC－245fa）</u>	KG
054		<u>－1・1・1・3・3－ペンタフルオロブタン（HFC－365mfc）</u>	KG
029		<u>－その他のもの</u>	KG
090		<u>－その他のもの</u>	KG
		[新規]	

	---1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	
011	----噴霧器に充填したもの	KG
019	----その他のもの	KG
020	---1・1・2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	KG
<u>2903.46</u>	--1・1・1・2・3・3・3-ヘptaフルオロプロパン (HFC-227ea)、1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea) 及び1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	
010	---1・1・1・2・3・3・3-ヘptaフルオロプロパン (HFC-227ea)	KG
020	---1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	KG
030	---1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	KG
040	---1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	KG
<u>2903.47</u>	--1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa) 及び1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	
010	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	KG
020	---1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	KG
<u>2903.48</u>	--1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mf c) 及び1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	
010	---1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mf c)	KG
020	---1・1・1・2・2・3・4・5・5・5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	KG
<u>2903.49</u>	--その他のもの	

	010	---ペルフルオロメタン (PFC-14)	KG				
	020	---ペルフルオロエタン (PFC-116)	KG				
	030	---ペルフルオロプロパン (PFC-218)	KG				
	040	---ペルフルオロヘキサン (PFC-51-14)	KG				
	090	---その他のもの	KG				
		<u>---非環式炭化水素のふつ素化誘導体 (不飽和のものに限る。)</u>			[新規]		
2903.51		---2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234yf)、1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234ze) 及び (Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)					
	010	---2・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234yf)	KG				
	020	---1・3・3・3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234ze)	KG				
	030	---(Z)-1・1・1・4・4・4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)	KG				
2903.59	000	---その他のもの	KG				
		<u>---非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u>			[新規]		
2903.61	000	---臭化メチル (プロモメタン)	KG				
2903.62	000	---二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)	KG				
2903.69		---その他のもの					
	010	---臭素化誘導体	KG				
	020	---よう素化誘導体	KG				
		---非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)			---非環式炭化水素のハロゲン化誘導体 (二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)		
2903.71	000	---クロロジフルオロメタン (HCFC-22)	KG	2903.71	000	---クロロジフルオロメタン	KG
2903.72	000	---ジクロロトリフルオロエタン (HCFC-123)	KG	2903.72	000	---ジクロロトリフルオロエタン	KG
2903.73		---ジクロロフルオロエタン (HCFC-141、141b)		2903.73		---ジクロロフルオロエタン	
	010	---1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	KG		010	---1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	KG
	090	---その他のもの	KG		090	---その他のもの	KG
2903.74		---クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)		2903.74		---クロロジフルオロエタン	
	010	---1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)	KG		010	---1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)	KG

	090	---その他のもの
2903.75	000	---ジクロロペンタフルオロプロパン (<u>H C F C - 2 2 5、2 2 5 c a、2 2 5 c b</u>)
2903.76		---ブromokロロジフルオロメタン (<u>ハロン-1 2 1 1</u>)、プロモトリフルオロメタン (<u>ハロン-1 3 0 1</u>) 及びジプロモテトラフルオロエタン (<u>ハロン-2 4 0 2</u>)
	010	---ブromokロロジフルオロメタン (ハロン-1 2 1 1)
	020	---プロモトリフルオロメタン (ハロン-1 3 0 1)
	030	---ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2 4 0 2)
2903.77		[略]
2903.99		[略]
29.04		[略]
29.08		第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド</u> 、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
29.09		エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、 <u>アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド</u> 及びケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]
2909.11		[略]
2909.50		[略]
2909.60		---アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオ

KG	090	---その他のもの	KG
	2903.75	000 ---ジクロロペンタフルオロプロパン	KG
KG			
	2903.76	---ブromokロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン及びジプロモテトラフルオロエタン	
KG	010	---ブromokロロジフルオロメタン (ハロン-1 2 1 1)	KG
KG	020	---プロモトリフルオロメタン (ハロン-1 3 0 1)	KG
KG	030	---ジプロモテトラフルオロエタン (ハロン-2 4 0 2)	KG
	2903.77	[同左]	
	2903.99	[同左]	
	29.04	[同左]	
	29.08	第4節 エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
	29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]	
	2909.11	[同左]	
	2909.50	[同左]	
	2909.60	000 ---アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキ	

		キシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				シド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG
	010	---アセタールペルオキシド及びヘミアセタールペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	KG					
	090	---その他のもの	KG					
29.10		[略]		29.10		[同左]		
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
29.30		有機硫黄化合物		29.30		有機硫黄化合物		
2930.10	000	---2---(N・N---ジメチルアミノ)エタンチオール	KG			[新規]		
2930.20		[略]		2930.20		[同左]		
2930.90				2930.90				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10		[略]		2931.10		[同左]		
2931.20		[略]		2931.20		[同左]		
		---非ハロゲン化有機りん誘導体				---その他の有機りん誘導体		
2931.41	000	---メチルホスホン酸ジメチル	KG	2931.31	000	---メチルホスホン酸ジメチル		KG
2931.42	000	---プロピルホスホン酸ジメチル	KG	2931.32	000	---プロピルホスホン酸ジメチル		KG
2931.43	000	---エチルホスホン酸ジエチル	KG	2931.33	000	---エチルホスホン酸ジエチル		KG
2931.44	000	---メチルホスホン酸	KG	2931.34	000	---メチルホスホン酸3---(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム		KG
2931.45	000	---メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩	KG	2931.35	000	---2・4・6---トリプロピル---1・3・5・2・4・6---トリオキサトリホスホン酸2・4・6---トリオキシド		KG
2931.46	000	---2・4・6---トリプロピル---1・3・5・2・4・6---トリオキサトリホスホン酸2・4・6---トリオキシド	KG	2931.36	000	---(5---エチル---2---メチル---2---オキシド---1・3・2---ジオキサホスフィナン---5---イル)メチルメチルメチルホスホネート		KG
2931.47	000	---(5---エチル---2---メチル---2---オキシド---1・3・2---ジオキサホスフィナン---5---イル)メチルメチルメチルホスホネート	KG	2931.37	000	---ビス[(5---エチル---2---メチル---2---オキシド---1・3・2---ジオキサホスフィナン---5---イル)メチル]メチルホスホネート		KG
2931.48	000	---3・9---ジメチル---2・4・8・10---テトラオキサ---3・9---ジ						

	ホスファスピロ [5 ・ 5] ウンデカン 3 ・ 9 - ジオキシド	KG	2931.38	000	ーメチルホスホン酸と (アミノイミノメチル) 尿素との 1 : 1 の割合	
2931.49	ーその他のもの				の塩	KG
010	ーーメチルホスホン酸 3 - (トリヒドロキシシリル) プロピルナトリウム	KG	2931.39	000	ーその他のもの	KG
020	ーービス [(5 - エチル - 2 - メチル - 2 - オキシド - 1 ・ 3 ・ 2 - ジオキサホスフィナン - 5 - イル) メチル] メチルホスホネート	KG				
090	ーーその他のもの	KG				
	ーハロゲン化有機りん誘導体				[新規]	
2931.51	000 ーメチルホスホン酸ジクロリド	KG				
2931.52	000 ープロピルホスホン酸ジクロリド	KG				
2931.53	000 ーO - (3 - クロロプロピル) O - [4 - ニトロ - 3 - (トリフルオロメチル) フェニル] メチルホスホノチオネート	KG				
2931.54	000 ートリクロロフォン (I S O)	KG				
2931.59	000 ーその他のもの	KG				
2931.90	[略]		2931.90		[同左]	
29.32	複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)		29.32		複素環式化合物 (ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	
	[略]				[同左]	
2932.11	[略]		2932.11		[同左]	
2932.20	ーその他のもの		2932.20		ーその他のもの	
2932.91	[略]		2932.91		[同左]	
2932.94	[略]		2932.94		[同左]	
2932.95	000 ーテトラヒドロカンナビノール (全ての異性体を含む。)	KG	2932.95	000	ーテトラヒドロカンナビノール (すべての異性体を含む。)	KG
2932.96	000 ーカルボフラン (I S O)	KG			[新規]	
2932.99	[略]		2932.99		[同左]	
29.33	複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)		29.33		複素環式化合物 (ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	
	[略]				[同左]	
2933.11	[略]		2933.11		[同左]	
2933.29	[略]		2933.29		[同左]	

		ー非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
2933.31		[略]
2933.32		[略]
2933.33	000	ーアルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、 <u>カーフェンタニル（INN）</u> 、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、 <u>フェンタニル（INN）</u> 、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）、 <u>レミフェンタニル（INN）</u> 及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩
<u>2933.34</u>	000	ーその他のフェンタニル及びその誘導体
<u>2933.35</u>	000	ー3ーキヌクリジノール
<u>2933.36</u>	000	ー4ーアニリノールフェネチルピペリジン（ANPP）
<u>2933.37</u>	000	ーNーフェネチル4ーピペリドン（NPP）
2933.39		{ [略]
2933.99		
29.34		核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
2934.10		{ [略]
2934.30		ーその他のもの
2934.91		[略]
<u>2934.92</u>	000	ーその他のフェンタニル及びその誘導体
2934.99		[略]
29.35		[略]
		第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン

		ー非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
2933.31		[同左]
2933.32		[同左]
2933.33	000	ーアルフェンタニル（INN）、アニレリジン（INN）、ベジトラミド（INN）、プロマゼパム（INN）、ジフェノキシシン（INN）、ジフェノキシレート（INN）、ジピパノン（INN）、 <u>フェンタニル（INN）</u> 、ケトベミドン（INN）、メチルフェニデート（INN）、ペンタゾシン（INN）、ペチジン（INN）、ペチジン（INN）中間体A、フェンシクリジン（INN）（PCP）、フェノペリジン（INN）、ピプラドロール（INN）、ピリトラミド（INN）、プロピラム（INN）及びトリメペリジン（INN）並びにこれらの塩
		KG
		KG
		KG
		KG
		KG
2933.39		{ [同左]
2933.99		
29.34		核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
2934.10		{ [同左]
2934.30		ーその他のもの
2934.91		[同左]
		KG
2934.99		[同左]
29.35		[同左]
		第11節 プロビタミン、ビタミン及びホルモン

KG

29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） ービタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）
2936.21	〔略〕
2936.23	〔略〕
2936.24 000	ーDーパントテン酸及びDLーパントテン酸（ビタミンB ₆ ）並びにこれらの誘導体
2936.25	〔略〕
2936.90	〔略〕
29.37	第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体
29.38	〔略〕
29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 〔略〕
2939.11	〔略〕
2939.30	ーエフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
2939.41	〔略〕
2939.44	〔略〕
<u>2939.45</u> 000	ーレボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩
<u>2939.49</u>	ーその他のもの

KG

KG

29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） ービタミン及びその誘導体（混合していないものに限る。）
2936.21	〔同左〕
2936.23	〔同左〕
2936.24 000	ーDーパントテン酸及びDLーパントテン酸（ <u>ビタミンB₆又はビタミンB₉</u> ）並びにこれらの誘導体
2936.25	〔同左〕
2936.90	〔同左〕
29.37	第12節 グリコシド及びアルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体
29.38	〔同左〕
29.39	アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 〔同左〕
2939.11	〔同左〕
2939.30	ーエフェドリン類及びその塩
2939.41	〔同左〕
2939.44	〔新規〕
<u>2939.49</u> 000	ーその他のもの

KG

KG

	010	レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタン フェタミンラセメートのエステル及び誘導体	KG				
	090	その他のもの	KG				
2939.51		[略]		2939.51		[同左]	
2939.69		[略]		2939.69		[同左]	
2939.72	000	その他のもの（植物由来のものに限る。）		2939.72	000	その他のもの（植物由来のものに限る。）	
		ニコカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の 誘導体	KG			ニコカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン （INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エ ステル及びその他の誘導体	KG
2939.79		[略]		2939.79		[同左]	
2939.80		[略]		2939.80		[同左]	
29.40		[略]		29.40		[同左]	
29.42		[略]		29.42		[同左]	
第30類 医療用品				第30類 医療用品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a) [略]				(a) [同左]			
(b) <u>ニコチンを含有する禁煙補助用の物品</u> （例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投 与剤））（第24.04項参照）				(b) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品</u> （例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤）） （第21.06項及び第38.24項参照）			
(c)～(h) [略]				(c)～(h) [同左]			
<u>(ii) 第38.22項の診断用の試薬</u>				[新規]			
2 [略]				2 [同左]			
3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。				3 第30.03項、第30.04項及び4(d)においては、次に定めるところによる。			
(a) 混合していないものには、次の物品を含む。				(a) 混合していないものには、次の物品を含む。			
(1) [略]				(1) [同左]			
(2) 第28類又は第29類の <u>全ての</u> 物品				(2) 第28類又は第29類の <u>すべての</u> 物品			
(3) [略]				(3) [同左]			
(b) [略]				(b) [同左]			

3002.90	000	－その他のもの		KG	3002.90	－その他のもの			
						100	－毒素、培養微生物及びこれらに類する物品（微生物から得た診断用試薬を含む。）		KG
						200	－その他のもの		KG
30.03		[略]			30.03		[同左]		
30.05					30.05				
30.06		この類の注4の医療用品			30.06		この類の注4の医療用品		
3006.10		[略]			3006.10		[同左]		
		[削除]			3006.20	000	－血液型判定用試薬		KG (I . I.)
3006.30					3006.30				
		[略]					[同左]		
3006.70		－その他のもの			3006.70		－その他のもの		
3006.91		[略]			3006.91		[同左]		
3006.92		[略]			3006.92		[同左]		
3006.93	000	－プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）		KG (I . I.)			[新規]		
[略]					[同左]				
32.01		[略]			32.01		[同左]		
32.03					32.03				
32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） －有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの			32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） －有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの		
3204.11					3204.11				
		[略]					[同左]		

3204.17			3204.17		
<u>3204.18</u>	000	ーカロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品			KG
3204.19		[略]	3204.19		
く			く		[同左]
3204.90			3204.90		
32.05			32.05		
く		[略]	く		[同左]
32.15			32.15		
[略]			[同左]		
第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品		
注			注		
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。		
(a) 動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）			(a) 動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第15.17項参照）		
(b)及び(c) [略]			(b)及び(c) [同左]		
2～5 [略]			2～5 [同左]		
34.01		[略]	34.01		[同左]
34.02		有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）	34.02		有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01項のものを除く。）
		[削除]			
			<u>3402.11</u>		<u>ー有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>
					<u>ー陰イオン（アニオン）系のもの</u>
			010		<u>ー直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</u>
			090		<u>ーその他のもの</u>
			<u>3402.12</u>	000	<u>ー陽イオン（カチオン）系のもの</u>
			<u>3402.13</u>	000	<u>ー非イオン系のもの</u>
			<u>3402.19</u>	000	<u>ーその他のもの</u>
			<u>3402.20</u>		<u>ー調製品（小売用にしたものに限る。）</u>
				010	<u>ー調製界面活性剤</u>
				090	<u>ーその他のもの</u>
		[削除]			KG
					KG
					KG
					KG
					KG

		<u>－陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>				[新規]		
3402.31	000	－直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	KG					
3402.39	000	－その他のもの	KG					
		<u>－その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）</u>				[新規]		
3402.41	000	－陽イオン（カチオン）系のもの	KG					
3402.42	000	－非イオン系のもの	KG					
3402.49	000	－その他のもの	KG					
3402.50		<u>－調製品（小売用にしたものに限る。）</u>				[新規]		
	010	－調製界面活性剤	KG					
	090	－その他のもの	KG					
3402.90		[略]		3402.90		[同左]		
34.03				34.03				
}		[略]		}		[同左]		
34.07				34.07				
		[略]				[同左]		
36.01		[略]		36.01		[同左]		
36.02		[略]		36.02		[同左]		
36.03		<u>導火線、導爆線、火管、雷管（電気雷管を含む。）及びイグナイター</u>		36.03				
3603.10	000	－導火線	KG	3603.00		<u>導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</u>		
3603.20	000	－導爆線	KG		300	<u>－イグナイター（政令で定める自動車の部分品の製造に使用するものに限る。）</u>	KG	
3603.30	000	－火管	KG					
3603.40	000	－雷管（電気雷管を除く。）	KG		200	<u>－その他のもの</u>	KG	
3603.50		－イグナイター						
	100	－政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの	KG					
	200	－その他のもの	KG					
3603.60	000	－電気雷管	KG					
36.04				36.04				
}		[略]		}		[同左]		
36.06				36.06				
		第37類 写真用又は映画用の材料				第37類 写真用又は映画用の材料		
注				注				

<p>1 [略]</p> <p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性（感熱性を含む。）を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。</p>	<p>1 [同左]</p> <p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p style="text-align: center;">第38類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) [略]</p> <p>(c) <u>第24.04項の物品</u></p> <p>(d) [略]</p> <p>(e) [略]</p> <p>(f) [略]</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに<u>電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。）</u>）</p> <p>(b)～(d) [略]</p> <p>5及び6 [略]</p> <p>7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u>（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p>号注</p> <p>1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。</p> <p>アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ピナパクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、<u>カルボフラン（ISO）</u>、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（IS</p>	<p style="text-align: center;">第38類 各種の化学工業生産品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)及び(b) [同左]</p> <p>[新規]</p> <p>(c) [同左]</p> <p>(d) [同左]</p> <p>(e) [同左]</p> <p>2及び3 [同左]</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに<u>使用済みの電池</u>）</p> <p>(b)～(d) [同左]</p> <p>5及び6 [同左]</p> <p>7 第38.26項において「バイオディーゼル」とは、<u>動物性又は植物性の油脂</u>（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p>号注</p> <p>1 第3808.52号及び第3808.59号には、次の物品の一以上を含有する第38.08項の物品のみを含む。</p> <p>アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ピナパクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート</p>

O)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル、トリブチルすず化合物並びにトリクロロフォン (ISO)

2 [略]

3 第3824.81号から第3824.89号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2・3-ジプロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の48%

(ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、4・6-ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール (ISO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン (ISO)、2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物

第3808.59号には、ペノミル (ISO)、カルボフラン (ISO) 及びチラム (ISO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。

2 [同左]

3 第3824.81号から第3824.88号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、トリス (2・3-ジプロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフェン)、クロルデン (ISO)、クロルデコン (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、エンドスルファン (ISO)、エンドリン (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、マイレックス (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル

を超えるものをいう。

分子式： $C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ （ $x=10\sim13$ 、 $y=1\sim13$ のものに限る。）

4 [略]

38.01		[略]
38.15		
38.16		
3816.00		耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第38.01項の物品を除く。）
	020	ドロマイトラミングミックス
		－その他のもの
	010	－耐火性のセメント及びモルタル
	090	－その他のもの
38.17		[略]
38.21		
38.22		診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質
		－ <u>診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）</u>
3822.11	000	－マラリア用のもの
3822.12	000	－ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの
3822.13	000	－血液型判定用のもの
3822.19	000	－その他のもの
3822.90	000	－その他のもの
38.23		[略]
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む

4 [同左]

38.01		[同左]	
38.15			
38.16			
3816.00		耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第38.01項の物品を除く。）	
			MT
	010	－耐火性のセメント及びモルタル	KG
	090	－その他のもの	KG
38.17		[同左]	
38.21			
38.22		診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02項又は第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質	
	000	[新規]	
38.23		[同左]	
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む	

	<p>。)において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>		<p>。)において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>	
3824.10	[略]	3824.10	[同左]	
3824.60	[削除]	3824.60	<p><u>メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物</u></p>	
		<u>3824.71</u>	<p>000 <u>一クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）</u></p>	KG
		<u>3824.72</u>	<p>000 <u>一プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの</u></p>	KG
		<u>3824.73</u>	<p>000 <u>一ハイドロプロモフルオロカーボン（HBCF）を含有するもの</u></p>	KG
		<u>3824.74</u>	<p>000 <u>一ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）</u></p>	KG
		<u>3824.75</u>	<p>000 <u>一四塩化炭素を含有するもの</u></p>	KG
		<u>3824.76</u>	<p>000 <u>一1・1・1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの</u></p>	KG
		<u>3824.77</u>	<p>000 <u>一プロモメタン（メチルプロマイド）又はプロモクロロメタンを含有するもの</u></p>	KG
		<u>3824.78</u>	<p><u>一ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）</u></p>	
			<p>110 <u>一一1・1・1-トリフルオロエタン（HFC-143a）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）をそれぞれ52：44：4の割合で含有するもの（R-404A）</u></p>	KG
			<p>120 <u>一一ジフルオロメタン（HFC-32）、ペンタフルオロエタン（HFC-125）及び1・1・1・2-テトラフルオロエタン（H</u></p>	

					<u>FC-134a</u> をそれぞれ 23 : 25 : 52 の割合で含有するもの (<u>R-407C</u>)	KG
				130	---ジフルオロメタン (<u>HFC-32</u>) 及びペンタフルオロエタン (<u>HFC-125</u>) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有するもの (<u>R-410A</u>)	KG
				140	---1・1・1-トリフルオロエタン (<u>HFC-143a</u>) 及びペンタフルオロエタン (<u>HFC-125</u>) をそれぞれ 50 : 50 の割合で含有するもの (<u>R-507A</u>)	KG
				900	---その他のもの	KG
				<u>3824.79</u> 000	---その他のもの	KG
					---この類の号注 3 の物品	
3824.81				3824.81		
>				>	[同左]	
3824.88				3824.88		
<u>3824.89</u> 000					[新規]	
					---短鎖塩素化パラフィンを含有するもの	
					---その他のもの	
3824.91				3824.91	[同左]	
<u>3824.92</u> 000					[新規]	
					---ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル	
3824.99				3824.99	[同左]	
38.25				38.25	[同左]	
38.26				38.26	[同左]	
<u>38.27</u>					[新規]	
					メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物 (他の項に該当するものを除く。)	
					---クロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ペルフルオロカーボン (PFC) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないかを問わない。)、ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC) を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は 1・1・1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの	
<u>3827.11</u> 000					---クロロフルオロカーボン (CFC) を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ペルフルオロカーボン (PFC)) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を含有するかしないか	

		を問わない。)	KG
3827.12	000	ーハイドロプロモフルオロカーボン (H B F C) を含有するもの	KG
3827.13	000	ー四塩化炭素を含有するもの	KG
3827.14	000	ー1・1・1ートリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの	KG
3827.20	000	ープロモクロロジフルオロメタン (ハロンー1 2 1 1) 、プロモトリフルオロメタン (ハロンー1 3 0 1) 又はジプロモテトラフルオロエタン (ハロンー2 4 0 2) を含有するもの	KG
		ーハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (P F C) 又はハイドロフルオロカーボン (H F C) を含有するかしないかを問わない。)	
3827.31	000	ー第2 9 0 3. 4 1号から第2 9 0 3. 4 8号までの物質を含有するもの	KG
3827.32	000	ーその他のもの (第2 9 0 3. 7 1号から第2 9 0 3. 7 5号までの物質を含有するものに限る。)	KG
3827.39	000	ーその他のもの	KG
3827.40	000	ープロモメタン (メチルプロマイド) 又はプロモクロロメタンを含有するもの	KG
		ートリフルオロメタン (H F Cー2 3) 又はペルフルオロカーボン (P F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有しないものに限る。)	
3827.51	000	ートリフルオロメタン (H F Cー2 3) を含有するもの	KG
3827.59	000	ーその他のもの	KG
		ーその他のハイドロフルオロカーボン (H F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有しないものに限る。)	
3827.61		ー1・1・1ートリフルオロエタン (H F Cー1 4 3 a) の含有量が全質量の1 5 %以上のもの	
	010	ー1・1・1ートリフルオロエタン (H F Cー1 4 3 a) 、ペンタフルオロエタン (H F Cー1 2 5) 及び1・1・1・2ーテトラ	

		ものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号 までの物質を含有するものに限る。)							
3827.69	000	—その他のもの	KG						
3827.90	000	—その他のもの	KG						
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品				第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品					
注				注					
1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>全ての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。				1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の <u>すべての</u> 要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。					
(a)～(c) [略]				(a)～(c) [同左]					
2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>副次的</u> でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。				2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>付随的</u> でないものは、第49類に属する。ただし、第39.18項又は第39.19項の物品を除く。					
第39類 プラスチック及びその製品				第39類 プラスチック及びその製品					
注				注					
1 [略]				1 [同左]					
2 この類には、次の物品を含まない。				2 この類には、次の物品を含まない。					
(a)～(w) [略]				(a)～(w) [同左]					
(x) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）				(x) 第94類の物品（例えば、家具、 <u>ランプその他の</u> 照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）					
(y) 第95類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）				(y) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）					
(z) [略]				(z) [同左]					
3 [略]				3 [同左]					
4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>全ての</u> 重合体をいう。				4 「共重合体」とは、重合体の全重量の95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>すべての</u> 重合体をいう。					
この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。				この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーユニットは、一のもののみとしその重量を合計する。					
最大の重量を占めるコモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。				最大の重量を占めるコモノマーユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。					

5～11 [略]		5～11 [同左]	
号注		号注	
[略]		[同左]	
	第1節 一次製品		第1節 一次製品
39.01	[略]	39.01	[同左]
39.06		39.06	
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
3907.10	[略]	3907.10	[同左]
	<u>－その他のポリエーテル</u>	3907.20	<u>－その他のポリエーテル</u>
3907.21 000	<u>－ビス（ポリオキシエチレン）メチルホスホネート</u>	KG	100 <u>－ポリジプロモフェニレン－オキシド</u>
3907.29	<u>－その他のもの</u>		<u>－その他のもの</u>
	100 <u>－ポリジプロモフェニレン－オキシド</u>	KG	910 <u>－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モルディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>
	<u>－その他のもの</u>		
	910 <u>－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モルディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u>	KG	990 <u>－その他のもの</u>
	990 <u>－その他のもの</u>	KG	
3907.30	[略]	3907.30	[同左]
3907.99	[略]	3907.99	[同左]
39.08	[略]	39.08	[同左]
39.10		39.10	
39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
3911.10	[略]	3911.10	[同左]
3911.20 000	<u>－ポリ（1・3－フェニレンメチルホスホン酸）</u>	KG	[新規]
3911.90	[略]	3911.90	[同左]
39.12		39.12	

く	[略]			く	[同左]		
39.26				39.26			
[略]				[同左]			
40.01	[略]			40.01	[同左]		
く	[略]			く	[同左]		
40.14				40.14			
40.15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限りとし、用途を問わない。） －手袋、ミトン及びミット [削除]			40.15	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限りとし、用途を問わない。） －手袋、ミトン及びミット －外科用のもの <u>4015.11</u> 010 天然ゴム製のもの 020 アクリロニトリル－ブタジエンゴム（NBR）製のもの 090 その他のもの [新規]	PR	KG
<u>4015.12</u>	－内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの					PR	KG
010	天然ゴム製のもの	PR	KG				
020	アクリロニトリル－ブタジエンゴム（NBR）製のもの	PR	KG				
090	その他のもの	PR	KG				
4015.19	[略]			4015.19	[同左]		
4015.90	[略]			4015.90	[同左]		
40.16	[略]			40.16	[同左]		
40.17	[略]			40.17	[同左]		
[略]				[同左]			
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
注				注			
1	[略]			1	[同左]		
2	この類には、次の物品を含まない。 (a)～(i) [略] (k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具） (l) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具） (m) [略]			2	この類には、次の物品を含まない。 (a)～(i) [同左] (k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具） (l) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具） (m) [同左]		
3及び4	[略]			3及び4	[同左]		

[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
第44類 木材及びその製品並びに木炭		第44類 木材及びその製品並びに木炭	
注		注	
1 この類には、次の物品を含まない。		1 この類には、次の物品を含まない。	
(a)～(n) [略]		(a)～(n) [同左]	
(o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）		(o) 第94類の物品（例えば、家具、 <u>ランプその他の照明器具</u> 及びプレハブ建築物）	
(p) 第95類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、 <u>遊戯用具</u> 及び <u>運動用具</u> ）		(p) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、 <u>遊戯用具</u> 及び <u>運動用具</u> ）	
(q)及び(r) [略]		(q)及び(r) [同左]	
2～6 [略]		2～6 [同左]	
号注		号注	
1 [略]		1 [同左]	
<u>2 第4401.32号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が25ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。</u>		[新規]	
<u>3 第4407.13号において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</u>		[新規]	
<u>4 第4407.14号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。</u>		[新規]	
44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 [略]	44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 [同左]
4401.11	[略]	4401.11	[同左]
4401.22	一のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）	4401.22	一のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）
4401.31	[略]	4401.31	[同左]
<u>4401.32</u> 000	—木質ブリケット		[新規]
4401.39	[略]	4401.39	[同左]
			MT

		ーのこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）
4401.41	000	ーのこくず
4401.49	000	ーその他のもの
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
4402.10		[略]
4402.20		ー殻又はナットのもの
	010	ーやし殻炭
	090	ーその他のもの
4402.90		ーその他のもの
	100	ー成型したもの
	200	ー粉状、粒状のもの
	300	ーその他のもの
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
		[略]
4403.11		[略]
4403.12		[略]
		ーその他のもの（針葉樹のものに限る。）
4403.21	000	ー松（マツ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
4403.22		[略]
4403.23		ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
	100	ーシトカスプルスのもの
	900	ーその他のもの
4403.24		[略]
4403.25		ーその他のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）
	100	ーカラマツ属のもの

4401.40	000	ーのこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）	MT
			MT
44.02		木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	
4402.10		[同左]	
		[新規]	
4402.90		ーその他のもの	
	010	ーやし殻炭	MT
		ーその他のもの	
	091	ー成型したもの	MT
	092	ー粉状、粒状のもの	MT
	099	ーその他のもの	MT
44.03		木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
		[同左]	
4403.11		[同左]	
4403.12		[同左]	
		ーその他のもの（針葉樹のものに限る。）	
4403.21	000	ー松（マツ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	CM
4403.22		[同左]	
4403.23		ーもみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	
	100	ーシトカスプルスのもの	CM
	900	ーその他のもの	CM
4403.24		[同左]	
4403.25		ーその他のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が15センチメートル以上のものに限る。）	
	100	ーカラマツ属のもの	CM

200	---	ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの
300	---	ヘムロックその他のツガ属のもの
400	---	レッドシダーその他のネズコ属のもの
500	---	ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの
900	---	その他のもの
4403.26	[略]	
	-	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）
4403.41	[略]	
<u>4403.42</u>	<u>000</u>	<u>---チーク</u>
4403.49	---	その他のもの
100	---	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン
	---	クルイン、ラミン、カプール、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス
	----	クルイン又はカプールのもの
211	-----	粗く角にし又は太鼓落とししたもの
219	-----	その他のもの
	-----	その他のもの
	[削除]	
292	-----	ラミンのもの
299	-----	その他のもの
300	---	オクメ、オベチェ、サベリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ
600	---	その他のもの
	-	その他のもの
4403.91	[略]	
4403.93	000	---ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が1.5センチメートル以上のものに限る。）
4403.94	[略]	
4403.95	000	---かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の <u>最小寸法</u> が1.5センチメートル以上のものに限る。）
4403.96		

CM	200	---	ホワイトシダー、イエローシダーその他のヒノキ属のもの	CM
CM	300	---	ヘムロックその他のツガ属のもの	CM
CM	400	---	レッドシダーその他のネズコ属のもの	CM
CM	500	---	ダグラスファーその他のトガサワラ属のもの	CM
CM	900	---	その他のもの	CM
	4403.26	[同左]		
		-	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）	
	4403.41	[同左]		
<u>CM</u>		[新規]		
	4403.49	---	その他のもの	
	100	---	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	CM
		---	クルイン、ラミン、カプール、 <u>チーク</u> 、ジョンコン、メルバウ、ジェルトン及びケンパス	
		----	クルイン又はカプールのもの	
	211	-----	粗く角にし又は太鼓落とししたもの	CM
	219	-----	その他のもの	CM
		-----	その他のもの	
	<u>291</u>	<u>-----</u>	<u>チークのもの</u>	<u>CM</u>
	292	-----	ラミンのもの	CM
	299	-----	その他のもの	CM
	300	---	オクメ、オベチェ、サベリ、シポ、アカジョアフリカ、マコレ及びイロコ	CM
	600	---	その他のもの	CM
		-	その他のもの	
	4403.91	[同左]		
	4403.93	000	---ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が1.5センチメートル以上のものに限る。）	CM
	4403.94	[同左]		
	4403.95	000	---かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の <u>最大寸法</u> が1.5センチメートル以上のものに限る。）	CM
	4403.96			

4407.28				4407.28			
4407.29	--その他のもの			4407.29	--その他のもの		
	---ふたばがき科のもの				---ふたばがき科のもの		
110	----かんながけし又はやすりがけしたもの	CM		110	----かんながけし又はやすりがけしたもの	CM	
190	----その他のもの	CM		190	----その他のもの	CM	
	---その他のもの				---その他のもの		
	[削除]			<u>215</u>	----チークのもの	CM	
220	----たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	CM		220	----たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	CM	
230	----リグナムバイタのもの	CM		230	----リグナムバイタのもの	CM	
	----その他のもの				----その他のもの		
291	----ラミンのもの	CM		291	----ラミンのもの	CM	
299	----その他のもの	CM		299	----その他のもの	CM	
	[略]				[同左]		
4407.91				4407.91			
}	[略]			}	[同左]		
4407.99				4407.99			
44.08				44.08			
}	[略]			}	[同左]		
44.11				44.11			
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10				4412.10			
}	[略]			}	[同左]		
4412.39				4412.39			
	<u>---単板積層材 (LVL)</u>				[新規]		
<u>4412.41</u> 000	<u>---少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの</u>	CM	KG				
<u>4412.42</u> 000	<u>---その他のもの (少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。)</u>	CM	KG				
<u>4412.49</u>	<u>---その他のもの (いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。)</u>						
010	---少なくとも一の単板が熱帯産木材のもの	CM	KG				
090	---その他のもの	CM	KG				
	<u>---ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード</u>				[新規]		
<u>4412.51</u>	<u>---少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの</u>						

	990	-----その他のもの	CM	KG		990	-----その他のもの	CM	KG
44.13		[略]			44.13		[同左]		
44.14		木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁			44.14				
4414.10	000	ー熱帯産木材のもの		KG	4414.00	000	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		KG
4414.90	000	ーその他のもの		KG					
44.15					44.15				
く		[略]			く		[同左]		
44.17					44.17				
44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）			44.18		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		
		ー窓及びフランス窓並びにこれらの枠			4418.10	000	ー窓及びフランス窓並びにこれらの枠		KG
4418.11	000	ー熱帯産木材のもの		KG					
4418.19	000	ーその他のもの		KG					
		ー戸及びその枠並びに敷居			4418.20	000	ー戸及びその枠並びに敷居		KG
4418.21	000	ー熱帯産木材のもの		KG					
4418.29	000	ーその他のもの		KG					
4418.30	000	ーくい及びはり（第4418.81号から第4418.89号までの物					[新規]		
		品を除く。）	CM	KG					
4418.40		[略]			4418.40		[同左]		
4418.50		[略]			4418.50		[同左]		
		[削除]			4418.60	000	ーくい及びはり		KG
		[略]					[同左]		
4418.73					4418.73				
く		[略]			く		[同左]		
4418.79					4418.79				
		ー構造設計用木材製品					[新規]		
4418.81		ー構造用集成材（グルラム）							
	100	ー竹製のもの	CM	KG					
		ーその他のもの							
	910	-----くい及びはり	CM	KG					
		-----その他のもの							
991		-----横断面における短辺が15センチメートル以上のもので、横							

	断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの	CM	KG				
992	-----横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が15センチメートル以上のもの（この号の991に掲げるものを除く。）	CM	KG				
999	-----その他のもの	CM	KG				
<u>4418.82</u>	---直交集成板（CLT又はX-ラム）						
	---いずれのラミナも厚さが12ミリメートル以上のもの						
110	-----長さが900ミリメートル以上で、幅が300ミリメートル以上のもの	CM	KG				
190	-----その他のもの	CM	KG				
900	----その他のもの	CM	KG				
<u>4418.83</u>	---I型はり						
100	----竹製のもの	CM	KG				
900	----その他のもの	CM	KG				
<u>4418.89</u>	---その他のもの						
100	----竹製のもの	CM	KG				
	----その他のもの						
910	-----くい及びはり	CM	KG				
990	-----その他のもの	CM	KG				
4418.91	-その他のもの			4418.91	-その他のもの		
	-竹製のもの				-竹製のもの		
210	----建具及び床柱	KG		100	----セルラーウッドパネル	SM	KG
	----その他のもの				----その他のもの		
221	-----欄間	NO	KG	210	-----建具及び床柱		KG
222	-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	KG			-----その他のもの		
229	-----その他のもの	KG		221	-----欄間	NO	KG
				222	-----その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		KG
					-----その他のもの		
				291	-----構造用集成材	CM	KG
				299	-----その他のもの		KG
<u>4418.92</u>	---セルラーウッドパネル				[新規]		

	<u>100</u>	<u>---</u> 竹製のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>					
	<u>900</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>					
4418.99		--その他のもの			4418.99	--その他のもの			
	<u>210</u>	<u>---</u> 木製の建具及び床柱		<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>---</u> セルラーウッドパネル	<u>SM</u>	<u>KG</u>
		<u>---</u> その他のもの					<u>---</u> その他のもの		
	<u>221</u>	<u>----</u> 欄間	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>210</u>	<u>----</u> 木製の建具及び床柱		<u>KG</u>
	<u>222</u>	<u>----</u> その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		<u>KG</u>			<u>----</u> その他のもの		
	<u>229</u>	<u>----</u> その他のもの		<u>KG</u>		<u>221</u>	<u>----</u> 欄間	<u>NO</u>	<u>KG</u>
						<u>222</u>	<u>----</u> その他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル		<u>KG</u>
							<u>----</u> その他のもの		
							<u>----</u> 構造用集成材		
						<u>231</u>	<u>-----</u> 横断面における短辺が1.5センチメートル以上のもので、横断面の面積が300平方センチメートル以上のもの並びに横断面が長方形（正方形を含む。）でないもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>
						<u>232</u>	<u>-----</u> 横断面における短辺が7.5センチメートル以上で、長辺が1.5センチメートル以上のもの（この号の231に掲げるものを除く。）	<u>CM</u>	<u>KG</u>
						<u>239</u>	<u>-----</u> その他のもの	<u>CM</u>	<u>KG</u>
							<u>-----</u> その他のもの		
						<u>291</u>	<u>-----</u> 直交集成板（CLT）	<u>CM</u>	<u>KG</u>
						<u>299</u>	<u>-----</u> その他のもの		<u>KG</u>
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 [略]			44.19	木製の食卓用品及び台所用品 [同左]			
4419.11		[略]			4419.11	[同左]			
4419.19		[略]			4419.19	[新規]			
	<u>4419.20</u>	<u>-</u> 熱帯産木材のもの							
	<u>100</u>	<u>-</u> 割り箸	<u>TH</u>	<u>KG</u>					
	<u>900</u>	<u>-</u> その他のもの		<u>KG</u>					
4419.90		[略]			4419.90	[同左]			
44.20		寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第9.4類に			44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第9.4類に			

<p>(q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）</p> <p>3及び4 [略]</p> <p>5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p><u>(A) 重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙</u></p> <p>(a)～(e) [略]</p> <p><u>(B) 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙</u></p> <p>(a)～(c) [略]</p> <p>[略]</p> <p>6～11 [略]</p> <p>12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>副次的</u>でないものは、第49類に属する。</p> <p>号注</p> <p>[略]</p>	<p>(q) 第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに<u>乳児用</u>のおむつ及びおむつ中敷き）</p> <p>3及び4 [同左]</p> <p>5 第48.02項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p><u>重量が1平方メートルにつき150グラム以下の紙及び板紙にあつては、</u></p> <p>(a)～(e) [同左]</p> <p><u>重量が1平方メートルにつき150グラムを超える紙及び板紙にあつては、</u></p> <p>(a)～(c) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>6～11 [同左]</p> <p>12 第48.14項又は第48.21項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したものうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>付随的</u>でないものは、第49類に属する。</p> <p>号注</p> <p>[同左]</p>																																																																								
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>																																																																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="163 909 257 997">49.01</td> <td data-bbox="257 909 324 997">}</td> <td data-bbox="324 909 1075 997">[略]</td> <td data-bbox="1075 909 1176 997"></td> <td data-bbox="1176 909 2000 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 997 257 1037">49.04</td> <td data-bbox="257 997 324 1037"></td> <td data-bbox="324 997 1075 1037"></td> <td data-bbox="1075 997 1176 1037"></td> <td data-bbox="1176 997 2000 1037">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1037 257 1173">49.05</td> <td data-bbox="257 1037 324 1173"></td> <td data-bbox="324 1037 1075 1173">地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</td> <td data-bbox="1075 1037 1176 1173"></td> <td data-bbox="1176 1037 2000 1173">地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1173 257 1212"><u>4905.20</u></td> <td data-bbox="257 1173 324 1212"><u>000</u></td> <td data-bbox="324 1173 1075 1212">－製本したもの</td> <td data-bbox="1075 1173 1176 1212"><u>KG</u></td> <td data-bbox="1176 1173 2000 1212"><u>4905.10</u> <u>000</u> <u>－地球儀、天球儀その他これらに類するもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1212 257 1252"><u>4905.90</u></td> <td data-bbox="257 1212 324 1252"><u>000</u></td> <td data-bbox="324 1212 1075 1252">－その他のもの</td> <td data-bbox="1075 1212 1176 1252"><u>KG</u></td> <td data-bbox="1176 1212 2000 1252"><u>－その他のもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1252 257 1292"></td> <td data-bbox="257 1252 324 1292"></td> <td data-bbox="324 1252 1075 1292"></td> <td data-bbox="1075 1252 1176 1292"></td> <td data-bbox="1176 1252 2000 1292"><u>4905.91</u> <u>000</u> <u>－製本したもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1292 257 1332"></td> <td data-bbox="257 1292 324 1332"></td> <td data-bbox="324 1292 1075 1332"></td> <td data-bbox="1075 1292 1176 1332"></td> <td data-bbox="1176 1292 2000 1332"><u>4905.99</u> <u>000</u> <u>－その他のもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1332 257 1372">49.06</td> <td data-bbox="257 1332 324 1372">}</td> <td data-bbox="324 1332 1075 1372">[略]</td> <td data-bbox="1075 1332 1176 1372"></td> <td data-bbox="1176 1332 2000 1372">[同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1372 257 1463">49.11</td> <td data-bbox="257 1372 324 1463"></td> <td data-bbox="324 1372 1075 1463"></td> <td data-bbox="1075 1372 1176 1463"></td> <td data-bbox="1176 1372 2000 1463">[同左]</td> </tr> </table>	49.01	}	[略]			49.04				[同左]	49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）	<u>4905.20</u>	<u>000</u>	－製本したもの	<u>KG</u>	<u>4905.10</u> <u>000</u> <u>－地球儀、天球儀その他これらに類するもの</u>	<u>4905.90</u>	<u>000</u>	－その他のもの	<u>KG</u>	<u>－その他のもの</u>					<u>4905.91</u> <u>000</u> <u>－製本したもの</u>					<u>4905.99</u> <u>000</u> <u>－その他のもの</u>	49.06	}	[略]		[同左]	49.11				[同左]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1075 909 1176 997">49.01</td> <td data-bbox="1176 909 2000 997">}</td> <td data-bbox="2000 909 2054 997"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 997 1176 1037">49.04</td> <td data-bbox="1176 997 2000 1037"></td> <td data-bbox="2000 997 2054 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1037 1176 1173">49.05</td> <td data-bbox="1176 1037 2000 1173"></td> <td data-bbox="2000 1037 2054 1173"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1173 1176 1212"><u>4905.10</u></td> <td data-bbox="1176 1173 2000 1212"><u>000</u></td> <td data-bbox="2000 1173 2054 1212"><u>KG</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1212 1176 1252"></td> <td data-bbox="1176 1212 2000 1252"></td> <td data-bbox="2000 1212 2054 1252"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1252 1176 1292"><u>4905.91</u></td> <td data-bbox="1176 1252 2000 1292"><u>000</u></td> <td data-bbox="2000 1252 2054 1292"><u>KG</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1292 1176 1332"><u>4905.99</u></td> <td data-bbox="1176 1292 2000 1332"><u>000</u></td> <td data-bbox="2000 1292 2054 1332"><u>KG</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1332 1176 1372">49.06</td> <td data-bbox="1176 1332 2000 1372">}</td> <td data-bbox="2000 1332 2054 1372"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1372 1176 1463">49.11</td> <td data-bbox="1176 1372 2000 1463"></td> <td data-bbox="2000 1372 2054 1463"></td> </tr> </table>	49.01	}		49.04			49.05			<u>4905.10</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>				<u>4905.91</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>	<u>4905.99</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>	49.06	}		49.11		
49.01	}	[略]																																																																							
49.04				[同左]																																																																					
49.05		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）		地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）																																																																					
<u>4905.20</u>	<u>000</u>	－製本したもの	<u>KG</u>	<u>4905.10</u> <u>000</u> <u>－地球儀、天球儀その他これらに類するもの</u>																																																																					
<u>4905.90</u>	<u>000</u>	－その他のもの	<u>KG</u>	<u>－その他のもの</u>																																																																					
				<u>4905.91</u> <u>000</u> <u>－製本したもの</u>																																																																					
				<u>4905.99</u> <u>000</u> <u>－その他のもの</u>																																																																					
49.06	}	[略]		[同左]																																																																					
49.11				[同左]																																																																					
49.01	}																																																																								
49.04																																																																									
49.05																																																																									
<u>4905.10</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>																																																																							
<u>4905.91</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>																																																																							
<u>4905.99</u>	<u>000</u>	<u>KG</u>																																																																							
49.06	}																																																																								
49.11																																																																									

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a)～(r) [略]

(s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及び照明器具）

(t) 第95類の物品（例えば、玩具、遊戯用具、運動用具及びネット）

(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）

(v) [略]

2～4 [略]

5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次の全ての要件を満たすものをいう。

(a)～(c) [略]

6～14 [略]

15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

号注

[略]

[略]

55.01		合成繊維の長繊維のトウ		
		<u>－ナイロンその他のポリアミドのもの</u>		
5501.11		<u>－アラミドのもの</u>		
	100	<u>－メーターアラミドのもの</u>	KG	
	900	<u>－その他のもの</u>	KG	
5501.19	000	<u>－その他のもの</u>	KG	
5501.20				
		[略]		
5501.90				
55.02				

第11部 紡織用繊維及びその製品

注

1 この部には、次の物品を含まない。

(a)～(r) [同左]

(s) 第94類の物品（例えば、家具、寝具及びランプその他の照明器具）

(t) 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具、運動用具及びネット）

(u) 第96類の物品（例えば、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライドファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）

(v) [同左]

2～4 [同左]

5 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。

(a)～(c) [同左]

6～14 [同左]

[新規]

号注

[同左]

[同左]

55.01		合成繊維の長繊維のトウ		
		<u>－ナイロンその他のポリアミドのもの</u>		
5501.10		<u>－メーターアラミドのもの</u>		
	100	<u>－その他のもの</u>		KG
	900			KG
5501.20				
		[同左]		
5501.90				
55.02				

く	[略]			く	[同左]		
55.16				55.16			
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品				第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(e) [略]				(a)～(e) [同左]			
(f) 第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品				(f) 第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、 <u>乳児用のおむつ</u> 及びおむつ中敷きその他これらに類する物品			
2～4 [略]				2～4 [同左]			
[略]				[同左]			
57.01	[略]			57.01	[同左]		
57.02	[略]			57.02	[同左]		
57.03	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）			57.03	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）		
5703.10	[略]			5703.10	[同左]		
	<u>－ナイロンその他のポリアミド製のもの</u>			<u>5703.20</u>	<u>－ナイロンその他のポリアミド製のもの</u>		
<u>5703.21</u>	<u>000</u> <u>－人工芝</u>	SM	KG	<u>100</u>	<u>－自動車用に適する寸法及び形状のもの</u>		KG
<u>5703.29</u>	<u>－その他のもの</u>				<u>－その他のもの</u>		
	<u>100</u> <u>－自動車用に適する寸法及び形状のもの</u>		KG	<u>210</u>	<u>－タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）</u>	SM	KG
	<u>－その他のもの</u>			<u>290</u>	<u>－その他のもの</u>	SM	KG
	<u>210</u> <u>－タイル（表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。）</u>	SM	KG				
	<u>290</u> <u>－その他のもの</u>	SM	KG				
	<u>－その他の人造繊維材料製のもの</u>			<u>5703.30</u>	<u>－その他の人造繊維材料製のもの</u>		
<u>5703.31</u>	<u>000</u> <u>－人工芝</u>	SM	KG	<u>100</u>	<u>－自動車用に適する寸法及び形状のもの</u>		KG
<u>5703.39</u>	<u>－その他のもの</u>			<u>200</u>	<u>－その他のもの</u>	SM	KG
	<u>100</u> <u>－自動車用に適する寸法及び形状のもの</u>		KG				
	<u>200</u> <u>－その他のもの</u>	SM	KG				
5703.90	[略]			5703.90	[同左]		
57.04	[略]			57.04	[同左]		
57.05	[略]			57.05	[同左]		
[略]				[同左]			

58.01	[略]			58.01	[同左]		
58.02	テリータオル地その他のテリー織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57.03項の物品を除く。）			58.02	テリータオル地その他のテリー織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第57.03項の物品を除く。）		
5802.10	<u>テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）</u>			5802.11	<u>テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）</u>		
010	<u>――経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</u>	SM	KG		<u>――漂白していないもの</u>		
020	<u>――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの</u>			010	<u>――経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</u>	SM	KG
	<u>の重量が全重量の10%を超えるもの（010のものを除く。）</u>	SM	KG	020	<u>――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの</u>		
090	<u>――その他のもの</u>	SM	KG		<u>の重量が全重量の10%を超えるもの（010のものを除く。）</u>		
					<u>）</u>	SM	KG
				090	<u>――その他のもの</u>	SM	KG
				5802.19	<u>――その他のもの</u>		
					<u>――経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの</u>	SM	KG
				020	<u>――合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたもの</u>		
					<u>の重量が全重量の10%を超えるもの（010のものを除く。）</u>		
					<u>）</u>	SM	KG
				090	<u>――その他のもの</u>	SM	KG
5802.20	[略]			5802.20	[同左]		
5802.30	[略]			5802.30	[同左]		
58.03				58.03			
}	[略]			}	[同左]		
58.11				58.11			
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品			
注				注			
1及び2 [略]				1及び2 [同左]			
3 第59.03項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせることで、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。）。				[新規]			
4 [略]				3 [同左]			
5 [略]				4 [同左]			
6 [略]				5 [同左]			

7	[略]			6	[同左]		
8	[略]			7	[同左]		
59.01		[略]		59.01		[同左]	
59.10				59.10			
59.11		繊維用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注8のものに限る。）		59.11		繊維用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	
5911.10		[略]		5911.10		[同左]	
5911.90				5911.90			
[略]				[同左]			
第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			
注				注			
1～3 [略]				1～3 [同左]			
4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、 <u>裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無し</u> の衣類を含まない。 <u>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</u>				4 第61.05項及び第61.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、 <u>すそにゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦10センチメートル、横10センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ1センチメートルにつき10未満である衣類を含まない。第61.05項には、袖無し</u> の衣類を含まない。			
5～10 [略]				5～10 [同左]			
61.01		[略]		61.01		[同左]	
61.15				61.15			
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、 <u>被覆し又は積層したもの</u> —綿製のもの —プラスチックを染み込ませ、塗布し、 <u>被覆し又は積層したもの</u>		6116.10		—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し <u>又は被覆したもの</u> —綿製のもの —プラスチックを染み込ませ、塗布し <u>又は被覆したもの</u>	

	<u>153</u>	-----編み上げたもの	PR	KG		<u>151</u>	-----編み上げたもの	PR	KG
	<u>154</u>	-----縫製したもの	PR	KG		<u>152</u>	-----縫製したもの	PR	KG
		----その他のもの					----その他のもの		
		-----手袋のもの					-----手袋のもの		
	<u>166</u>	-----編み上げたもの	PR	KG		<u>161</u>	-----編み上げたもの	PR	KG
	<u>167</u>	-----縫製したもの	PR	KG		<u>162</u>	-----縫製したもの	PR	KG
	<u>168</u>	-----手袋以外のもの	PR	KG		<u>165</u>	-----手袋以外のもの	PR	KG
		--その他のもの					--その他のもの		
		----プラスチックを染み込ませ、塗布し、 <u>被覆し又は積層したもの</u>					----プラスチックを染み込ませ、塗布し <u>又は被覆したもの</u>		
	<u>253</u>	-----編み上げたもの	PR	KG		<u>251</u>	-----編み上げたもの	PR	KG
	<u>254</u>	-----縫製したもの	PR	KG		<u>252</u>	-----縫製したもの	PR	KG
		----その他のもの					----その他のもの		
		-----手袋のもの					-----手袋のもの		
	<u>263</u>	-----編み上げたもの	PR	KG		<u>261</u>	-----編み上げたもの	PR	KG
	<u>264</u>	-----縫製したもの	PR	KG		<u>262</u>	-----縫製したもの	PR	KG
	<u>265</u>	-----手袋以外のもの	PR	KG		<u>269</u>	-----手袋以外のもの	PR	KG
		[略]					[同左]		
6116.91		[略]			6116.91		[同左]		
6116.99		[略]			6116.99		[同左]		
61.17		その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.17		その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6117.10		[略]			6117.10		[同左]		
6117.80		-その他の附属品			6117.80		-その他の附属品		
		--ゴムを染み込ませ、塗布し、 <u>被覆し又は積層したもの</u>					--ゴムを染み込ませ、塗布し <u>又は被覆したもの</u>		
	<u>016</u>	----綿製のもの	NO	KG		<u>014</u>	----綿製のもの	NO	KG
	<u>017</u>	----その他のもの	NO	KG		<u>015</u>	----その他のもの	NO	KG
	200	--その他のもの		KG		200	--その他のもの		KG
6117.90		[略]			6117.90		[同左]		
	第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）			
注					注				

1～3 [略]

4 第62.05項及び第62.06項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第62.05項には、袖無し
の衣類を含まない。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

10 [略]

62.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）

[削除]

1～3 [同左]

[新規]

4 [同左]

5 [同左]

6 [同左]

7 [同左]

8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。

男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。

9 [同左]

62.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）

＝オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品

6201.11 ー羊毛製又は織獣毛製のもの

100 ー毛皮付きのもの

NO KG

200 ーその他のも

NO KG

6201.12 ー綿製のもの

100 ー毛皮付きのもの

NO KG

200 ーその他のも

NO KG

6201.13 ー人造繊維製のもの

100 ー毛皮付きのもの

NO KG

				200	---その他のもの		NO	KG
				<u>6201.19</u>	---その他の紡織用繊維製のもの			
				100	---毛皮付きのもの		NO	KG
				200	---その他のもの		NO	KG
<u>6201.20</u>	---羊毛製又は織獣毛製のもの				[新規]			
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG				
	200	---その他のもの	NO	KG				
<u>6201.30</u>	---綿製のもの				[新規]			
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG				
	200	---その他のもの	NO	KG				
<u>6201.40</u>	---人造繊維製のもの				[新規]			
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG				
	200	---その他のもの	NO	KG				
<u>6201.90</u>	---その他の紡織用繊維製のもの				[新規]			
	100	---毛皮付きのもの	NO	KG				
	200	---その他のもの	NO	KG				
		[削除]						
				<u>6201.91</u>	---羊毛製又は織獣毛製のもの			
				100	---毛皮付きのもの		NO	KG
				200	---その他のもの		NO	KG
				<u>6201.92</u>	---綿製のもの			
				100	---毛皮付きのもの		NO	KG
				200	---その他のもの		NO	KG
				<u>6201.93</u>	---人造繊維製のもの			
				100	---毛皮付きのもの		NO	KG
				200	---その他のもの		NO	KG
				<u>6201.99</u>	---その他の紡織用繊維製のもの			
				100	---毛皮付きのもの		NO	KG
				200	---その他のもの		NO	KG
62.02	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。)		62.02		女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック (スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケット トその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。)			

	[削除]				<u>－オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品</u>		
				<u>6202.11</u>	<u>－羊毛製又は織獣毛製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG
				200	－その他のもの	NO	KG
				<u>6202.12</u>	<u>－綿製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG
				200	－その他のもの	NO	KG
				<u>6202.13</u>	<u>－人造繊維製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG
				200	－その他のもの	NO	KG
				<u>6202.19</u>	<u>－その他の紡織用繊維製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG
				200	－その他のもの	NO	KG
<u>6202.20</u>	<u>－羊毛製又は織獣毛製のもの</u>				[新規]		
	100		NO	KG			
	200		NO	KG			
<u>6202.30</u>	<u>－綿製のもの</u>				[新規]		
	100		NO	KG			
	200		NO	KG			
<u>6202.40</u>	<u>－人造繊維製のもの</u>				[新規]		
	100		NO	KG			
	200		NO	KG			
<u>6202.90</u>	<u>－その他の紡織用繊維製のもの</u>				[新規]		
	100		NO	KG			
	200		NO	KG			
	[削除]				<u>－その他のもの</u>		
				<u>6202.91</u>	<u>－羊毛製又は織獣毛製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG
				200	－その他のもの	NO	KG
				<u>6202.92</u>	<u>－綿製のもの</u>		
				100	－毛皮付きのもの	NO	KG

				200	---	その他のもの			NO	KG
				<u>6202.93</u>	---	人造繊維製のもの				
				100	---	毛皮付きのもの			NO	KG
				200	---	その他のもの			NO	KG
				<u>6202.99</u>	---	その他の紡織用繊維製のもの				
				100	---	毛皮付きのもの			NO	KG
				200	---	その他のもの			NO	KG
62.03				62.03						
}	[略]			}		[同左]				
62.09				62.09						
62.10	衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）			62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）				
6210.10	[略]			6210.10		[同左]				
6210.20	---その他の衣類（ <u>第62.01項のもの</u> と同一種類のものに限る。）			6210.20		---その他の衣類（ <u>第6201.11号から第6201.19号までのもの</u> と同一種類のものに限る。）				
	100	---	毛皮付きのもの	NO	KG	100	---	毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---	その他のもの	NO	KG	200	---	その他のもの	NO	KG
6210.30	---その他の衣類（ <u>第62.02項のもの</u> と同一種類のものに限る。）			6210.30		---その他の衣類（ <u>第6202.11号から第6202.19号までのもの</u> と同一種類のものに限る。）				
	100	---	毛皮付きのもの	NO	KG	100	---	毛皮付きのもの	NO	KG
	200	---	その他のもの	NO	KG	200	---	その他のもの	NO	KG
6210.40	[略]			6210.40		[同左]				
6210.50	[略]			6210.50		[同左]				
62.11				62.11						
}	[略]			}		[同左]				
62.17				62.17						
	[略]					[同左]				
63.01	[略]			63.01		[同左]				
}	[略]			}		[同左]				
63.05				63.05						
63.06	ターポリン及び日よけ、テント（ <u>仮設の日よけテント</u> その他これに類す			63.06		ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はラ				

		る物品を含む。)、帆(ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品				ンドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品		
6306.12		[略]		6306.12		[同左]		
6306.19		[略]		6306.19		[同左]		
		ーテント(仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。)				ーテント		
6306.22		[略]		6306.22		[同左]		
6306.90		[略]		6306.90		[同左]		
63.07		[略]		63.07		[同左]		
63.10		[略]		63.10		[同左]		
[略]				[同左]				
[略]				[同左]				
第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品				
注				注				
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。				
(a)~(ij) [略]				(a)~(ij) [同左]				
(k) 第94類の物品(例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物)				(k) 第94類の物品(例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物)				
(l)~(n) [略]				(l)~(n) [同左]				
2 [略]				2 [同左]				
68.01		[略]		68.01		[同左]		
68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉		68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉		
6802.10	000	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるかないかを問わないものとし、最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	MT	6802.10	000	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形(正方形を含む。))であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)並びに人工的に着色した粒、細片及び粉	MT	

6802.21	[略]		6802.21	[同左]	
}	[略]		}	[同左]	
6802.99			6802.99		
68.03	[略]		68.03	[同左]	
}	[略]		}	[同左]	
68.11			68.11		
68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）		68.12	石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）	
6812.80	[略] －その他のもの		6812.80	[同左] －その他のもの	
6812.91	[略] [削除] [削除]		6812.91	[同左]	
			<u>6812.92</u> 000	－紙、厚紙及びフェルト	KG
			<u>6812.93</u> 000	－ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	KG
6812.99	[略]		6812.99	[同左]	
68.13	[略]		68.13	[同左]	
68.14	[略]		68.14	[同左]	
68.15	石その他の鉍物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） －炭素繊維及びその製品（電気用品を除く。）並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品（電気用品を除く。）		68.15	石その他の鉍物性材料の製品（炭素繊維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） －黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）	
			<u>6815.10</u> 000		KG
<u>6815.11</u> 000	－炭素繊維	KG			
<u>6815.12</u> 000	－炭素繊維製の織物類	KG			
<u>6815.13</u> 000	－炭素繊維製のその他の製品	KG			
<u>6815.19</u> 000	－その他のもの	KG			
6815.20	[略] －その他の製品		6815.20	[同左] －その他の製品	
6815.91 000	－マグネサイト、マグネシア（ペリクレスのものに限る。）、ドロ		6815.91 000	－マグネサイト、ドロマイト又はクロマイトを含有するもの	KG

6815.99		マイト（ドライムのもを含む。）又はクロマイトを含有するもの [略]	KG	6815.99		[同左]		
<p>第69類 陶磁製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。</p> <p>(a) 第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。</p> <p>(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカフェームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) [略]</p> <p>(i) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k)～(m) [略]</p>				<p>第69類 陶磁製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第69.04項から第69.14項までには、第69.01項から第69.03項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) [同左]</p> <p>(i) 第94類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k)～(m) [同左]</p>				
69.01		[略]		69.01		[同左]		
69.02		[略]		69.02		[同左]		
69.03		その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや、棒及びスライドゲート。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		69.03		その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューベル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6903.10	000	—遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの	KG	6903.10	000	—黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の50%を超えるもの		KG
6903.20		[略]		6903.20		[同左]		
6903.90		[略]		6903.90		[同左]		
69.04		[略]		69.04		[同左]		
69.14		[略]		69.14		[同左]		

第70類 ガラス及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(c) [略]

(d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、第86類から第88類までの物品用のものに限る。）

(e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵する第86類から第88類までの物品用のものに限る。）

(f) [略]

(g) 第94.05項の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

(h) 第95類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(i) [略]

2～5 [略]

号注

[略]

70.01			
7001.00	000	ガラスのくず（ <u>第85.49項の陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラスを除く。</u> ）及び塊	KG
70.02	}	[略]	
70.10			
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（ <u>電灯その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。</u> ）	
7011.10	}	[略]	
7011.90			
70.13	}	[略]	

第70類 ガラス及びその製品

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(c) [同左]

[新規]

[新規]

(d) [同左]

(e) 第94.05項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品

(f) 第95類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第95類の人形その他の物品に使用するものを除く。）

(g) [同左]

2～5 [同左]

号注

[同左]

70.01			
7001.00	000	ガラスのくず及び塊	KG
70.02	}	[同左]	
70.10			
70.11		ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（ <u>電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。</u> ）	
7011.10	}	[同左]	
7011.90			
70.13	}	[同左]	

70.18		
70.19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）	
	－スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット	
7019.11	[略]	
7019.12	[略]	
<u>7019.13</u>	000 ーその他の糸及びスライバー	
<u>7019.14</u>	000 ー機械的に結合したマット	
<u>7019.15</u>	000 ー化学的に結合したマット	
<u>7019.19</u>	000 ーその他のもの	
	[削除]	
	[削除]	
	[削除]	
	ー機械的に結合した織物類	
<u>7019.61</u>	000 ーロービング製の目の細かい織物	
<u>7019.62</u>	000 ーロービング製のその他の織物類	
<u>7019.63</u>	000 ー糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したものと及び積層したものを除く。）	
<u>7019.64</u>	000 ー糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したものと及び積層したものに限る。）	

70.18		
70.19	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）	
	－スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド	
7019.11	[同左]	
7019.12	[同左]	
	[新規]	
	[新規]	
	[新規]	
<u>7019.19</u>	000 ーその他のもの	
	020 ー糸	
	090 ーその他のもの	
	ー薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織つてない物品	
<u>7019.31</u>	000 ーマット	
<u>7019.32</u>	000 ー薄いシート（ボイル）	
<u>7019.39</u>	000 ーその他のもの	
<u>7019.40</u>	000 ーロービング製の織物	
	ーその他の織物	
<u>7019.51</u>	000 ー幅が30センチメートル以下のもの	
<u>7019.52</u>	000 ー幅が30センチメートルを超えるもの（重量が1平方メートルにつき250グラム未満の平織りのもので、単糸が136テックス以下の長繊維製のものに限る。）	
<u>7019.59</u>	000 ーその他のもの	
	[新規]	

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

<u>7019.65</u>	<u>000</u>	――目の粗い織物（幅が30センチメートル以下のものに限る。）	<u>KG</u>				
<u>7019.66</u>	<u>000</u>	――目の粗い織物（幅が30センチメートルを超えるものに限る。）	<u>KG</u>				
<u>7019.69</u>	<u>000</u>	――その他のもの ―― <u>化学的に結合した織物類</u>	<u>KG</u>			[新規]	
<u>7019.71</u>	<u>000</u>	――ベール（薄いシート）	<u>KG</u>				
<u>7019.72</u>	<u>000</u>	――その他の目の細かい織物類	<u>KG</u>				
<u>7019.73</u>	<u>000</u>	――その他の目の粗い織物類	<u>KG</u>				
<u>7019.80</u>	<u>000</u>	――グラスウール及びその製品	<u>KG</u>			[新規]	
7019.90		[略]		7019.90		[同左]	
70.20		[略]		70.20		[同左]	
[略]				[同左]			
71.01		[略]		71.01		[同左]	
71.03		[略]		71.03		[同左]	
71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		71.04		合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	
7104.10		[略] ――その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）		7104.10		[同左]	
<u>7104.21</u>	<u>000</u>	――ダイヤモンド	<u>GR</u>	<u>7104.20</u>	<u>000</u>	――その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。）	<u>GR</u>
<u>7104.29</u>	<u>000</u>	――その他のもの	<u>GR</u>	<u>7104.90</u>	<u>000</u>	――その他のもの	<u>GR</u>
<u>7104.91</u>	<u>000</u>	――ダイヤモンド	<u>GR</u>				
<u>7104.99</u>	<u>000</u>	――その他のもの	<u>GR</u>				
71.05		[略]		71.05		[同左]	
71.11		[略]		71.11		[同左]	
71.12		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第8		71.12		貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの	

7112.30 ↳ 7112.99 71.13 ↳ 71.18	<u>5. 49項の物品を除く。）</u> [略] [略] [略]		7112.30 ↳ 7112.99 71.13 ↳ 71.18	 [同左] [同左] [同左]
<p style="text-align: center;">第15部 卑金属及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(ij) [略]</p> <p>(k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）</p> <p>(l)～(n) [略]</p> <p>2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品（<u>内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの（第90.21項参照）を除く。）</u></p> <p>(b)及び(c) [略]</p> <p>第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定める汎用性の部分品を含まない。</p> <p>第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「くず」とは、次のものをいう。</p> <p>(i) 全ての金属くず</p> <p>(ii) <u>破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品</u></p> <p>(b) [略]</p> <p><u>9 第74類から第76類まで及び第78類から第81類までにおいて次の用語の意義は、それぞ</u></p>		<p style="text-align: center;">第15部 卑金属及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(ij) [同左]</p> <p>(k) 第94類の物品（例えば、家具、マットレスサポート、<u>ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物</u>）</p> <p>(l)～(n) [同左]</p> <p>2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 第73.07項、第73.12項、第73.15項、第73.17項又は第73.18項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品</p> <p>(b)及び(c) [同左]</p> <p>第73類から第76類まで及び第78類から第82類まで（第73.15項を除く。）において部分品には、(a)から(c)までに定めるはん用性の部分品を含まない。</p> <p>第二文及び第83類の注1の規定に従うことを条件として、第72類から第76類まで及び第78類から第81類までの物品には、第82類又は第83類の物品を含まない。</p> <p>3～7 [同左]</p> <p>8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「くず」とは、<u>金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。</u></p> <p>(b) [同左]</p> <p>[新規]</p>		

れ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第74類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の銅の塊とみなす。この規定は、第81類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有

<p>しないもの</p> <p>板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第74類 銅及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>第74類 銅及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) [同左]</p> <p>(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>もつとも、ワイヤバー及びピレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパ加工その他の加工をしたものは、第74.03項の塊とみなす。</p> <p>(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製</p>

[削除]		<p>品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p>
[削除]		<p>(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>第74.09項又は第74.10項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びびし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p>
[削除]		<p>(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>
号注 [略]		号注 [同左]
74.01 く 74.18	[略]	74.01 く 74.18 [同左]

74.19		その他の銅製品		74.19		その他の銅製品	
		[削除]		<u>7419.10</u>	000	一鎖及びその部分品	KG
<u>7419.20</u>	000	一 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	KG			[新規]	
<u>7419.80</u>	000	一 その他のもの	KG			[新規]	
		[削除]		<u>7419.91</u>	000	一 一 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	KG
				<u>7419.99</u>	000	一 一 その他のもの	KG

第75類 ニッケル及びその製品

[削除]

第75類 ニッケル及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空で

<p>号注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第7508.10号において線には、<u>第15部の注9(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	<p><u>ない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第75.02項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</u></p> <p><u>第75.06項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 第7508.10号において線には、<u>この類の注1(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第76類 アルミニウム及びその製品</p> <p>[削除]</p>	<p>第76類 アルミニウム及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）の</p>

ものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第76.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第76.06項又は第76.07項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形

<p>号注</p> <p>1 [略]</p> <p>2 第7616.91号において線には、<u>第15部の注9(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>	<p>にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>号注</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 第7616.91号において線には、<u>この類の注1(c)</u>の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第78類 鉛及びその製品</p> <p>[削除]</p>	<p>第78類 鉛及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1</u> この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、<u>鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</u></p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、<u>鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</u></p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空で</p>

<p>号注 [略]</p>	<p><u>ない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第78.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</u></p> <p><u>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</u></p> <p><u>第78.04項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(e) <u>「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</u></p> <p>号注 [同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>第79類 亜鉛及びその製品 [削除]</p>	<p>第79類 亜鉛及びその製品</p> <p><u>注</u></p> <p><u>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(a) <u>「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</u></p>

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第79.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの

第79.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。

号注

[略]

号注

[同左]

[略]

第80類 すず及びその製品

[削除]

[同左]

第80類 すず及びその製品

注

1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。

長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの

長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有

号注		しないもの	
[略]		(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものを用いるものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。	
[略]		号注 [同左]	
[略]		[同左]	
第 8 1 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		第 8 1 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
[削除]		号注 1 第 7 4 類の注 1 に規定する「棒」、「形材」、「線」、「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」の用語の定義は、この類において準用する。	
81.01	[略]	81.01	[同左]
81.02	[略]	81.02	[同左]
81.03	タンタル及びその製品（くずを含む。）	81.03	タンタル及びその製品（くずを含む。）
8103.20	[略]	8103.20	[同左]
8103.30	[略]	8103.30	[同左]
	<u>－その他のもの</u>	8103.90	<u>－その他のもの</u>
8103.91 000	<u>－－るつぼ</u>	010	<u>－－フレーク</u>
8103.99	<u>－－その他のもの</u>	020	<u>－－その他のもの</u>
	010 <u>－－－フレーク</u>		
	020 <u>－－－その他のもの</u>		
81.04	[略]	81.04	[同左]
81.05	[略]	81.05	[同左]
81.06	<u>ビスマス及びその製品（くずを含む。）</u>	81.06	
8106.10 000	<u>－ビスマスの含有量が全重量の 99.99% を超えるもの</u>	8106.00 000	<u>ビスマス及びその製品（くずを含む。）</u>
8106.90 000	<u>－その他のもの</u>		
	[削除]	81.07	<u>カドミウム及びその製品（くずを含む。）</u>
		8107.20 000	<u>－カドミウムの塊及び粉</u>

			<u>8107.30</u>	000	—くず			KG
			<u>8107.90</u>	000	—その他のもの			KG
81.08	[略]		81.08		[同左]			
81.09	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）		81.09		ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）			
	—ジルコニウムの塊及び粉		<u>8109.20</u>	000	—ジルコニウムの塊及び粉			KG
<u>8109.21</u>	000	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
<u>8109.29</u>	000	—その他のもの	KG					
	—くず		<u>8109.30</u>	000	—くず			KG
<u>8109.31</u>	000	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
<u>8109.39</u>	000	—その他のもの	KG					
	—その他のもの		<u>8109.90</u>	000	—その他のもの			KG
<u>8109.91</u>	000	—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの	KG					
<u>8109.99</u>	000	—その他のもの	KG					
81.10	[略]		81.10		[同左]			
81.11	[略]		81.11		[同左]			
81.12	ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、 ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、 <u>インジウム及びニオブ</u> （くずを 含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		81.12		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、 <u>ハフニウ ム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム</u> （くずを含む。）並び にこれらの製品（くずを含む。）			
	[略]				[同左]			
8112.12	[略]		8112.12		[同左]			
8112.29	—ハフニウム		8112.29		[新規]			
<u>8112.31</u>	000	—塊、くず及び粉	KG					
<u>8112.39</u>	000	—その他のもの	KG					
	—レニウム				[新規]			
<u>8112.41</u>	000	—塊、くず及び粉	KG					
<u>8112.49</u>	000	—その他のもの	KG					
	[略]				[同左]			
8112.51	[略]		8112.51		[同左]			
8112.59	[略]		8112.59		[同左]			

		<u>ニカドミウム</u>				[新規]		
8112.61	000	--くず		KG				
8112.69		--その他のもの						
	100	---塊及び粉		KG				
	900	---その他のもの		KG				
		[略]				[同左]		
8112.92		[略]			8112.92	[同左]		
8112.99		[略]			8112.99	[同左]		
81.13		[略]			81.13	[同左]		
[略]					[同左]			
第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品					第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注					注			
1 [略]					1 [同左]			
2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。					2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。			
(a) [略]					(a) [同左]			
(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、 <u>第85.17項に属し、第85.24項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第85.29項に属する。</u>					(b) (a)のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第84.79項又は第85.43項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械の項又は第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項若しくは第85.38項のうち該当する項に属する。ただし、第85.17項の物品及び第85.25項から第85.28項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、 <u>第85.17項に属する。</u>			
(c) [略]					(c) [同左]			
3～5 [略]					3～5 [同左]			
<u>6(A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。</u>					[新規]			
<u>(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に用いることができるよう修理することが経済的に適しないもの</u>								

(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱包又は輸送されなかつたもの

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第85.49項に属する。

(C) この部には、第38類の注4の都市廃棄物を含まない。

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 [略]

2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。

(A) 第84.19項には、次の物品を含まない。

(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）

(ii) 穀物給湿機（第84.37項参照）

(iii) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）

(iv) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）

(v) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

(B) 第84.22項には、次の物品を含まない。

(i) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）

(ii) 第84.72項の事務用機器

(C) 第84.24項には、次の物品を含まない。

(i) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）

(ii) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）

3及び4 [略]

5 第84.62項において圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び^{せと}剪断機から成る加工工程をいう。

6 (A)～(C) [略]

(D) 6(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i)～(v) [略]

第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注

1 [同左]

2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。

(a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器（第84.36項参照）

(b) 穀物給湿機（第84.37項参照）

(c) 糖汁抽出用浸出機（第84.38項参照）

(d) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械（第84.51項参照）

(e) 機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

第84.22項には、次の物品を含まない。

(a) 袋その他これに類する容器の封口用マシン（第84.52項参照）

(b) 第84.72項の事務用機器

また、第84.24項には、次の物品を含まない。

(a) インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）

(b) ウォータージェット切断機械（第84.56項参照）

3及び4 [同左]

[新規]

5 (A)～(C) [同左]

(D) 5(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。

(i)～(v) [同左]

	(E) [略]		
7	[略]		
8	二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。 主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、この類の注2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。		
9	[略]		
10	第84.85項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。 この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。		
11(A)	第85類の注12(a)及び(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。		
	(B)及び(C) [略]		
	(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。		
号注			
1	[略]		
2	第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注6(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。		
3及び4	[略]		
84.01			
84.13	[略]		
84.14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、 <u>換気用</u> 又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付け		

	(E) [同左]		
6	[同左]		
7	二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。 主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、2又はこの部の注3の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第84.79項に属する。また、第84.79項には、金属の線、紡織用繊維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。		
8	[同左]		
	[新規]		
9(A)	第85類の注9(a)及び9(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。		
	(B)及び(C) [同左]		
	(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。		
号注			
1	[同左]		
2	第8471.49号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第84類の注5(C)の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものをいう。		
3及び4	[同左]		
84.01			
84.13	[同左]		
84.14	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り		

		てあるかないかを問わない。) 並びに密閉形の生物学的安全キャビネット (フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。)				付けてあるかないかを問わない。)		
8414.10		[略]			8414.10	[同左]		
8414.60		[略]			8414.60	[同左]		
<u>8414.70</u>	000	一密閉形の生物学的安全キャビネット	NO	KG		[新規]		
8414.80		[略]			8414.80	[同左]		
8414.90		[略]			8414.90	[同左]		
84.15		[略]			84.15	[同左]		
84.17		[略]			84.17	[同左]		
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。) 及びヒートポンプ (第84.15項のエアコンディショナーを除く。)			84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。) 及びヒートポンプ (第84.15項のエアコンディショナーを除く。)		
8418.10	000	一冷凍冷蔵庫 (それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。)	NO	KG	8418.10	000 一冷凍冷蔵庫 (それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。)	NO	KG
		[略]				[同左]		
8418.21		[略]			8418.21	[同左]		
8418.99		[略]			8418.99	[同左]		
84.19		加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器 (理化学用のものを含み、電気加熱式のもの (第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)) であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。) 並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)			84.19	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器 (理化学用のものを含み、電気加熱式のもの (第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)) であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。) 並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)		
		一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)				一瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器 (電気式のものを除く。)		
8419.11		[略]			8419.11	[同左]		
<u>8419.12</u>	000	一太陽熱温水器	NO	KG		[新規]		
8419.19		[略]			8419.19	[同左]		
8419.20		[略]			8419.20	[同左]		
		一乾燥機				一乾燥機		

	[削除]			8419.31	000	—農産物用のもの		NO	KG
	[削除]			8419.32	000	—木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの		NO	KG
8419.33	000	—凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器	NO	KG		[新規]			
8419.34	000	—その他のもの（農産物用のものに限る。）	NO	KG		[新規]			
8419.35	000	—その他のもの（木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。）	NO	KG		[新規]			
8419.39				8419.39					
}	[略]			}		[同左]			
8419.90				8419.90					
84.20		[略]		84.20		[同左]			
84.21		遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		84.21		遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機			
		[略]				[同左]			
8421.11				8421.11					
}	[略]			}		[同左]			
8421.29		—気体のろ過機及び清浄機		8421.29		—気体のろ過機及び清浄機			
8421.31		[略]		8421.31		[同左]			
8421.32	000	—内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター（結合してあるかないかを問わない。）	NO	KG		[新規]			
8421.39				8421.39					
}	[略]			}		[同左]			
8421.99				8421.99					
84.22				84.22					
}	[略]			}		[同左]			
84.27				84.27					
84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）		84.28		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）			
8428.10				8428.10					
}	[略]			}		[同左]			
8428.60				8428.60					

8428.70	000	産業用ロボット	NO	KG				
8428.90		[略]			8428.90		[新規]	
84.29					84.29		[同左]	
84.37		[略]			84.37		[同左]	
84.38		飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）			84.38		飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）	
8438.10					8438.10			
8438.90		[略]			8438.90		[同左]	
84.39					84.39			
84.61		[略]			84.61		[同左]	
84.62		鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッター工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）			84.62		鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、 ^{せん} 剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）	
		一 熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー			8462.10	000	一 鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	
8462.11	000	一 密閉型鍛造機	NO	KG			二	NO KG
8462.19	000	一 その他のもの	NO	KG			一 ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスプレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）	
8462.22	000	一 形状成形機	NO	KG	8462.21	000	一 数値制御式のもの	NO KG
8462.23	000	一 数値制御式のプレスプレーキ	NO	KG				
8462.24	000	一 数値制御式のパネルベンダー	NO	KG				
8462.25	000	一 数値制御式のロール成形機	NO	KG				

8462.26	000	－その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン	NO	KG					
8462.29	000	－その他のもの	NO	KG	8462.29	000	－その他のもの	NO	KG
		－スリッター機、切断機及びその他の ^{せん} 剪断機（パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）					－ ^{せん} 剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械を除く。）		
8462.32	000	－スリッター機及び切断機	NO	KG	8462.31	000	－数値制御式のもの	NO	KG
8462.33	000	－数値制御式の ^{せん} 剪断機	NO	KG					
8462.39	000	－その他のもの	NO	KG	8462.39	000	－その他のもの	NO	KG
		－パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）					－パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び ^{せん} 剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）		
8462.42	000	－数値制御式のもの	NO	KG	8462.41	000	－数値制御式のもの	NO	KG
8462.49	000	－その他のもの	NO	KG	8462.49	000	－その他のもの	NO	KG
		－炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）							
8462.51	000	－数値制御式のもの	NO	KG					
8462.59	000	－その他のもの	NO	KG					
		－冷間金属加工プレス							
8462.61	000	－液圧プレス	NO	KG					
8462.62	000	－機械プレス	NO	KG					
8462.63	000	－サーボプレス	NO	KG					
8462.69	000	－その他のもの	NO	KG					
8462.90	000	－その他のもの	NO	KG			－その他のもの		
					8462.91	000	－液圧プレス	NO	KG
					8462.99	000	－その他のもの	NO	KG
84.63					84.63				
		[略]					[同左]		
84.78					84.78				
84.79		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）			84.79		機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）		
8479.10		[略]			8479.10		[同左]		
8479.20	000	－動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG	8479.20	000	－動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	NO	KG

8479.30				8479.30			
}	[略]			}	[同左]		
8479.79				8479.79			
	－その他の機械類				－その他の機械類		
8479.81	[略]			8479.81	[同左]		
8479.82	[略]			8479.82	[同左]		
<u>8479.83</u>	000 ー冷間静水圧プレス	NO	KG		[新規]		
8479.89	[略]			8479.89	[同左]		
8479.90	[略]			8479.90	[同左]		
84.80	[略]			84.80	[同左]		
84.81	[略]			84.81	[同左]		
84.82	玉軸受及びころ軸受			84.82	玉軸受及びころ軸受		
8482.10				8482.10			
}	[略]			}	[同左]		
8482.30				8482.30			
8482.40	000 ー針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）	NO	KG	8482.40	000 ー針状ころ軸受	NO	KG
8482.50	000 ーその他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）	NO	KG	8482.50	000 ーその他の円筒ころ軸受	NO	KG
8482.80				8482.80			
}	[略]			}	[同左]		
8482.99				8482.99			
84.83	[略]			84.83	[同左]		
84.84	[略]			84.84	[同左]		
<u>84.85</u>	積層造形用の機械				[新規]		
<u>8485.10</u>	000 ーメタルデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.20</u>	000 ープラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.30</u>	000 ーブラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデ ポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの	NO	KG				
<u>8485.80</u>	000 ーその他のもの	NO	KG				
<u>8485.90</u>	000 ー部分品		KG				
84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラット パネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84 類の注11(C)の機器並びに部分品及び附属品			84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラット パネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84 類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品		

8486.10					8486.10				
}		[略]			}		[同左]		
8486.30					8486.30				
8486.40	000	—第84類の <u>注11(C)</u> の機器	NO	KG	8486.40	000	—第84類の <u>注9(C)</u> の機器	NO	KG
8486.90		[略]			8486.90		[同左]		
84.87		[略]			84.87		[同左]		
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [略]</p> <p><u>5</u> 第85.17項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> 第85.24項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器（他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの）をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子（映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。）を備えていてもよい。ただし、第85.24項には、映像信号を変換する要素（例えば、スクーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサ）や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第85.24項は、この表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> [略]</p> <p><u>11</u> 第85.39項において「発光ダイオード（LED）光源」には、次の物品を含む。</p> <p>(a) 「発光ダイオード（LED）モジュール」</p>					<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1～4 [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>5</u> [同左]</p> <p>[新規]</p> <p><u>6</u> [同左]</p> <p><u>7</u> [同左]</p> <p><u>8</u> [同左]</p> <p>[新規]</p>				

発光ダイオード（LED）モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード（LED）による電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第85.36項若しくは第85.42項の物品を有する。発光ダイオード（LED）モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード（LED）ランプ」

発光ダイオード（LED）ランプは、一以上の発光ダイオード（LED）モジュールを含む電氣的な光源であり、他の構成部品（例えば、電氣的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電氣的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード（LED）モジュールと区別される。

12 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電氣的信号に変換し又は電氣的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電氣的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをい

9 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

う。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード（LED）」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス（互いに電氣的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。）をいう。第85.41項の発光ダイオード（LED）は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [略]

(iv) マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1及び2 [略]

3(a) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる

(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。

(i)～(iii) [同左]

(iv) マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）

この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1及び2 [同左]

3(a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物

物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(b)～(d) [略]

この注12の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

[削除]

号注

1 第8525.81号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が1マイクロ秒当たり0.5ミリメートルを超えること。

時間分解能が50ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒225,000フレームを超えること。

2 第8525.82号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で50,000グレイ(5,000,000ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第8525.83号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第8525.89号参照)を含まない。

4 [略]

5 第8549.11号から第8549.19号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。

(b)～(d) [同左]

この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。

10 第85.48項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

号注

[新規]

[新規]

[新規]

1 [同左]

[新規]

85.01	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10	[略]		
8501.20	[略]		
	—その他の直流電動機及び直流発電機(光発電機を除く。)		

85.01	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.10	[同左]		
8501.20	[同左]		
	—その他の直流電動機及び直流発電機		

8501.31				8501.31			
↳	[略]			↳	[同左]		
8501.53	—交流発電機（光発電機を除く。）			8501.53	—交流発電機		
8501.61				8501.61			
↳	[略]			↳	[同左]		
8501.64	— <u>直流光発電機</u>			8501.64	[新規]		
<u>8501.71</u>	<u>000</u> —出力が50ワット以下のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8501.72</u>	<u>000</u> —出力が50ワットを超えるもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8501.80</u>	<u>000</u> —交流光発電機	<u>NO</u>	<u>KG</u>		[新規]		
85.02				85.02			
↳	[略]			↳	[同左]		
85.06				85.06			
85.07	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか いかを問わない。）			85.07	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか いかを問わない。）		
8507.10				8507.10			
↳	[略]			↳	[同左]		
8507.30	[削除]			8507.30			
8507.50				<u>8507.40</u>	<u>000</u> —ニッケル・鉄蓄電池	<u>NO</u>	<u>KG</u>
↳	[略]			8507.50			
8507.90				↳	[同左]		
85.08				8507.90			
↳	[略]			85.08			
85.13				↳	[同左]		
85.14	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するも のを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘 電損失により物質を加熱処理するものに限る。）			85.13			
	— <u>抵抗加熱炉</u>			85.14	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するも のを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘 電損失により物質を加熱処理するものに限る。）		
				<u>8514.10</u>	<u>000</u> — <u>抵抗加熱炉</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
<u>8514.11</u>	<u>000</u> —熱間静水圧プレス	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>8514.19</u>	<u>000</u> —その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				

8514.20	[略]			8514.20	[同左]		
	<u>－その他の炉</u>			<u>8514.30</u>	<u>000</u>	<u>－その他の炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>
<u>8514.31</u>	<u>000</u>	<u>－電子ビーム炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
<u>8514.32</u>	<u>000</u>	<u>－プラズマアーク炉及び真空アーク炉</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
<u>8514.39</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>				
8514.40	[略]			8514.40	[同左]		
8514.90	[略]			8514.90	[同左]		
85.15	[略]			85.15	[同左]		
85.16	[略]			85.16	[同左]		
85.17	電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>その他の電話を含む。</u> ）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） －電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>その他の電話を含む。</u> ）			85.17	電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>電話を含む。</u> ）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。） －電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の <u>電話を含む。</u> ）		
8517.11	[略]			8517.11	[同左]		
<u>8517.13</u>	<u>000</u>	<u>－スマートフォン</u>	<u>NO</u>		[新規]		
<u>8517.14</u>	<u>000</u>	<u>－携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話</u>	<u>NO</u>	<u>8517.12</u>	<u>000</u>	<u>－携帯回線網用その他の無線回線網用の電話</u>	<u>NO</u>
8517.18	[略]			8517.18	[同左]		
	[略]				[同左]		
8517.61	[略]			8517.61	[同左]		
ゝ	[略]			ゝ	[同左]		
8517.69	－部分品			8517.69	－部分品		
<u>8517.71</u>	<u>000</u>	<u>－アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品</u>	<u>KG</u>	<u>8517.70</u>	<u>000</u>	<u>－部分品</u>	<u>KG</u>
<u>8517.79</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>KG</u>				
85.18	[略]			85.18	[同左]		
85.19	音声の記録用又は再生用の機器			85.19	音声の記録用又は再生用の機器		
8519.20	[略]			8519.20	[同左]		
8519.30	[略]			8519.30	[同左]		

	[削除]			8519.50	000	一留守番電話装置		NO	KG
	[略]					[同左]			
8519.81	[略]			8519.81		[同左]			
8519.89	[略]			8519.89		[同左]			
85.21				85.21					
}	[略]			}		[同左]			
85.23				85.23					
85.24	フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）					[新規]			
	ードライバ又は制御回路を有しないもの								
8524.11	000	ー液晶のもの	NO	KG					
8524.12	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG					
8524.19	000	ーその他のもの	NO	KG					
		ーその他のもの							
8524.91	000	ー液晶のもの	NO	KG					
8524.92	000	ー有機発光ダイオード（OLED）のもの	NO	KG					
8524.99	000	ーその他のもの	NO	KG					
85.25	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			85.25		ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			
8525.50	[略]			8525.50		[同左]			
8525.60	[略]			8525.60		[同左]			
	ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			8525.80	000	ーテレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	NO	KG	
8525.81	000	ーこの類の号注1の高速度の物品	NO	KG					
8525.82	000	ーその他のもの（この類の号注2の耐放射線性の物品に限る。）	NO	KG					
8525.83	000	ーその他のもの（この類の号注3の暗視用の物品に限る。）	NO	KG					
8525.89	000	ーその他のもの	NO	KG					
85.26				85.26					
}	[略]			}		[同左]			
85.28				85.28					
85.29	第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			

8529.10	[略]			8529.10	[同左]		
8529.90	[略]			8529.90	[同左]		
85.30				85.30			
ゝ	[略]			ゝ	[同左]		
85.38				85.38			
85.39	<u>フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）</u> 、 <u>アーク灯並びに発光ダイオード（LED）光源</u>			85.39	<u>フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）</u> 、 <u>アーク灯並びに発光ダイオード（LED）ランプ</u>		
8539.10				8539.10			
ゝ	[略]			ゝ	[同左]		
8539.49				8539.49			
	<u>－発光ダイオード（LED）光源</u>			8539.50	<u>－発光ダイオード（LED）ランプ</u>		
8539.51	000 <u>－発光ダイオード（LED）モジュール</u>	NO	KG	010	<u>－A形のもの</u>	NO	KG
8539.52	<u>－発光ダイオード（LED）ランプ</u>			090	<u>－その他のもの</u>	NO	KG
	010 <u>－A形のもの</u>	NO	KG				
	090 <u>－その他のもの</u>	NO	KG				
8539.90	[略]			8539.90	[同左]		
85.40	[略]			85.40	[同左]		
85.41	<u>半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）</u> 、 <u>光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）</u> 、 <u>発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子</u>			85.41	<u>ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス</u> 、 <u>光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）</u> 、 <u>発光ダイオード（LED）及び圧電結晶素子</u>		
8541.10				8541.10			
ゝ	[略]			ゝ	[同左]		
8541.30				8541.30			
	<u>－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）</u>			8541.40	<u>－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）</u>		
8541.41	000 <u>－発光ダイオード（LED）</u>	NO		010	<u>－発光ダイオード（LED）</u>		NO
8541.42	000 <u>－光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）</u>	NO		020	<u>－光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）</u>		NO
8541.43	000 <u>－光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）</u>	NO		090	<u>－その他のもの</u>		NO
8541.49	000 <u>－その他のもの</u>	NO					

		<u>－その他の半導体デバイス</u>
<u>8541.51</u>	<u>000</u>	<u>－半導体ベースの変換器</u>
<u>8541.59</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>
8541.60		[略]
8541.90		[略]
85.42		[略]
85.43		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
8543.10		[略]
8543.30		[略]
<u>8543.40</u>	<u>000</u>	<u>－電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具</u>
8543.70		[略]
8543.90		[略]
85.44		[略]
85.47		[略]
<u>85.48</u>		
<u>8548.00</u>	<u>000</u>	<u>機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</u>
<u>85.49</u>		<u>電気電子機器のくず</u>
		<u>－一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池</u>
<u>8549.11</u>	<u>000</u>	<u>－鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池</u>
<u>8549.12</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）</u>
<u>8549.13</u>	<u>000</u>	<u>－化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）</u>
<u>8549.14</u>	<u>000</u>	<u>－分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）</u>
<u>8549.19</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>
		<u>－主として貴金属の回収に使用する種類のもの</u>
<u>8549.21</u>	<u>000</u>	<u>－一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の</u>

<u>8541.50</u>	<u>000</u>	<u>－その他の半導体デバイス</u>	<u>NO</u>
			<u>NO</u>
8541.60		[同左]	
8541.90		[同左]	
85.42		[同左]	
85.43		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
8543.10		[同左]	
8543.30		[新規]	
8543.70		[同左]	
8543.90		[同左]	
85.44		[同左]	
85.47		[同左]	
<u>85.48</u>		<u>一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器</u>	
		<u>の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</u>	
<u>8548.10</u>	<u>000</u>	<u>－一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池</u>	<u>KG</u>
<u>8548.90</u>	<u>000</u>	<u>－その他のもの</u>	<u>KG</u>
		[新規]	

		活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG				
8549.29	000	—その他のもの	KG				
		—その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板					
8549.31	000	—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG				
8549.39	000	—その他のもの	KG				
		—その他のもの					
8549.91	000	—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの	KG				
8549.99	000	—その他のもの	KG				
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品				第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品			
注				注			
1 [略]				1 [同左]			
2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。				2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。			
(a)～(ij) [略]				(a)～(ij) [同左]			
(k) 第94.05項の照明器具				(k) 第94.05項のランプその他の照明器具			
(l) [略]				(l) [同左]			
3～5 [略]				3～5 [同左]			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品				第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			
注				注			
1～4 [略]				1～4 [同左]			
<u>号注</u>				[新規]			
<u>1</u> 第8708.22号には、次の物品のみを含む。							
(a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）							
(b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電氣的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）							

ただし、第87.01項から第87.05項までの自動車に専ら又は主として使用するものに 限る。							
87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）		87.01		トラクター（第87.09項のトラクターを除く。）	
8701.10		[略]		8701.10		[同左]	
		ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター		8701.20	000	ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター	NO KG
8701.21	000	ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの	NO KG				
8701.22	000	ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	NO KG				
8701.23	000	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	NO KG				
8701.24	000	ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	NO KG				
8701.29	000	ーその他のもの	NO KG				
8701.30		[略]		8701.30		[同左]	
8701.95		[略]		8701.95		[同左]	
87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車		87.02		10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車	
8702.10		[略]		8702.10		[同左]	
8702.20		[略]		8702.20		[同左]	
8702.30	000	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの	NO	8702.30	000	ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの	NO
8702.40		[略]		8702.40		[同左]	
8702.90		[略]		8702.90		[同左]	
87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）		87.03		乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）	
8703.10		[略]		8703.10		[同左]	
		ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）				ーその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）	
8703.21		[略]		8703.21		[同左]	
8703.24		[略]		8703.24		[同左]	

8703.31	<p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[略]</p>	8703.31	<p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[同左]</p>	
8703.33		8703.33		
8703.40 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p>	8703.40 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（<u>往復動機関に限る。</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p>	NO
8703.50 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p>	8703.50 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p>	NO
8703.60 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p>	8703.60 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（<u>往復動機関に限る。</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p>	NO
8703.70 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p>	8703.70 000	<p>－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p>	NO
8703.80	[略]	8703.80	[同左]	
8703.90	[略]	8703.90	[同左]	
87.04	貨物自動車	87.04	貨物自動車	
8704.10	[略]	8704.10	[同左]	
8704.21	<p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン</u>）のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[略]</p>	8704.21	<p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（<u>ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン</u>）を搭載したものに限る。）</p> <p>[同左]</p>	
8704.23	<p>－その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）</p> <p>[略]</p>	8704.23	<p>－その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）</p> <p>[同左]</p>	
8704.31	[略]	8704.31	[同左]	
8704.32	[略]	8704.32	[同左]	

		<u>－その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）</u>				[新規]
8704.41	000	－車両総重量が5トン以下のもの	NO			
8704.42	000	－車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの	NO			
8704.43	000	－車両総重量が20トンを超えるもの	NO			
		<u>－その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）</u>				[新規]
8704.51	000	－車両総重量が5トン以下のもの	NO			
8704.52	000	－車両総重量が5トンを超えるもの	NO			
8704.60	000	－その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）	NO			[新規]
8704.90		） [略]		8704.90		[同左]
87.05		[略]		87.05		[同左]
87.07		[略]		87.07		[同左]
87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）		87.08		部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。）
8708.10		[略]		8708.10		[同左]
		－車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品				－車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
8708.21		[略]		8708.21		[同左]
8708.22	000	－この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓				[新規]
8708.29		[略]	KG	8708.29		[同左]
8708.99		[略]		8708.99		[同左]
87.09		[略]		87.09		[同左]
87.10		[略]		87.10		[同左]
87.11		モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー		87.11		モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
8711.10	000	－シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関		8711.10	000	－シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関

8711.20	付きのもの ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	NO	8711.20	(往復動機関に限る。)付きのもの ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	NO
010	ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え125立方センチメートル以下のもの	NO	010	ーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え125立方センチメートル以下のもの	NO
090	ーその他のもの	NO	090	ーその他のもの	NO
8711.30	000 ーシリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	NO	8711.30	000 ーシリンダー容積が250立方センチメートルを超え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	NO
8711.40	000 ーシリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの	NO	8711.40	000 ーシリンダー容積が500立方センチメートルを超え800立方センチメートル以下のピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	NO
8711.50	000 ーシリンダー容積が800立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの	NO	8711.50	000 ーシリンダー容積が800立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きのもの	NO
8711.60	[略]		8711.60	[同左]	
8711.90	[略]		8711.90	[同左]	
87.12			87.12		
く	[略]		く	[同左]	
87.16			87.16		
第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品		
注			[新規]		
1 この類において、「無人航空機」とは、第88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものを含む。					
ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第95.03項参照)。					
号注			号注		
1 [略]			1 [同左]		
2 第8806.21号から第8806.24号まで及び第8806.91号から第8806.94号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。			[新規]		

88.01	[略]			88.01	[同左]		
88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。 <u>第88.06項の無人航空機を除く。</u> ）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット			88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット		
	[略]				[同左]		
8802.11	[略]			8802.11	[同左]		
8802.60	[削除]			8802.60			
				<u>88.03</u>	<u>部分品（第88.01項又は第88.02項の物品のものに限る。）</u>		
				<u>8803.10</u>	<u>ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品</u>		
				010	ー飛行機用プロペラ		KG
				020	ーヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレード		KG
				090	ーその他のもの		KG
				<u>8803.20</u>	<u>ー着陸装置及びその部分品</u>		KG
				<u>8803.30</u>	<u>ー飛行機又はヘリコプターのその他の部分品</u>		KG
				<u>8803.90</u>	<u>ーその他のもの</u>		KG
88.04	[略]			88.04	[同左]		
88.05	[略]			88.05	[同左]		
<u>88.06</u>	<u>無人航空機</u>				[新規]		
<u>8806.10</u>	<u>000</u> ー旅客の輸送用に設計したもの		NO KG				
	ーその他のもの（遠隔制御飛行専用のものに限る。）						
<u>8806.21</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が250グラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.22</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.23</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.24</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.29</u>	<u>000</u> ーその他のもの		NO KG				
	ーその他のもの						
<u>8806.91</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が250グラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.92</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が250グラムを超え7キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.93</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が7キログラムを超え25キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.94</u>	<u>000</u> ー最大離陸重量が25キログラムを超え150キログラム以下のもの		NO KG				
<u>8806.99</u>	<u>000</u> ーその他のもの		NO KG				

8903.99	[略]			8903.99	[同左]		
89.04				89.04			
}	[略]			}	[同左]		
89.08				89.08			
[略] 第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品				[同左] 第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			
(a)～(e) [略]				(a)～(e) [同左]			
(f) 第15部の注2の卑金属製の <u>汎用性</u> の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第90.21項に属する。				(f) 第15部の注2の卑金属製の <u>はん用性</u> の部分品（第15部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第39類参照）			
(g)～(n) [略]				(g)～(n) [同左]			
2～7 [略]				2～7 [同左]			
90.01				90.01			
}	[略]			}	[同左]		
90.05				90.05			
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
9006.30	[略]			9006.30	[同左]		
9006.40	[略]			9006.40	[同左]		
	－その他の写真機				－その他の写真機		
	[削除]			<u>9006.51</u>	000	－眼レフレックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	NO KG
	[削除]			<u>9006.52</u>	000	－その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	NO KG
9006.53	－幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの			9006.53	－その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）		
	100	－フィルムを交換する機能を有しないもの	NO KG	100	－フィルムを交換する機能を有しないもの		NO KG
	900	－その他のもの	NO KG	900	－その他のもの		NO KG
9006.59				9006.59			

く	[略]	く	[同左]
9006.99		9006.99	
90.07		90.07	
く	[略]	く	[同左]
90.12		90.12	
90.13	レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	90.13	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）
9013.10		9013.10	
く	[略]	く	[同左]
9013.90		9013.90	
90.14		90.14	
く	[略]	く	[同左]
90.21		90.21	
90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>椅子</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>いす</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機
	[略]		[同左]
9022.12		9022.12	
く	[略]	く	[同左]
9022.19	ーアルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	9022.19	ーアルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
9022.21		9022.21	
く	[略]	く	[同左]
9022.90		9022.90	
90.23		90.23	
く	[略]	く	[同左]
90.26		90.26	

90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨張</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム			90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨脹</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム		
9027.10	[略]			9027.10	[同左]		
9027.50	—その他の機器			9027.50	—その他の機器		
9027.81	000 —質量分析計	NO	KG	9027.80	—電気式のもの		
9027.89	—その他のもの			011	—分析機器	NO	KG
010	—分析機器	NO	KG	019	—その他のもの	NO	KG
090	—その他のもの	NO	KG	090	—その他のもの	NO	KG
9027.90	[略]			9027.90	[同左]		
90.28	[略]			90.28	[同左]		
90.29	[略]			90.29	[同左]		
90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			90.30	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第90.28項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器		
9030.10	[略]			9030.10	[同左]		
9030.20	[略]			9030.20	[同左]		
	—電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）				—電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器		
9030.31	[略]			9030.31	[同左]		
9030.40	—その他の機器			9030.40	—その他の機器		
9030.82	—半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器（ <u>集積回路を含む。</u> ）			9030.82	—半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器		
010	—特性測定器	NO		010	—特性測定器	NO	
090	—その他のもの	NO		090	—その他のもの	NO	
9030.84				9030.84			

く	[略]			く	[同左]		
9030.90				9030.90			
90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機			90.31	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機		
9031.10	[略]			9031.10	[同左]		
9031.20	[略]			9031.20	[同左]		
	－その他の光学式機器				－その他の光学式機器		
9031.41 000	－半導体ウエハー又は半導体デバイス（集積回路を含む。）の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス（集積回路を含む。）の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	NO		9031.41 000	－半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器		NO
9031.49				9031.49			
く	[略]			く	[同左]		
9031.90				9031.90			
90.32	[略]			90.32	[同左]		
90.33	[略]			90.33	[同左]		
[略]				[同左]			
91.01				91.01			
く	[略]			く	[同左]		
91.13				91.13			
91.14	その他の時計の部分品			91.14	その他の時計の部分品		
	[削除]			<u>9114.10</u> 000	－ばね（ひげぜんまいを含む。）		KG
9114.30				9114.30			
く	[略]			く	[同左]		
9114.90				9114.90			
[略]				[同左]			
[略]				[同左]			
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			

(a)～(e) [略]

(f) 第85類のランプ又は光源及びこれらの部分品

(g)～(k) [略]

(l) 家具及び照明器具（玩具であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、ストリン
グライトを除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）

(m) [略]

2及び3 [略]

4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む（あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。）。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。

(a)～(e) [同左]

(f) 第85類のランプその他の照明器具

(g)～(k) [同左]

(l) 家具及びランプその他の照明器具（がん具であるものに限る。第95.03項参照）、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具（第95.04項参照）、装飾品（例えば、ちようちん、電気花飾りを除く。第95.05項参照）並びに奇術用家具（第95.05項参照）

(m) [同左]

2及び3 [同左]

4 第94.06項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物（例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物）をいう。

94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	[略]		
9401.20	[略]		
	<u>一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</u>		
9401.31	<u>――木製のもの</u>		
010	<u>――革張りのもの</u>	NO	KG
090	<u>――その他のもの</u>	NO	KG
9401.39	<u>――その他のもの</u>		
010	<u>――革張りのもの</u>	NO	KG
090	<u>――その他のもの</u>	NO	KG
	<u>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。）</u>		
9401.41	<u>――木製のもの</u>		
010	<u>――革張りのもの</u>	NO	KG
090	<u>――その他のもの</u>	NO	KG
9401.49	<u>――その他のもの</u>		

94.01	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品		
9401.10	[同左]		
9401.20	[同左]		
9401.30	<u>一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</u>		
010	<u>――革張りのもの</u>	NO	KG
090	<u>――その他のもの</u>	NO	KG
9401.40	<u>腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</u>		
010	<u>――革張りのもの</u>	NO	KG
090	<u>――その他のもの</u>	NO	KG

	<u>010</u>	<u>---</u> 革張りのもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
	<u>090</u>	<u>---</u> その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
9401.52		[略]			9401.52		[同左]	
}		[略]			}		[同左]	
9401.80					9401.80			
		<u>一部分品</u>			<u>9401.90</u>		<u>一部分品</u>	
<u>9401.91</u>	<u>000</u>	<u>---</u> 木製のもの		<u>KG</u>			<u>---</u> 革製のもの	
<u>9401.99</u>		<u>---</u> その他のもの			<u>021</u>		<u>---</u> 自動車に使用する種類のもの	<u>KG</u>
		<u>---</u> 革製のもの			<u>029</u>		<u>---</u> その他のもの	<u>KG</u>
	<u>021</u>	<u>----</u> 自動車に使用する種類のもの		<u>KG</u>	<u>090</u>		<u>---</u> その他のもの	<u>KG</u>
	<u>029</u>	<u>----</u> その他のもの		<u>KG</u>				
	<u>090</u>	<u>---</u> その他のもの		<u>KG</u>				
94.02		[略]			94.02		[同左]	
94.03		その他の家具及びその部分品			94.03		その他の家具及びその部分品	
9403.10					9403.10			
}		[略]			}		[同左]	
9403.89					9403.89			
		<u>一部分品</u>			<u>9403.90</u>		<u>一部分品</u>	
<u>9403.91</u>	<u>000</u>	<u>---</u> 木製のもの		<u>KG</u>	<u>010</u>		<u>---</u> 金属製のもの	<u>KG</u>
<u>9403.99</u>		<u>---</u> その他のもの			<u>020</u>		<u>---</u> 木製のもの	<u>KG</u>
	<u>010</u>	<u>---</u> 金属製のもの		<u>KG</u>	<u>090</u>		<u>---</u> その他のもの	<u>KG</u>
	<u>090</u>	<u>---</u> その他のもの		<u>KG</u>				
94.04		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート			94.04		寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	
9404.10					9404.10			
}		[略]			}		[同左]	
9404.30					9404.30			
<u>9404.40</u>		<u>---</u> 布団、ベッドスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）					[新規]	

	010	---羽根布団（羽根又は羽毛を詰物に使用したもの）	NO	KG				
	020	---人造繊維のみを詰物に使用したもの	NO	KG				
	090	---その他のもの	NO	KG				
9404.90	000	---その他のもの		KG	9404.90	---その他のもの		
						---布団		
					010	---羽根布団（羽根又は羽毛を詰物に使用したもの）	NO	KG
					020	---人造繊維のみを詰物に使用したもの	NO	KG
					030	---その他のもの	NO	KG
					090	---その他のもの		KG
94.05		照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
		---シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）			9405.10	---シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）		
9405.11	000	---発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG	010	---発光ダイオード（LED）光源を据え付けたもの		KG
9405.19	000	---その他のもの		KG	090	---その他のもの		KG
		---卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具			9405.20	000	---卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	KG
9405.21	000	---発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.29	000	---その他のもの		KG				
		---クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト			9405.30	000	---クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	KG
9405.31	000	---発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの		KG				
9405.39	000	---その他のもの		KG				
		---その他の電気式の照明器具			9405.40		---電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	
9405.41		---光発電性のも（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。）			010	---サーチライト及びスポットライト		KG
	010	---サーチライト及びスポットライト		KG	091	---発光ダイオード（LED）光源を据え付けたもの		KG
	090	---その他のもの		KG	099	---その他のもの		KG
9405.42		---その他のもの（発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用す						

		るように設計されたものに限る。)					
	010	---サーチライト及びスポットライト	KG				
	090	---その他のもの	KG				
9405.49		---その他のもの					
	010	---サーチライト及びスポットライト	KG				
	090	---その他のもの	KG				
9405.50	000	---非電気式の照明器具	KG	9405.50	000	---非電気式のランプその他の照明器具	KG
		---イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する		9405.60		---イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する	
		物品				物品	
9405.61		---発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう設計されたもの		050		---ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製	
	010	---ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は ^{けん} 腱製のもの	KG	040		---その他のもの	KG
	090	---その他のもの	KG				KG
9405.69		---その他のもの					
	010	---ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は ^{けん} 腱製のもの	KG				
	090	---その他のもの	KG				
9405.91		[略]		9405.91		[同左]	
9405.99		[略]		9405.99		[同左]	
94.06		プレハブ建築物		94.06		プレハブ建築物	
9406.10		[略]		9406.10		[同左]	
9406.20		---鋼製のモジュール式建築ユニット				[新規]	
	010	---床のあるもの(一部屋の床面積が9平方メートル以上のものを含むものに限る。)	ST KG				
	090	---その他のもの	ST KG				
9406.90		[略]		9406.90		[同左]	
第95類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				第95類 <u>がん</u> 具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
注				注			
1 この類には、次の物品を含まない。				1 この類には、次の物品を含まない。			

- (a)～(o) [略]
- (p) 無人航空機（第88.06項参照）
- (q) [略]
- (r) [略]
- (s) [略]
- (t) [略]
- (u) ストリングライト（第94.05項参照）
- (v) [略]
- (w) [略]
- (x) [略]

2及び3 [略]

4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、同項の物品と一以上の物品（輸入統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び玩具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

5 [略]

6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わせられたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。
- (b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。
- (c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第95.04項の装置を含まない。
この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

号注

[略]

95.03 [略]

- (a)～(o) [同左]

[新規]

- (p) [同左]
- (q) [同左]
- (r) [同左]
- (s) [同左]
- (t) 電気花飾り（第94.05項参照）
- (u) [同左]
- (v) [同左]
- (w) [同左]

2及び3 [同左]

4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と一以上の物品（輸入統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

5 [同左]

[新規]

号注

[同左]

95.03 [同左]

95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、 <u>バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械</u>	95.04	ビデオゲーム用のコンソール及び機器、 <u>遊戯場用</u> 、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）	
9504.20	〔略〕	9504.20	〔同左〕	
9504.90		9504.90		
95.05	〔略〕	95.05	〔同左〕	
95.07		95.07		
95.08	<u>巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備</u>	95.08	<u>回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備</u>	
9508.10 000	<u>－巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備</u> <u>－遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備</u>	KG 9508.10 000	<u>－巡回サーカス又は巡回動物園のもの</u> 〔新規〕	KG
9508.21 000	<u>－ジェットコースター</u>	KG		
9508.22 000	<u>－回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物</u>	KG		
9508.23 000	<u>－ダッジム車</u>	KG		
9508.24 000	<u>－運動シミュレーター及び体験型劇場の設備</u>	KG		
9508.25 000	<u>－ウォーターライド</u>	KG		
9508.26 000	<u>－ウォーターパークの娯楽設備</u>	KG		
9508.29 000	<u>－その他のもの</u>	KG		
9508.30 000	<u>－興行用設備</u>	KG	〔新規〕	
9508.40 000	<u>－巡回劇場の設備</u> 〔削除〕	KG	〔新規〕	
		9508.90 000	<u>－その他のもの</u>	KG
第96類 雑品		第96類 雑品		
注		注		
1 この類には、次の物品を含まない。		1 この類には、次の物品を含まない。		
(a)～(i) 〔略〕		(a)～(i) 〔同左〕		
(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）		(k) 第94類の物品（例えば、家具及び <u>ランプその他の照明器具</u> ）		
(l)及び(m) 〔略〕		(l)及び(m) 〔同左〕		
2～4 〔略〕		2～4 〔同左〕		

96.01				96.01			
↳	[略]			↳	[同左]		
96.08				96.08			
96.09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の <u>芯</u> 、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09	鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の <u>しん</u> 、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10	－鉛筆及びクレヨン（さやの中に <u>芯</u> を入れたものに限る。）			9609.10	－鉛筆及びクレヨン（ <u>硬い</u> さやの中に <u>しん</u> を入れたものに限る。）		
010	－黒 <u>芯</u> のもの	KG		010	－黒 <u>しん</u> のもの	KG	
090	－その他のもの	KG		090	－その他のもの	KG	
9609.20	000	－鉛筆の <u>芯</u> （色を問わない。）	KG	9609.20	000	－鉛筆の <u>しん</u> （色を問わない。）	KG
9609.90	[略]			9609.90	[同左]		
96.10				96.10			
↳	[略]			↳	[同左]		
96.16				96.16			
96.17				96.17			
9617.00	000	魔法瓶その他の真空容器及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	KG	9617.00	000	魔法瓶その他の真空容器（ <u>ケース入りのものに限る。</u> ）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	KG
96.18	[略]			96.18	[同左]		
96.19				96.19			
9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO KG	9619.00	000	生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、 <u>乳児用のおむつ</u> 及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）	NO KG
96.20	[略]			96.20	[同左]		
[略]				[同左]			
第97類 美術品、収集品及びこつとう				第97類 美術品、収集品及びこつとう			
注				注			
1 [略]				1 [同左]			
2 <u>第97.01項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。</u>				[新規]			
3 [略]				2 [同左]			
4 [略]				3 [同左]			
5(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から <u>4</u> までに定める場合を除くほか、 <u>全て</u> この類に属する。				4(A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から <u>3</u> までに定める場合を除くほか、 <u>すべて</u> この類に属する。			

(B) [略]			(B) [同左]		
6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注6の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。			5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この注5の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。		
97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板 －製作後100年を超えたもの	97.01		書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第49.06項の図案を除く。）及びコラージュその他これに類する装飾板
9701.21	000	－書画	9701.10	000	－書画
9701.22	000	－モザイク	9701.90	000	－その他のもの
9701.29	000	－その他のもの			
		－その他のもの			
9701.91	000	－書画			
9701.92	000	－モザイク			
9701.99	000	－その他のもの			
97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画	97.02		銅版画、木版画、石版画その他の版画
9702.10	000	－製作後100年を超えたもの	9702.00	000	
9702.90	000	－その他のもの			
97.03		彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（材料を問わない。）	97.03		彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品（材料を問わない。）
9703.10	000	－製作後100年を超えたもの	9703.00	000	
9703.90	000	－その他のもの			
97.04		[略]	97.04		[同左]
97.05		収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古銭に関するものに限る。）	97.05		収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）
9705.10	000	－収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）	9705.00	000	
		－収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）			
9705.21	000	－人体の標本及びその部分品			
9705.22	000	－絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品			

9705.29	000	—その他のもの —収集品及び標本（古銭に関するものに限る。）	KG					
9705.31	000	—製作後100年を超えたもの	KG					
9705.39	000	—その他のもの	KG					
97.06		こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）		97.06				
9706.10	000	—製作後250年を超えたもの	KG	9706.00	000	こつとう（製作後100年を超えたものに限る。）		KG
9706.90	000	—その他のもの	KG					
[略]				[同左]				